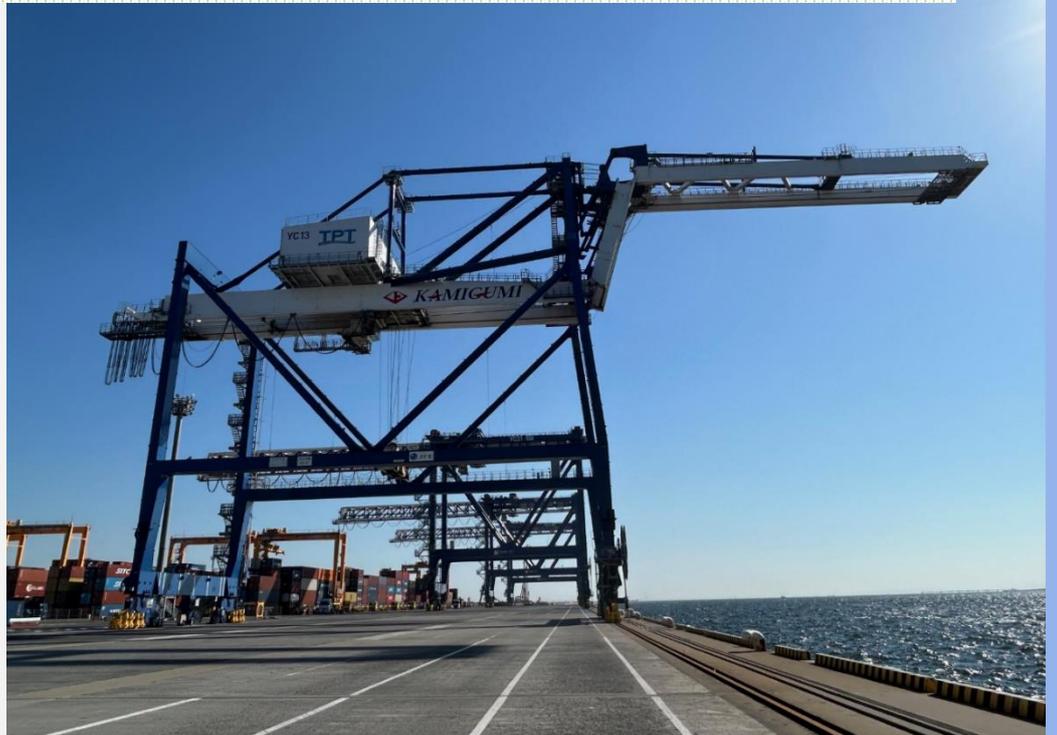


Tokyo Labor Bureau version

2025. 6

港湾労働法のあらまし

HP specifications



撮影場所 中央防波堤 Y-1 コンテナターミナル

品川公共職業安定所

港湾労働課



📍ハローワーク品川 HP『港湾労働課からののお知らせ』をご活用ください

ハローワーク品川



又はこちらから⇒



お知らせ

求職者の方へ

事業主の方へ

各種情報

ハローワーク一覧

ハローワーク品川

東京ハローワーク > ハローワーク一覧 > ハローワーク品川

ご利用時間

●通常業務

平日(月曜～金曜)

8時30分～17時15分

※雇用保険適用課・雇用継続課(2階21・22・23番窓口)、事業所第一部門(3階31番窓口)の受付時間は1



▶ ハローワーク一覧

▶ ハローワーク飯田橋

▶ ハローワーク上野

▶ **ハローワーク品川**

ハローワーク品川

▶ 重要なお知らせ

▶ 仕事をお探しの皆様へ

▶ 障害のある方へ

▶ 事業主の皆様へ

▶ 窓口のご案内

▶ ご利用時間・アクセス

▶ 雇用支援コーナーからのお知らせ

▶ **港湾労働課からのお知らせ**

▶ ハローワークインターネットサービス

▶ ハローワーク八王子

▶ ハローワーク立川

▶ ハローワーク青梅

▶ ハローワーク三鷹

▶ ハローワーク町田

▶ ハローワーク府中

こちらをクリックすると次の画面にジャンプします。

港湾労働課からののお知らせ

港湾労働法関連

- 【重要】直接雇用(法第十条一項但し書き及び二項)に関する手続き変更について
令和5年4月1日雇入(就業日)分より、各事業主が行う直接雇用(事業主がハローワークの紹介によらない日雇労働者を港湾荷役に従事させること)に関連する手続きが変更になります。

主な変更点

：「日雇労働者直接雇入通知書」の廃止

：「日雇労働者直接雇用届」の記載方法

詳しくは「[こちら](#)」をご確認ください。

- 【重要】港湾労働者雇用届の添付書類について
法第9条第1項による港湾労働者雇用届(様式第1号)の提出にあたり、様式中の「社会保険関係」欄には加

▶ ハローワーク一覧

▶ ハローワーク飯田橋

▶ ハローワーク上野

▶ **ハローワーク品川**

▶ 重要なお知らせ

▶ 新着情報

▶ イベント情報

トピック別のご案内を閲覧していただけます。派遣関係を除く届出様式もダウンロード可能です。是非ご活用ください。

はじめに

東京港は、1998年から外貨コンテナ貨物取扱個数で国内首位を維持するなど、首都圏4千万人の生活や産業を支える一大物流拠点として、また、世界と日本を結ぶ国際貿易港として、我が国の経済活動に重要な役割を果たしております。

こうした中、近年中国をはじめとするアジア諸港の躍進により、港湾運送をめぐる環境は大きく変化してきており、ハブポートの育成など、国際競争力強化の観点から港湾運送事業の経営効率化に向けた取組みが進められています。

こうした東京港の革新の動きと並行して、東京労働局ならびに品川公共職業安定所では、港湾労働を取り巻く環境の変化が港湾労働者の安全や雇用の安定、福祉の増進を損なうことのないよう適正な労働時間、労働日数、賃金といった労働条件の確保や、雇用秩序の維持など、港湾労働者が安心して働ける職場づくりに取り組んでおります。

この冊子は、港湾運送事業者や関係者の皆様に港湾労働法の目的及び趣旨をご理解いただくとともに、適正な事務手続きを行う一助としていただくことを目的に作成しました。

港湾労働者の雇用管理に携わる皆様の業務にご活用いただければ幸いです。

令和7年6月

品川公共職業安定所

This booklet was prepared with reference to the "Summary of the Port Labor Law" prepared by the Aichi Labor Bureau and Port Labor Division of the Nagoya Minami Public Employment Security Office.

We would like to extend our greatest appreciation to everyone at the Aichi Labor Bureau and Nagoya Minami Public Employment Security Office.

～ 目 次 ～

I	港湾労働法の目的	1
II	港湾労働法の適用範囲	2
1	法の適用の対象となる港湾	2
2	法の適用の対象となる港湾運送	3
■	港湾倉庫について	5
■	法の適用を受けない港湾運送の行為	5
■	店社（事業所）訪問について	6
■	港湾労働法と港湾運送事業法の適用対象業務（行為）の対比	7
3	法の適用を受ける港湾労働者	8
■	港湾労働法の適用を受ける行為（イメージ図）	10
III	港湾雇用安定等計画	11
IV	港湾労働者の雇用の改善等	12
1	関係者の責務	12
2	雇用管理者等	13
3	波動性に対応した労働力の確保・職業紹介	15
■	常用労働者以外の労働者を活用する場合の仕組み（イメージ図）	16
4	港湾労働者の雇用の届出等	17
5	日雇労働者の雇用（直接雇用）	20
6	事業主の報告	21
V	港湾労働者派遣事業	22
VI	港湾労働者雇用安定センター	28
VII	その他	29
VIII	届出・報告様式	30
■	港湾労働者証の交付に使用する写真について	49
■	日雇労働者雇用届提出の流れ	59
IX	関係法令・資料	64
○	港湾労働法	64
○	港湾労働法施行令	75
○	港湾労働法施行規則	76
○	港湾労働法施行令第二条第三号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する区域（抄）	86
○	港湾労働法第十四条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める基準	86
○	港湾労働法第十四条第一項第二号ロの厚生労働大臣が定める日数	87
○	港湾労働法第二十五条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準	87
○	港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める期間／資格	88
○	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律／施行令（抄）	91
○	港湾運送事業法（抄）	92
○	港湾運送事業法施行規則（抄）／倉庫業法（抄）	93
○	港湾雇用安定等計画（抄）	94
○	東京港の港湾水域及び指定区域図・指定区域一覧	105
○	港湾労働課の活動状況	109

I

港湾労働法の目的

(目的)

第1条 この法律は、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

法の趣旨等

(1) 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等

「港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置」とは、港湾運送の業務に必要な労働力を常用労働者として計画的に採用し、キャリア形成に見合った配置を行うとともに、必要な教育訓練を計画的に行うこと等をいいます。

(2) 港湾運送に必要な労働力の確保

港湾労働対策を講じる最大の理由は、輸送革新の進展に対応しつつ港湾運送事業の日別の業務量の差（変動性）に対処するために必要とされる良質な労働力を円滑かつ十分に確保することが困難なことによるものです。

「港湾運送に必要な労働力を確保する」とは、港湾運送の業務に従事するために必要な技能等を有する労働者を必要な数だけ確保することをいいます。

これは、労働力の質・量の両面に関する必要性を充足することを意味するもので、その不足する労働力を他から導入するとともに、必要労働力の充足が継続的に行われるよう、現にある労働力及び新たに導入する労働力を定着させることを意味します。

(3) 港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進

港湾労働の実態において、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進が十分に図られていない面が認められることに鑑み、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを明らかにしたものです。

Ⅱ 港湾労働法の適用範囲

1 法の適用対象となる港湾

(法第2条第1号関係)

(1) 適用港湾

法の適用の対象となる港湾は、港湾における荷役量、港湾労働者の数等を考慮して、国民経済上に占める港湾の重要性及び必要労働力の確保その他港湾労働者の雇用の安定等に関する特別の措置を実施する必要がともに高い港湾として、次の6大港を指定しています。

【適用港湾】 東京港、横浜港（川崎港含む）、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港

(2) 適用港湾の水域

適用港湾の水域は、港湾労働法施行令により定められております。東京港の水域については105ページでご確認ください。

法の適用の対象となる港湾運送とは、2ページの(1)で掲げた適用港湾において行う次の行為をいいます。

(1) 船内荷役・はしけ運送・沿岸荷役・いかだ運送の行為

港湾運送事業法第2条第1項に規定する港湾運送のうち、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の行為とは、次の行為をいいます。

事業	行為の内容
船内荷役事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶への貨物の積込、又は船舶からの貨物の取卸 * 積荷の場合は、岸壁又は「はしけ」内の貨物に本船デリックのフックを掛けた時点から船倉内に積付けるまで、揚荷の場合は、船倉から貨物を取り出し、岸壁又は「はしけ」内に卸しフックを外すまでの作業をいいます。 * 500トン未満の船舶からの貨物の取卸し又は船舶への積込みで、この船舶が岸壁、さん橋等に係留され、この船舶の揚貨装置を使用しない場合は「沿岸荷役」に含まれます。
はしけ運送事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 貨物の船舶・「はしけ」による運送 * 一定の航路に就航する旅客船による運送等は除きます。 ② 引船による「はしけ」・「いかだ」のえい航
沿岸荷役作業	<ul style="list-style-type: none"> ① 船舶・「はしけ」により運送された貨物の上屋、その他の荷さばき場への搬入 * 水面貯木場への搬入は除きます。 ② 船舶・「はしけ」により運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出 ③ これらの貨物の荷さばき場における荷さばき・保管 ④ 貨物の「はしけ」からの取卸・「はしけ」への積込 * 積荷の場合は、上屋・荷さばき場で貨物を受け取ってから、これを搬出し岸壁の本船舶側でフックをかけられる状態におくまで(「はしけ」の場合は、「はしけ」内に完全に積付けるまで)をいいます。 * 揚荷の場合は、本船から揚げられた貨物のフックが外されてから(「はしけ」の場合は、「はしけ」内の貨物に沿岸労働者が手をかけたときから)上屋、荷さばき場に搬入・荷さばきするまでの作業範囲をいいます。
いかだ運送事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 「いかだ」に組んでする木材の運送 ② 「いかだ」に組んで運送された木材、船舶・「はしけ」により運送された木材の水面貯木場への搬入 ③ 「いかだ」に組んで運送されるべき木材、船舶・「はしけ」により運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出 ④ これらの木材の水面貯木場における荷さばき・保管

(2) 港湾運送に準ずる行為

港湾運送に準ずる行為とは、3ページの(1)に掲げられた行為と本質的機能を同じくするとともに、港湾運送の波動性の影響を受ける等、労働の態様が港湾運送と類似し、実際に港湾運送との間に労働者の相互の流動がみられる以下の行為であって、他人の需要に応じて行うものをいいます。

事業	行為の内容
港湾運送 関連事業	<p>① 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定、積載場所の区画</p> <p>* 船舶に積み込まれた貨物の移動、荷くずれ等を防止するために行う支持・固縛の行為であって、通常ラッシング又はショアリングと呼ばれているものをいいます。</p> <p>② 船積貨物の荷造り若しくは荷直し</p> <p>* 船内、岸壁又は上屋等の荷さばき場において行われる船積貨物の梱包、袋詰め等の荷造り、荷の詰めかえ、包装の修理等の荷直しの行為をいいます。</p> <p>③ 3ページの(1)の行為に先行し、又は後続する船倉の清掃</p> <p>* 船倉(タンクを含む)の清掃をいいます。船員の居住区域、機関区域、燃料タンク、飲料水タンク等直接港湾運送事業の業務と関連のない区域の清掃の行為は含まれません。</p>
港湾倉庫 荷 役	<p>① 港湾倉庫内における荷さばき</p> <p>* 「荷さばき」とは、はい替え、仕訳(特殊仕訳を除く)、看貫及び庫移しの作業を指します。</p> <p>* 港湾倉庫以外の倉庫に係る寄託契約による貨物についての「はしけ」への積込み又は「はしけ」からの取卸し(いわゆる水切り作業)については、当該倉庫に係る倉庫荷役として取り扱います。</p> <p>* 「港湾倉庫」については、5ページを参照してください。</p> <p>② 倉庫海側荷役</p> <p>●船舶・はしけ・いかだに組んで運送された貨物の港湾倉庫への搬入</p> <p>* 単に港湾倉庫に運び入れる作業だけでなく、港湾倉庫に「はいつける」作業まで含まれます。</p> <p>●船舶・はしけ・いかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出</p> <p>* 単に港湾倉庫から運び出す作業だけでなく、港湾倉庫で「はいくずす」作業まで含まれます。</p> <p>③ 倉庫山側荷役</p> <p>●車両等により運送された貨物の港湾倉庫・上屋・荷さばき場への搬入</p> <p>* 単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場に運び入れる作業だけでなく、「はいつける」作業まで含まれます。</p> <p>●車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫・上屋・荷さばき場からの搬出</p> <p>* 単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場から運び出す作業だけでなく、「はいくずす」作業まで含まれます。</p> <p>* 冷蔵倉庫に係る倉庫山側荷役については、倉庫海側荷役と同様です。</p> <p>* 「車両等」とは、道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両若しくは鉄道(軌道を含む)をいいます。</p> <p>注) ②と③は、港湾運送関係事業者以外の者が行う場合には適用対象外となりますが、プラットホーム等における荷さばきに類似した作業は、①に該当する作業として法の適用対象となります。</p>

冷蔵倉庫 における 作業の適 用除外	<p>冷蔵倉庫については、冷蔵倉庫に附属する荷さばき場（冷蔵倉庫のプラットホーム等冷蔵室における作業に従事する労働者がその作業の一環として従事する場所）と冷蔵室との間における荷役作業及び冷蔵室における荷さばきの作業に限り、法の適用がありません。</p> <p>ただし、水切りをした貨物を荷捌き場に搬入する作業、冷蔵室外における荷さばき等については、法が適用されます。</p>
-----------------------------	---

■ 港湾倉庫について

法の適用の対象となる「港湾倉庫」とは、次の①から③のすべてに該当する倉庫をいいます。

- ① 厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫
- ② 船舶、「はしけ」、「いかだ」に組んで運送される貨物を取り扱う倉庫
- ③ ②の貨物の入出庫量が倉庫全体の入出庫量の10%以上の倉庫

- *①の「指定した区域」について、東京港における区域は、「東京港の水域及び指定区域図」及び「港湾指定区域一覧」のとおりです。水域及び指定区域については105～108ページを参照してください。
- *③の「入出庫量の10%」とは、最近1年間における入出庫高の実績により、次の算式により算定した数値が10%以上の倉庫をいいます。

$$\text{算 式} = \frac{\text{海からの入庫量} + \text{海への出庫量}}{\text{総入出庫量}} \times 100$$

- *「海からの入庫量+海への出庫量」とは、船舶等に組んで運送された貨物の当該倉庫への搬入及び運送されるべき貨物の当該倉庫からの搬出に係る合計貨物量（トン換算）をいいます。
- *東京港以外の港（6大港以外の港を含む）で水揚げされた貨物を、陸送により東京港の指定区域内にある倉庫に直接運び入れる場合も海側の貨物として扱います。
- *港湾倉庫指定後は山側貨物の荷さばき及び搬入も法の適用対象となります（倉庫山側荷役）。
- *ハローワークでは、厚生労働省の指示により、東京港の指定区域内の倉庫について、「入出庫量調査」を定期的実施しています。ただし、上記①～③に該当する倉庫は、調査の有無にかかわらず港湾倉庫となります。

■ 法の適用を受けない港湾運送の行為

- ① 港湾運送事業法上の「港湾運送」の行為のうち、次の行為は法の適用はありません。
 - 検数（船積貨物についての個数の計算、受渡の証明を行う事業）
 - 鑑定（船積貨物の積付けに関する証明、調査・鑑定を行う事業）
 - 検量（船積貨物の容積、重量の計算、証明を行う事業）
 - 荷主又は船舶運航事業者の委託を受けて行う、貨物の港湾における船舶から(へ)の受取若しくは引渡の行為

- ② 港湾運送事業法上の「港湾運送関連事業」の行為のうち、船舶貨物の警備等については法の適用はありません。
- ③ このほか、港湾において船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、いかだ運送に該当する行為であっても、「他人の需要に応じて行う行為」でない場合は、法の適用はありません。
- * 「他人の需要に応じて行う行為」でない場合とは、例えば、生産会社が自己の事業の用に供する原材料・生製品の積卸を自己の労働者を使用して行う場合などをいいます。

(3) 事業主（法第2条第3号関係）

法の適用の対象となる「事業主」とは、3～5ページにおける(1)、(2)に該当する作業（港湾労働法上の港湾運送）を行う事業の事業主をいいます。

港湾運送事業法第3条第1号の「一般港湾運送事業」の事業主も、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送のすべてを行う事業の事業主であるので、法にいう「事業主」に含まれます。ただし、貨物の受取又は引渡しについては、港湾労働法の適用にはなりません。

■ 店社（事業所）訪問について

港湾労働課では以下のことを目的とした店社（事業所）訪問を実施しております。

- ① 事業所の現況把握
- ② 事務処理に関する助言又は指導
- ③ 指導内容の改善状況確認
- ④ 法や制度の周知説明、イベントへの協力要請等

電話などでご意向をお伺いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

■ 港湾労働法と港湾運送事業法の適用対象業務（行為）の対比

適用業務内容		港湾労働法 港湾労働法施行令		港湾運送事業法	
元 請	貨物の受取又は引渡	×	規定なし	○	法2条1項1号
	貨物の受取又は引渡に先行又は後続する、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送	○	法2条2号イ	○	法2条1項1号
船内荷役		○	法2条2号イ	○	法2条1項2号
は し け 運 送	港湾に係るもの	○	法2条2号イ	○	法2条1項3号
	指定区間に係るもの	×	規定なし	○	法2条1項3号
沿岸荷役		○	法2条2号イ	○	法2条1項4号
い か だ 運 送	港湾に係るもの	○	法2条2号イ	○	法2条1項5号
	指定区間に係るもの	×	規定なし	○	法2条1項5号
検数		×	規定なし	○	法2条1項6号
鑑定		×		○	法2条1項7号
検量		×		○	法2条1項8号
固定、区画、荷造り及び荷直し		○	令2条1号	○	法2条3項1号
船倉の清掃		○	令2条2号	○	法2条3項1号
倉庫海側荷役		○	令2条3号	×	規定なし
倉庫内における荷捌き		○	令2条3号	×	
倉庫山側荷役		○	令2条4号	×	
船積貨物警備		×	規定なし	○	法2条3項2号

(1) 港湾労働者とは

法の適用を受ける「港湾労働者」とは、3～5ページで説明した港湾運送の業務に直接従事する労働者（船員職業安定法第6条第1項に規定する船員を除く）をいいます。

■ 港湾労働者の範囲（例示）

業務の種類	区 分	港湾労働者に該当する者
船内荷役	船内基幹労働者	○デッキマン 通常ギャング又はハッチの責任者であり、現場監督の指揮監督を受けて、甲板で船倉の状況を監督しながら、ウィンチマン、ハッチマンを指揮監督して、貨物の積卸作業を安全かつ能率的に進めるための職務を行う労働者 ○ウィンチマン 本船についている起重機（クレーン）又は巻揚機（ウィンチ）をデッキマンの指揮により運転操作して貨物の積卸作業を行う労働者
	船内一般労働者	○船倉又は「はしけ」内において、モッコ、ワイヤー、バケット等により貨物の積卸作業を直接行う労働者
沿岸荷役	ギャング責任者等	○現場の1個作業班の責任者であり、現場監督の指揮監督を受け、ギャングの作業遂行を指揮監督する組長、世話役等と呼ばれる労働者 ○ギャング責任者の補佐的職務を行い、作業単位が細分化される場合、その責任者となる小頭、副小頭等と呼ばれる労働者
	沿岸荷役機械運転手	○起重機、巻揚機、フォークリフト等の運転に従事する労働者
	沿岸一般労働者	○水揚げ、横持ち、袋詰め等の沿岸荷役作業に直接従事する労働者
はしけ運送	はしけ船夫	○はしけに乗り組み、「はしけ」の維持管理、貨物の積卸しのための「はしけ」の準備、積荷の保管等の職務を行う労働者 ※「はしけ」には独行はしけを含む。
	汽艇員	○引船、独航はしけに乗り組む労働者で、船員職業安定法第6条第1項に規定する船員以外の者 ※船員法施行規則第4章の規定により船員手帳の交付を受けている者であっても、船員法第1条第2項に規定する引船、独航はしけに乗り組むため、船員職業安定法第6条第1項に規定する船員でない者が存在する。
いかだ運送	いかだ労働者	○現場監督の指揮監督を受けて、「いかだ」の編成、解体、航行中の保守等の作業を直接行う労働者

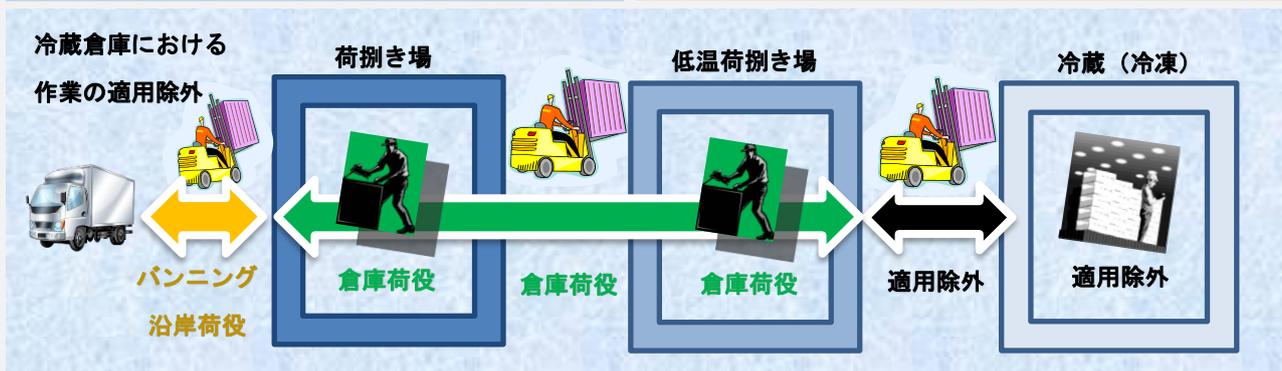
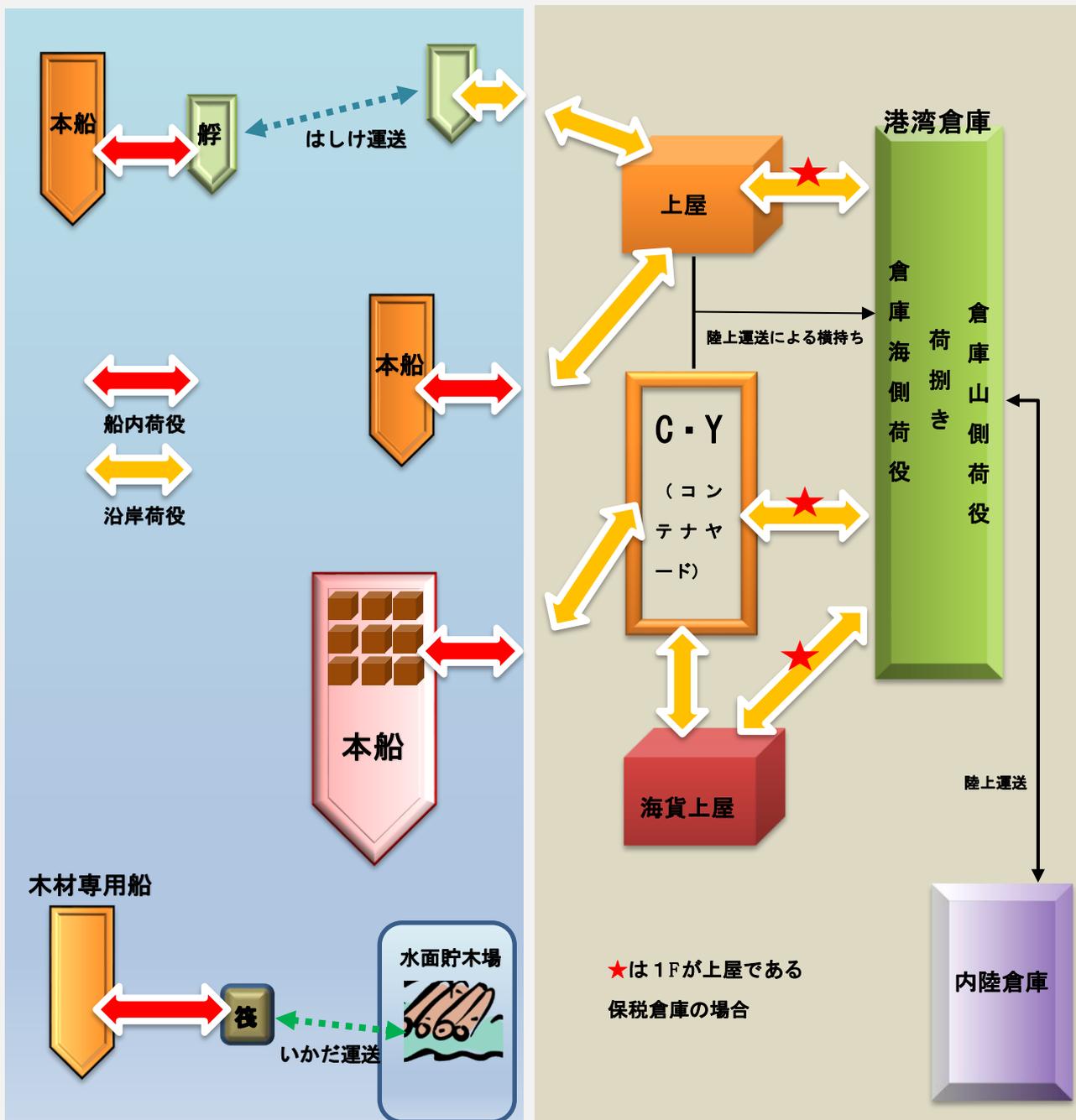
業務の種類	区 分	港湾労働者に該当する者
船舶貨物 整備業	基幹労働者	○デッキマン及びウィンチマン（船内基幹労働者に準ずる）
	一般労働者	○現場監督の指揮監督を受けて、貨物の位置の固定、積載場所の区画、荷造り、荷直し又は船倉の清掃を行う労働者
倉庫荷役		○港湾倉庫における荷役作業（倉庫への搬出入・荷捌き等）を行う労働者 ※ラベル貼り、検品等の作業については、その呼称ではなく、作業実態を個別に調査した上で、その作業については倉庫荷役に該当しないと限定的に判断できる場合もある。

(2) 港湾労働者とならない者

次に掲げる者は、港湾運送の事業に使用される労働者であっても、港湾労働法上の「港湾労働者」には含まれません。

- ① 事務所に使用される事務・技術の職員
- ② 現場職員（作業全般の企画に関する事務、貨物の荷主からの受取り又は荷主への引渡し、荷役機械の保守管理の業務、事務所と作業場との連絡等の業務に従事する労働者等）

■ 港湾労働法の適用を受ける行為（イメージ図）



Ⅲ 港湾雇用安定等計画

(1) 港湾雇用安定等計画の概要

港湾労働法の目的を達成するためには、港湾労働者の雇用改善、能力の開発・向上に関し、国が行う措置と事業主及び港湾労働者雇用安定センター（28ページ参照）が行う措置とが、整合的かつ計画的に実施される必要があります。

また、これらの措置との調和の下に、国及び港湾労働者雇用安定センターが行う労働力の需給の調整が適正に実施される必要があることから、厚生労働大臣が労働政策審議会（公益・労働者・使用者の代表で構成される職業安定分科会雇用対策基本問題部会港湾労働専門委員会）に意見を聴き、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に関する港湾雇用安定等計画を策定し、これを公表することとしています。

(2) 計画の内容

港湾雇用安定等計画は、次の事項について定めています。

- ① 労働力の需給の調整の目標に関する事項
- ② 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項
- ③ 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

(3) 計画期間

港湾雇用安定等計画の計画期間は、中長期的な視点から策定することとしています。

なお、現行の計画は、令和6年3月22日厚生労働省告示第109号で告示されており、令和6年度から令和10年度までを計画期間としています。詳しくは94ページ以降を参照してください。

IV 港湾労働者の雇用の改善等

1 関係者の責務

(法第4条、第5条関係)

(1) 事業主等の責務 (法第4条関係)

- ア 事業主は、港湾労働者の募集・雇入れ・配置を計画的に行うこと、その他の港湾労働者の雇用の改善に資する措置を講ずるとともに、必要な能力を付与するための教育訓練を行って、港湾労働者の安定した雇用の確保、その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならないこととしています。
- イ 事業主及びその団体は、港湾労働者の安定した雇用の確保、その他の港湾労働者の福祉の増進に関し、相互に協力するように努めなければならないこととしています。

(2) 国、地方公共団体等の責務 (法第5条関係)

- ア 国及び地方公共団体は、事業主及びその団体の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じてこれらの者に対し必要な援助を行うこと等により、港湾労働者の雇用の安定、その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならないこととしています。
- イ 国及び雇用・能力開発機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとしています。

(1) 雇用管理者の選任 (法第6条関係)

ア 雇用管理者の選任

事業主は、次に掲げる事項を管理させるため、港湾運送の業務を行う事業所ごとに、雇用管理者を選任しなければならないこととしています。

(ア) 港湾労働者の募集、雇入れ及び配置

〈具体的な業務〉

- * 公共職業安定所への求人申込み、直接募集の届出、委託募集の許可の申請等港湾労働者の募集
- * 港湾労働者の採用計画の策定、港湾労働者の雇用の届出、日雇労働者の雇用の届出、労働条件の明示等港湾労働者の雇入れ
- * 職業適性検査、職場適応訓練の実施、配置転換等港湾労働者の配置

(イ) 港湾労働者の教育訓練

〈具体的な業務〉

- * 港湾労働者の教育訓練計画の策定、港湾労働者に対する技能実習、その他の職業訓練の実施、職業訓練又は技能検定への港湾労働者の派遣、港湾労働者の技能評価、その他港湾労働者の職業能力の開発及び向上に関すること

(ウ) 港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進のために事業主が行う労働時間等の労働環境の改善

(エ) 雇用管理に関する勧告を受けた場合、当該勧告に係る公共職業安定所との連絡、雇用管理に関する計画の作成・実施等

イ 事業所

選任の単位となる「事業所」とは、営利の目的をもって行われるか否かを問わず、一定の場所において一定の組織の下に有機的に相関連して行われる一体的な経済活動、すなわち、「事業」を場所的、施設的な面においてとらえたものです。港湾労働者の勤務する場所・施設が次のいずれにも該当するものを事業所としています。

(ア) 場所的に他の（主たる）事業所から独立していること

(イ) 経営（又は業務）単位としてある程度の独立性を有すること。すなわち、人事、経理、経営（又は業務）上の指導監督、労働の態様等において、ある程度の独立性を有すること

(ウ) 一定期間継続し、施設としての持続性を有すること

ウ 選任の方法等

雇用管理者の選任の方法については、辞令交付による任命、口頭による任命等その方法は事業主に任されています。雇用管理者の資格については、特に定めはありませんが、適正な雇用管理の実効を期するため、社会保険労務士等労働に関する資格を有する者、雇用管理について相当の実務経験を有する者等が望ましいものとしています。

小規模な企業においては、事業主自ら雇用管理を行うことができる場合、自ら雇用管理者として、その職務を行うこととして差し支えありません。

エ その他

- 港湾労働者派遣事業の許可を受けている事業所においては、派遣元責任者又は派遣先責任者と兼任する者を選任することも差し支えありません。

- 雇用管理者の資質の向上について、事業主は、雇用管理者に対して必要な研修を受けさせる等、雇用管理に関する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならないこととしています。
- ハローワークでは、港湾労働者雇用安定センターと共催で、雇用管理者研修会を年1回実施することで、雇用管理者の資質の向上を支援しています。

(2) 雇用管理に関する勧告等（法第7条関係）

ア 雇用管理に関する勧告

- (ア) 公共職業安定所長は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画に定める事項に照らして、事業主が行う雇用管理について、その改善を図る必要があると認めるときは、当該事業主に対し必要な勧告をすることができることとしています。
- (イ) 公共職業安定所長は、次のいずれかに該当する場合には、事業主に対して雇用管理に関する指導を行うこととしています。
- 当該事業主の事業所における港湾労働者の入職率・離職率のいずれもが著しく高い
 - 当該事業主の事業所において行われる技能作業に係る就労延日数のうち、港湾労働者雇用安定センターからの派遣労働者及び日雇労働者の就労延日数の割合が著しく高い
 - 当該事業主の事業所において行われる港湾運送の業務に係る就労延日数のうち、日雇労働者の就労延日数の割合が著しく高い
 - 当該事業主の事業所において港湾労働者派遣の役務の提供を受けるに当たって、港湾労働者雇用安定センターに対し、労働者派遣契約の締結についてのあせんを求めている
- (ウ) 公共職業安定所長は、(イ)に基づく指導を行っても改善が認められないときは、当該事業主に対して、当該事業所における港湾労働者の募集、雇入れ、配置、教育訓練等雇用管理の実施状況を踏まえて計画的に実施する必要がある旨を、書面により勧告します。

イ 雇用管理に関する計画

雇用管理に関する勧告を受けた事業主は、必要に応じ雇用管理に関する計画を作成することとなります。

事業主が作成する雇用管理に関する計画に定めるべき事項は、次のとおりです。

- 港湾労働者の採用計画
- 港湾労働者の配置、処遇計画
- 港湾労働者の教育訓練計画

ウ 雇用管理に関する助言・援助

公共職業安定所長は、雇用管理に関する勧告、並びに雇用管理に関する計画の作成及びその円滑な実施に関し、必要な助言その他の援助を行います。

公共職業安定所長が行う助言・援助には、次のものがあります。

- 適切な港湾労働者の採用に資するよう求人・求職の実態に係る情報の提供
- 港湾労働者の適正配置に必要な適性検査の実施についての援助
- 港湾労働者の職業能力の開発及び向上を図るための公共職業訓練施設の紹介

なお、助言・援助の対象となる事業主の事業所における雇用管理の実態に即して、上記(ア)～(ウ)までに掲げる事項以外の事項であって、労働者の募集、雇入れ、配置、教育訓練その他港湾労働者の雇用管理に関するものについても、必要に応じて助言・援助を行うこととしています。

各事業主において、常用港湾労働者の計画的採用や教育訓練により、高い技能を有する労働力を安定的に確保することが不可欠です。

しかし、港湾運送の波動性に対応するために、やむを得ず企業外労働力を活用しなければならない場合は、以下の順位により雇用を行ってください。

公共職業安定所は、港湾運送の業務に関する職業紹介については、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに即して、迅速かつ的確に行うよう努めなければならないものとされています。

〈ステップ1〉 港湾労働者派遣制度を利用した派遣労働者の活用

「港湾労働者雇用安定センター」に派遣あっ旋申込みを行い、他の港湾運送事業主に雇用される常用労働者を派遣労働者として受け入れる。

〈ステップ2〉 ハローワークの紹介による日雇求職者の活用

ステップ1の派遣あっ旋が成立しなかった場合は、ハローワークに日雇労働者の求人申込みを行う。ハローワークでは登録日雇求職者の中から適格なものを紹介する。

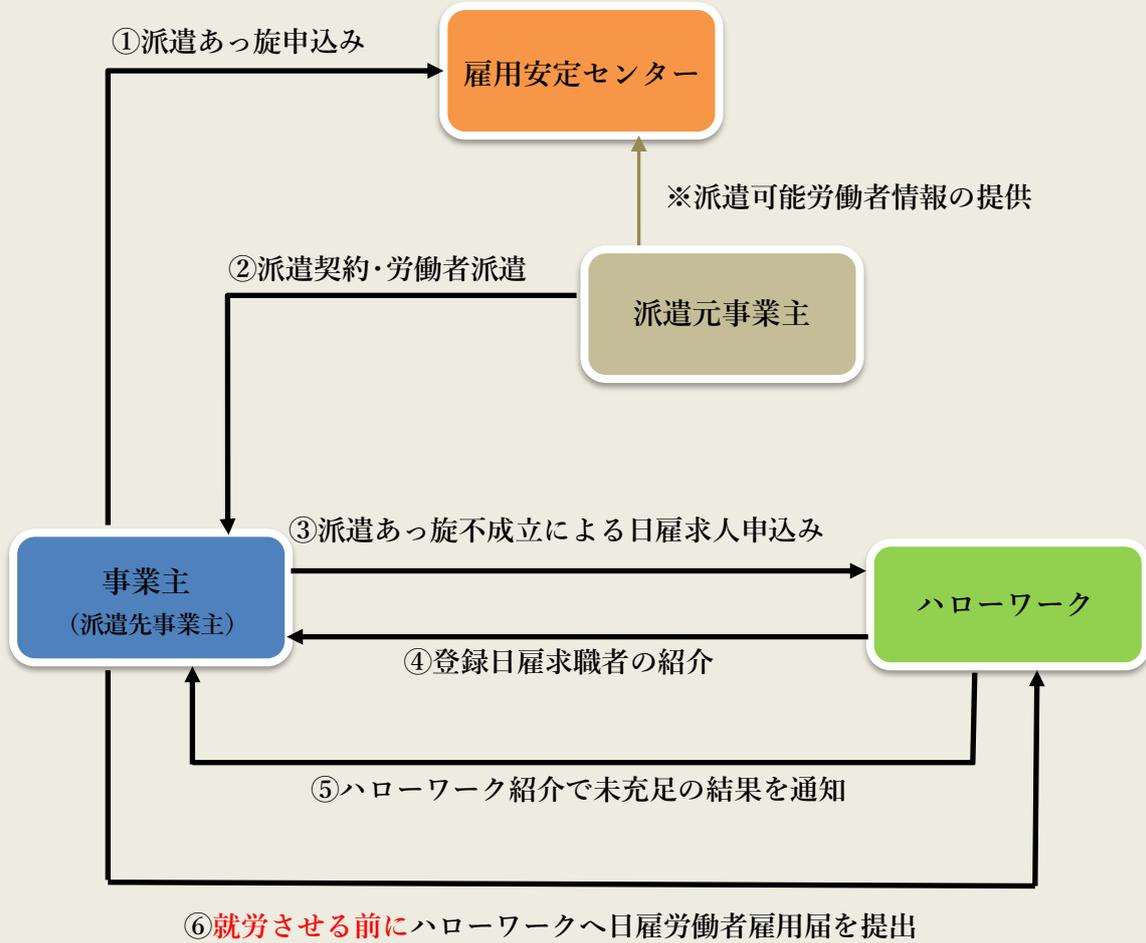
〈ステップ3〉 ハローワークの紹介によらない日雇求職者の活用（直接雇用）

ステップ2で適格な日雇求職者の紹介を受けることができなかった場合には、**例外的に**、ハローワークに日雇労働者雇用届を**提出した後**、事業主が直接募集し雇用した日雇労働者を活用する。

上記以外の方法、具体的には、港湾派遣以外の派遣労働者、出向の形態を擬した事実上の派遣、荷役機械リースに付随するリース会社のオペレーターの活用等による企業外労働力の活用が禁止されています。

ステップ1の港湾派遣のあっ旋申込みについては、港湾労働者雇用安定センターへ、ステップ2以降についてはハローワーク（港湾労働課）にお問い合わせください。

■ 常用労働者以外の労働者を活用する場合の仕組み（イメージ図）



(1) 港湾労働者の雇用の届出 (法第9条第1項関係)

- ア 事業主は、その雇用する労働者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、その者の氏名、港湾運送の業務に従事させる期間、その他の事項を、公共職業安定所長に届け出なければなりません。日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する「日雇労働者」の届け出については20ページで解説します。
- イ 港湾労働者の雇用の届出は、当該港湾労働者を港湾運送の業務に従事させる前に、「港湾労働者雇用届」(施行規則様式第1号)を管轄公共職業安定所長に提出することによって行ってください。
- ウ 常時港湾運送の業務に従事する常用労働者に係る港湾労働者雇用届には、当該常用労働者の写真1枚を添えてください。添付する写真については49ページを参照してください。
- * 「常時港湾運送の業務に従事する」とは、港湾運送の業務のみに従事することを意味するものではなく、臨時に他の業務に従事することがあっても、その常時性を失うものではありません。
 - * 「常用労働者」とは、週の所定労働時間が通常の労働者(いわゆる正社員)の4分の3以上の者(雇用保険・健康保険・厚生年金保険全ての被保険者)を指します。ただし、現に港湾労働者証を有する労働者を高年齢者雇用安定法の定めにより60歳以上で再雇用(継続雇用)した場合には、契約内容の変更により所定労働時間が4分の3未満となった場合も港湾労働者証を有することが可能です。
 - * 東京港では、現場パトロールにおける違法就労を効果的に把握するため、週の所定労働時間が4分の3未満の者であっても、港湾運送の業務に従事する常用労働者については、全て港湾労働者雇用届を届出していただきます。この場合、港湾労働者証は交付対象となりません。
 - * 在留資格が「技能実習」の外国籍労働者については、実習計画の内容に応じて港湾労働者雇用届の届出が必要になります。ただし、港湾労働法の趣旨及び技能実習の性質を鑑み、港湾労働者証の交付対象となりません。
- エ 港湾労働者雇用届の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、必要があると認めるときは、届出に係る労働者が当該事業主に雇用される常用労働者であることを証明するに足る書類の提出・提示を求めることがあります。常用労働者であるか否かは、雇用保険法、健康保険法、その他の社会保険関係法及び労働基準法の適用等を踏まえて、その雇用の実態に即して判断することとしています。東京港における取扱いについては、上記ウの朱書き部分も参照してください。
- オ 港湾労働者雇用届の届出には労働保険・社会保険の「被保険者資格取得等確認通知書」等の添付が必要です。また、港湾労働者雇用届の内容及びその他法令への適合を確認するため、資料の添付が必要になることがあります。主な例として、外国籍労働者の場合の在留カード、主として従事する業務が「倉庫」である場合の「港湾倉庫適用(非適用)通知」、週の所定労働時間が20時間未満の場合の雇用契約書等が挙げられます。

(2) 港湾労働者証の交付 (法第9条第2項関係)

管轄公共職業安定所長は、港湾労働者の雇用の届出に係る労働者であって常時港湾運送の業務に従事する者に対し、事業主を通じて「港湾労働者証」(施行規則様式第2号)を交付します。また、令和6年10月からは、証と併せて、ヘルメット貼付用のワッペン(証の縮小版)も交付します。

港湾労働者証（表面）

港湾労働者証（裏面）

港湾労働者番号について

(例) 品 000-1001-0

↑ ↑ ↑

事業所番号 職種 個人番号

0は更新を含む新規発行、
1は変更等による2回目以降の発行

職種番号	
1	→船内
2	→はしけ
3	→沿岸
4	→いかだ
5	→船舶貨物整備
6	→倉庫
7	→港湾荷役
8	→清掃

職種番号7 港湾荷役とは、1 船内荷役と3 沿岸荷役を併せた職種です。

港湾労働者証は2種類に色分けされています。

青色は港湾運送事業許可（届出）のある事業者用です。**黄色**はそれらの許可（届出）事業者以外で港湾倉庫における倉庫荷役を担う事業者用となります。

港湾労働者証は、3年に一度の更新を行っています。現在使用している港湾労働者証の有効期限は令和9年9月30日です。更新した場合は、令和12年9月30日が有効期限となります。港湾労働者証の有効期間は裏面に記載されています。

(3) 港湾労働者証の改訂・再交付・返納

以下に該当する場合、所定の書式でハローワークに届出してください。各届出の詳細は30ページ以降でご確認ください。各様式はハローワーク品川のHP【港湾労働課からのお知らせ】→【冊子・各種届出・様式関連】からダウンロードしてご利用いただけます。

- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の氏名に変更があったとき
- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を他の事業所に転勤させて、港湾運送業務に従事させるとき
- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を、新たに港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象としたとき又は港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象から除外したとき
- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が主として従事する業務に変更があったとき
- 事業所の名称又は所在地に変更があったとき
- 港湾労働者が港湾労働者証を亡失又は滅失し、再交付を要するとき
- 港湾労働者証の写真が本人であることを認め難くなったとき
- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が死亡したとき
- 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が退職したとき
- 港湾労働者が常時港湾運送の業務に従事する常用労働者でなくなったとき

(4) 港湾労働者証の携帯・提示・パトロール（法第9条第3項関係）

ア 港湾労働者証の交付を受けた労働者は、港湾運送の業務に従事するときは港湾労働者証を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。

なお、令和6年10月から、港湾労働者証の交付にあわせて「職安ワッペン」を交付しております。東京港においては、この職安ワッペンをヘルメットに貼り付けることで、港湾労働者証を携帯しているものとみなすという運用をしております。

イ 東京港では、港湾労働者証の紛失を防止するための取り組みとして、港湾労働者証の鮮明なコピーを所持又はこれと同視し得る証票（ワッペン）等をヘルメットに貼付し着用している場合には、運用上港湾労働者証を携帯しているとみなすこととしています。ただし、有効期間内のものであることが必要です。

ウ 港湾労働者証が交付されない「常用労働者」は、届出済雇用届のコピー等を携帯してください。

エ 「港湾雇用安定等計画」に定められている通り、ハローワークでは、港湾における雇用秩序維持のために、東京港における各ふ頭及び港湾倉庫でパトロールを実施しています。その際に、港湾労働者証の携帯確認、適正請負の確認等のため、作業中にお声掛けをすることもあります。ご協力お願いいたします。

また、パトロールは労働基準監督署、国土交通省、港湾労使関係者と合同で実施する場合があります。



各事業主においては、常用労働者の計画的採用、配置、教育訓練により、労働力を確保する必要があります。輸送の革新に伴い、日雇依存率は低下していますが、港湾運送の業務についてはその波動性等の特性により、なお企業外の労働力に依存せざるを得ない状況が残っています。

このため、港湾労働法は、企業外労働力を活用する場合のルールとして、雇用の優先順序を定めています。順序については15ページを参照してください。

（1） 公共職業安定所紹介の原則（法第10条第1項関係）

ア 事業主は、公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者でなければ、日雇労働者として港湾運送の業務に従事させることはできません。ただし、一定の理由に該当する場合には、**例外的に**直接雇用を行うことができることとしています。

〈例外的に直接雇用できる場合とは〉

- ① 公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたが、適格な求職者の紹介を受けられなかった場合。
- ② 公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けたが、その日雇労働者が正当理由なく港湾運送の業務に就くことを拒み又は当該事業主が正当な理由により当該日雇労働者の雇入れを拒んだ場合で、当該日雇労働者に代わる日雇労働者の紹介を受けられなかった場合。
- ③ 天災その他やむを得ない理由により緊急に港湾運送の業務を行う必要がある場合に、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みを行ういとまがなかった場合。
- ④ 天災その他避けることができない事故で、公共職業安定所に求人の申込みをすることができなかった場合。
- ⑤ 労働争議への不介入のため、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けることができなかった場合。
- ⑥ このほか、上記に準ずる理由で、厚生労働大臣が定める場合。

イ 上記アにおいて、「公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込み」を行うためには、その前提として、当該事業主が、港湾労働者雇用安定センターに対して、当該求人により雇い入れる労働者に従事させようとした業務について、港湾労働者派遣のあっせんを求め又は当該港湾におけるすべての港湾労働者派遣事業の事業主に対して労働者の派遣を求めていることが必要です。

（法第43条）

（2） 日雇労働者の直接雇用に関する届出（法第10条第2項関係）

ア 事業主は、上記(1)に掲げる理由により、公共職業安定所の紹介を受けずに日雇労働者を直接雇い入れようとするときは、**就労させる前に**「日雇労働者雇用届」（施行規則様式第4号）を管轄公共職業安定所長に提出しなければなりません。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合には、当該理由がやんだ後直ちに当該届出を提出してください。

イ 届出に係る日雇労働者を港湾運送の業務に従事させることができるのは、上記(1)のAに掲げる理由が存する間であり、原則として1日です。

ウ 「日雇労働者雇用届」は結果的に提出すればよいというものではありません。提出が就労の前とされているのは、ハローワークがその例外事由（施行規則第8条：20ページ（1）アの①～

⑥) に該当するか直接雇用届で確認した後に、直接雇用が認められるためです。

エ 直接雇用を活用する前に、まずは、ハローワークにご連絡ください。状況の確認や常用労働者の配置転換や港湾派遣制度の活用等の代替手段を用いることができないか、提案させていただきます。

6 事業主の報告

(法第11条関係)

(1) 港湾労働者就労状況等報告・荷役機械借受け状況報告

事業主は、毎月の港湾運送の業務に係る就労状況について、事業所ごとに「港湾労働者就労状況等報告」(施行規則様式第5号)により、翌月15日までに管轄公共職業安定所長に報告してください。同時に「荷役機械借受け状況報告」も借受け実績の有無に関わらず報告してください。

(2) その他の届出・報告等

上記(1)のほか、事業主の行う届出、報告等については、30ページの「届出・報告一覧」を参照してください。

V

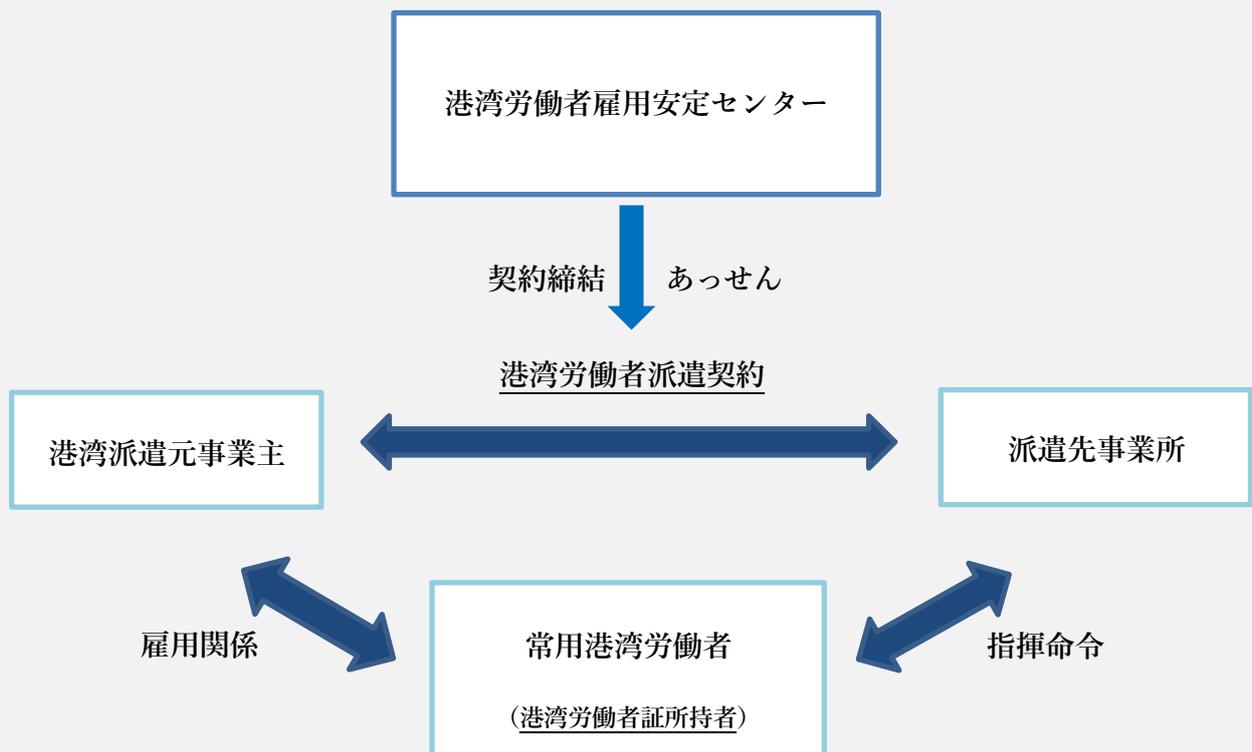
港湾労働者派遣事業

港湾運送の業務においては、労働者派遣法により労働者派遣事業の適用除外業務とされており、何人も労働者派遣を行うことができません。しかしながら、日別の業務量の大きな変動に即応しなくてはならないという港湾労働の特殊性に対処するため、平成12年の港湾労働法の一部改正により、6大港に限定した特別の制度として、厚生労働大臣の許可を受けて行う場合のみ労働者派遣を行うことが認められたものです。

その他の場合には、これまでどおり労働者派遣法の規定に基づき、派遣労働者を使用することは禁止されています。また、港湾労働法の適用されない港湾（港湾運送事業法に定める港湾）において労働者派遣を行うことも禁止されています。

(1) 港湾労働者派遣事業の概要

港湾労働者派遣事業とは、日別の業務量の大きな変動に即応しなくてはならないという港湾労働の特殊性に対処するため、港湾労働法の規定に基づいて、厚生労働大臣の許可を受けた港湾運送関係事業者が、港湾労働者雇用安定センターによる派遣契約締結のあっせんを前提としてその雇用する常用港湾労働者を派遣することをいいます。



(2) 港湾労働者派遣事業における規制

港湾労働者派遣事業には、労働者派遣法に基づく一般の労働者派遣事業とは異なり、次のような特別な規制が設けられています。

- ① 常用労働者による荷役を原則とする港湾労働対策との整合性を確保するため、港湾労働法の適用港湾（6大港）に限って実施することができること。

② 港湾労働者派遣事業を実施できるのは、港湾運送事業法上の免許・許可を受ける等により適法に港湾運送の業務（船内作業、はしけ作業、沿岸作業、いかだ作業、船舶貨物整備作業及び港湾労働法関係倉庫作業）を実施している事業主に限り、その免許・許可区分等に応じて定められた派遣事業対象業務の範囲で厚生労働大臣の許可を受けて実施することができること。

また、許可を受けた港湾内においてのみ派遣することができること。

③ 港湾労働者派遣事業の派遣労働者とすることができるのは、港湾運送の事業を実施している事業主に常用労働者として雇用され、港湾労働者証を有している者であって、原則として1年以上の経験年数を有するものに限ること。

なお、経験年数が1年未満でも、クレーン運転士免許等を受けている者については、派遣労働者とすることができること。

④ 派遣することができる業務は、当該労働者が、雇用されている事業主の下で主として従事している業務に限ること。

なお、労働者派遣法に基づき、現に雇用している労働者を派遣労働者とするためには、労働者本人の同意が必要であること。

⑤ 許可基準の派遣料金について、派遣労働者の平均的な賃金額を著しく超えるものではないこと。

また、派遣日数について、1人につき1か月当たり7日を上限としていること。

(3) 港湾労働者派遣事業の許可等

ア 港湾労働者派遣事業の許可

(ア) 港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに「港湾労働者派遣事業許可申請書」（施行規則様式第6号）に、「港湾労働者派遣事業計画書」（施行規則様式第8号）、その他必要な書類を添えて、管轄公共職業安定所・労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その許可を受けなければなりません。

(イ) 港湾労働者派遣事業の許可を受けるためには、欠格事由（禁錮以上の刑又は一定の労働法等に違反して罰金の刑に処せられ、その後5年を経過していないこと等）に該当しないことのほか、次のような基準を満たす必要があります。

① 申請者が、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣事業対象業務と同一の種類の港湾運送の業務を行う港湾運送事業を営んでおり、事業の実績、許可後の実施見込みが確実であること。

② 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣に関する料金の額が適正なものであること。

③ 港湾労働者派遣事業の派遣労働者が派遣就業をする日数が、一定の日数を超えないこと。

④ 申請者が当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものであること。

⑤ 個人情報などを適正に管理し、派遣労働者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

⑥ その他、申請者が当該港湾労働者派遣事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

イ 許可証

厚生労働大臣は、港湾労働者派遣事業を許可したときは、港湾労働者派遣事業許可証（施行規則様式第9号）を交付します。

許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは、これを提示しなければなりません。

ウ 許可の有効期間等

港湾労働者派遣事業の許可の有効期間は、許可の日から起算して3年（更新許可の場合は5年）です。許可の有効期間の満了後も引き続き港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、有効期間が満了する日の30日前までに、「港湾労働者派遣事業許可有効期間更新申請書」（施行規則様式第6号）を、管轄公共職業安定所・労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、許可の有効期間の更新を受けなければなりません。

エ 変更届出等

港湾派遣元事業主は、派遣事業対象業務の種類の変更、許可証の亡失・滅失のほか、事業主の氏名・名称・住所、役員の名義・住所、派遣元責任者の氏名・住所等の変更、事業の廃止等の事項が生じた場合には、所要の手続きを管轄公共職業安定所に行ってください。

オ 事業報告書

港湾派遣元事業主は、毎年6月30日までに港湾労働者派遣事業報告書を、公共職業安定所を通じて厚生労働大臣に提出しなければなりません。その際、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定を締結した場合、当該協定の写しを添えることが必要です。また、収支決算書については、毎事業年度経過後3か月以内に、同様に提出しなければなりません。ただし、収支決算書については、統括事業所が提出すれば、その他の事業所については提出する必要はありません。

カ 名義貸しの禁止

港湾派遣元事業主は、自己の名義をもって、他人に港湾労働者派遣事業を行わせてはなりません。

キ 労働争議に対する不介入

同盟罷業（ストライキ）若しくは作業所閉鎖（ロックアウト）中又は争議行為が発生しており、同盟罷業や作業所閉鎖に至るおそれの多い事業所への新たな港湾労働者派遣を行ってはなりません。

ク 個人情報の保護

港湾派遣元事業主は、港湾労働者派遣に関し、その業務の目的達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集、保管及び使用するとともに、その個人情報の適正な管理のための措置を講じなくてはなりません。

また、事業主、代理人、使用人その他の従業員は、正当な理由がない場合は、その業務上で知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。

(4) 港湾労働者派遣事業の実施

ア 港湾労働者派遣契約

(ア) 港湾労働者派遣契約の当事者は、港湾労働者派遣契約の締結に当たって、派遣労働者の就業条件に係る一定の事項（業務の内容、派遣先事業所・就業先の名称等、派遣先の指揮命令者、派遣期間・就業日等）を定め、その就業条件の組合せごとに派遣労働者の人数を定めなくてはなりません。

(イ) 港湾派遣元事業主は、港湾労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、相手方に港湾労働者派遣事業の許可を受けている旨を明示しなければなりません。

(ウ) 港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、港湾労働者派遣契約を解除してはならないこととされており、これに違反して行われた契約の解除は無効とされます。

イ 港湾派遣元事業主の講ずべき措置

(ア) 適正な派遣就業の確保

港湾派遣元事業主は、派遣労働者の派遣先における就業に当たり、派遣先が港湾労働法第23条により読み替えて適用される労働者派遣法や労働基準法等に違反することのないよう、その適正な就業が確保されるように適切な配慮をしなければなりません。

(イ) 派遣労働者であることの明示等

港湾派遣元事業主は、一定の技能等を有する労働者を雇い入れて、直ちに派遣労働者とするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示しなければなりません。

また、既に雇い入れている労働者を新たに派遣労働者とする場合にも、その旨を労働者に明示し、同意を得なければなりません。

(ウ) 就業条件の明示

港湾派遣元事業主は、港湾労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、その港湾労働者派遣に係る派遣労働者に対し、港湾労働者派遣をする旨及びその派遣労働者に係る就業条件を明示しなければなりません。

(エ) 派遣先への通知

港湾派遣元事業主は、港湾労働者を派遣するときはその港湾労働者派遣に係る派遣労働者の氏名、年齢、性別等を派遣先に通知しなければなりません。

(オ) 派遣元責任者の選任

- 港湾派遣元事業主は、派遣元責任者を選任し、派遣労働者の明示、就業条件の明示、派遣先への通知、派遣元管理台帳作成等、派遣労働者への助言・指導、苦情処理等を行わせる必要があります。
- 派遣元責任者は、事業所ごとに自己の雇用する労働者の中から派遣労働者の数100人ごとに1人以上を、専属の派遣元責任者として選任しなければなりません。

ウ 派遣先の講ずべき措置

派遣先は、次のような措置を講じることが義務づけられていますので、派遣先責任者等と十分連携をとり、適正な派遣就業が確保されるよう努めてください。

(ア) 派遣先は、港湾労働者派遣契約の定め反することのないように、就業条件の関係者への周知、就業状況の確認、直接指揮命令者への指導の徹底等、適切な措置を講じなければなりません。

(イ) 派遣先は、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理を適切かつ迅速に行うとともに、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(ウ) このほか、派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の整備、派遣労働者を特定する行為の制限、性別・年齢による差別的取扱いの禁止等「派遣先が講ずべき措置に関する指針」に留意してください。

エ その他

港湾労働者派遣事業については、「港湾労働者派遣事業を適正に実施するために～許可・更新等手続マニュアル～」を参照してください。その他、派遣制度の適正な実施につき、26ページに記した「労働者派遣事業と請負により行われる事業の区分に関する基準（最終改正平成24年厚生労働省告示第518号）」も参照してください。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準

(昭和 61 年労働省告示第 37 号)

(最終改正 平成 24 年厚生労働省告示第 518 号)

第一条 この基準は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に伴い、法の適正な運用を確保するためには労働者派遣事業（法第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。以下同じ。）に該当するか否かの判断を的確に行う必要があることに鑑み、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにすることを目的とする。

第二条 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。

一 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

イ 次のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

(1) 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

(2) 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。

ロ 次のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

(1) 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理（これらの単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

(2) 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理（これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

ハ 次のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。

(1) 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。

(2) 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。

二 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。

イ 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。

ロ 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。

ハ 次のいずれかに該当するものであって、単に肉体的に労働力を提供するものでないこと。

(1) 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。

(2) 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

第三条 前条各号のいずれにも該当する事業主であっても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が法第二条第一号に規定する労働者派遣を業として行うことにあるときは、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。

(5) 「人付きリース」の問題について

荷役機械を運転手付きで借り受ける、いわゆる「人付きリース」は、港湾労働法の目的及び趣旨に反し、また、職業安定法や労働者派遣法等に違反する可能性が高いものとして、抜本的な解消の達成に向けて、港湾労使の協力により積極的な対応を進めてきた経緯があります。

人付きリースの問題点としては、主に以下の4つが挙げられます。

(ア) 港湾運送事業法上の問題点

オペレーターが行う行為は、外形的に港湾荷役作業の完成を目的とした行為（請負契約）と同様の行為と考えられます。リース業者が港湾運送事業主ではない場合には、港湾運送事業法に抵触する行為と考えられます。

(イ) 港湾労働法上の問題点

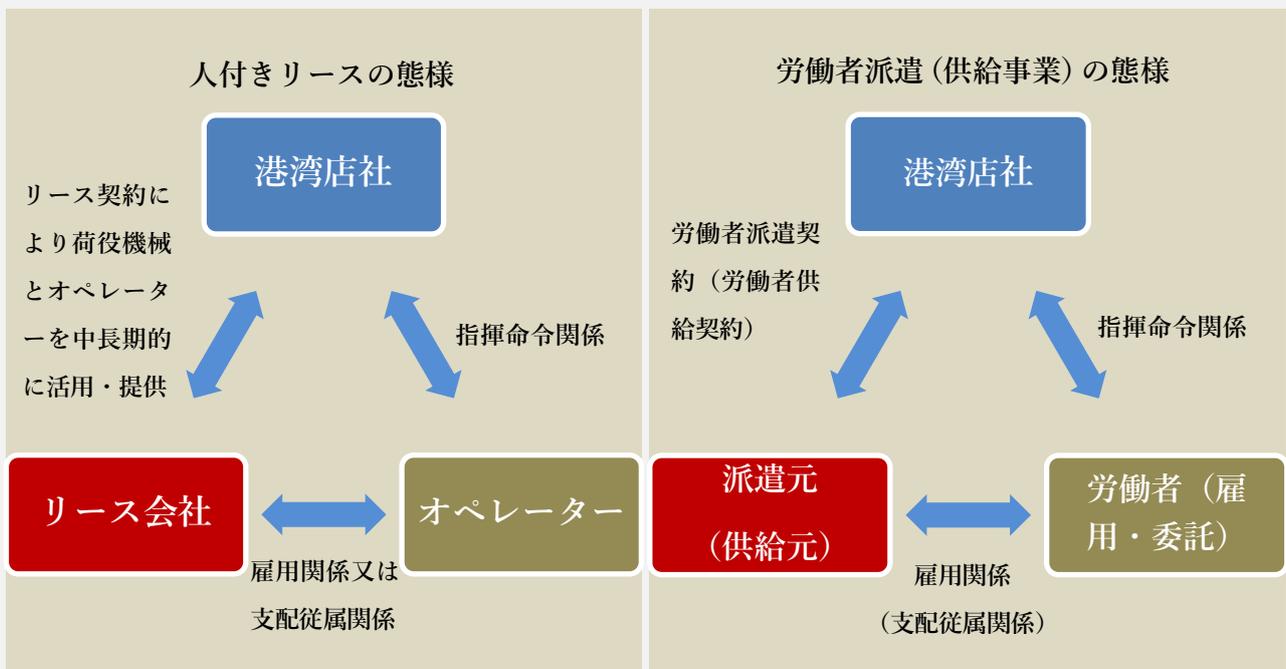
オペレーターは実質的に港湾運送作業に従事しているにもかかわらず、リース業者が港湾運送事業主ではない場合、港湾運送法の適用対象となりません。このことは、港湾労働法の制定の目的・趣旨に反する行為といえます。

(ウ) 職業安定法上の問題点

作業の態様により、「労働者供給事業」とみなされるものについては、職業安定法第44条違反となります。労働者供給事業とは、「発注元と発注先の間で締結された供給契約に基づいて、労働者を供給先の指揮命令を受けて労働に従事させること（労働者派遣に該当しないもの）」です。労働者供給事業は安定法45条で許可を受けた労働組合等のみが行うことができます。

(エ) 労働者派遣法上の問題点

作業の態様により、「労働者派遣事業」とみなされるものについては、労働者派遣法第4条違反となります。港湾運送業務については、労働者派遣事業を行うことが禁止されています。



※人付きリースは機械の貸与を介することで、労働者派遣、供給を許可なく実施し、かつ請負の要件（指揮命令を受けない等）も満たしていない。

東京港では、小型荷役機械における人付きリースは解消されております。引き続き機械のみの借受けとし、自社で雇用する港湾労働者に、機械操作の教育訓練を積極的に実施するようにしてください。

Ⅵ 港湾労働者雇用安定センター

(1) 港湾労働者雇用安定センターの指定（法第28条第1項関係）

港湾労働者雇用安定センターは、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された一般社団法人または一般財団法人であって、法第30条に規定する業務に関し、必要な基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について一つに限り厚生労働大臣が指定することとしています。

現在は、一般財団法人港湾労働安定協会が厚生労働大臣の指定を受けて、港湾労働法の規定に基づき、東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港の6大港における各支部が、各管轄公共職業安定所と連絡をとりつつ、港湾労働者雇用安定センターの業務を実施しています。

(2) 港湾労働者雇用安定センターの業務（法第30条関係）

港湾労働者雇用安定センターは、法に基づく港湾労働者派遣制度の円滑な運営を促進するため、法第30条に基づき、次の業務を行っています。

ア 事業主支援等業務

- ① 港湾労働者派遣事業その他港湾運送に必要な労働力の需給調整に関する情報の収集、整理及び提供
- ② 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのおっせん
- ③ 港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項について、相談その他援助の実施
- ④ 港湾労働者に対する訓練の実施

イ 雇用安定事業関係業務

- ① 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究の実施
- ② 派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助の実施
- ③ 派遣労働者に対して、港湾労働者派遣事業に係る派遣就業について相談その他の援助の実施
- ④ 雇用管理者、派遣元責任者に対する研修の実施

(3) 東京港における港湾労働者の派遣おっせん業務

東京港における港湾労働者の派遣おっせん業務は以下の機関で実施しております。

- 一般財団法人 港湾労働安定協会 東京支部
東京港湾労働者雇用安定センター
〒108-0022 東京都港区海岸 3-33-10 芝浦第三荷役連絡所
TEL 03-3769-3621 FAX 03-3769-3622

Ⅶ その他

(1) 公共職業安定所長に対する申告（法第44条関係）

- ア 港湾労働者は、事業主が法第3章又は法第43条の規定に違反する事実がある場合においては、その事実を公共職業安定所長に申告することができることとしています。
- イ 事業主は、アの申告をしたことを理由として、港湾労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

(2) 報告及び検査（法第45条関係）

- ア 管轄公共職業安定所長は、法第7条の規定を施行するために必要な限度において、事業主に対し、報告すべき事項及び報告をさせる理由を書面により通知し、必要な事項を報告させることができることとしています。（施行規則第45条）
- イ 管轄公共職業安定所長は、法第7条の規定を施行するために必要な限度において、所属の職員に、事業主の事業所その他の施設に立ち入り関係者に質問させ又は帳簿、書類、その他の物件を検査させることができるものとしています。

(3) 罰 則（法第48条から第52条まで関係）

事業主が、偽りその他の不正の行為により港湾労働者派遣事業の許可又は港湾労働者派遣事業の許可の有効期間の更新を受けたとき等について、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科すこと等法の違反について所要の罰則を規定するとともに、法人の違反の場合における両罰規定が置かれています。

VIII

届出・報告様式

港湾労働法関係の主な届出・報告様式及び添付書類は以下の一覧でご確認ください。ただし、添付書類については、個々の届出に応じて変更・追加になる場合もあります。

また、港湾労働者派遣制度に関する様式等、一部を除き、ハローワーク品川 HP【港湾労働課からのお知らせ】→【冊子・各種届出・様式関連】からダウンロードして、活用いただくことも可能です。

届出書類に事業主印は必要ではありません。ただし、届出後に内容の訂正がある場合には、事業主（港湾労働法代理人）印が押印された届出書（必要に応じて理由書）が必要になります。

届出・報告一覧

区分	届出・報告用紙 (掲載ページ)	届出・報告が必要な場合	添付書類
月例報告	①港湾労働者就労状況等報告(32ページ)	各月における港湾労働者の、港湾運送業務の就労状況、雇入れ状況、教育訓練の実施状況等を、翌月15日までに報告	—
	②荷役機械借受け状況報告(36ページ)	港湾運送業務を行う事業所ごとに、各月の荷役機械(小型フォークリフト)の借受け状況を、借受け実績の有無に関わらず、翌月15日までに報告	—
事業所関係	③港湾労働法適用事業所開設届(38ページ)	港湾労働法適用区域内で港湾運送の事業(港湾倉庫での倉庫荷役含む)を開始したときに届出	届出様式内に記載
	④事業所名称・所在地変更届(39ページ)	事業所の名称・所在地等に変更があったときに届出	全員分の港湾労働者証及び写真登記簿謄本又は賃貸借契約書等
	⑤港湾労働法適用事業所業種変更届(40ページ)	事業所の港湾運送業務の種類に変更等があったときに届出	運輸局からの許可証等
	⑥港湾労働法適用事業所廃止届(41ページ)	事業所を廃止したとき又は港湾運送事業(倉庫専業の場合は、事業所として設置した際の該当倉庫における倉庫荷役)を行わなくなったときに届出	全員分の港湾労働者証、港湾労働者証返納届
	⑦代表者変更届(42ページ)	代表者の変更があったときに届出	登記簿謄本又は事業所の正式な対外的周知文書
	⑧港湾労働法代理人選任・解任届(43ページ)	代理人を選任し、又は解任(変更)したときに届出	—
	⑨雇用管理者選任・解任届(44ページ)	雇用管理者を選任し、又は解任(変更)したときに届出	—

区分	届出・報告用紙 (掲載ページ)	届出・報告が必要な場合	添付書類
港湾労働者証関係	⑩港湾労働者雇用届 (45ページ)	① 港湾運送の業務に従事させるために、新たに常用労働者を雇入れたとき ② 既に雇用して港湾運送以外の業務に従事させていた労働者を、配置換えして港湾運送の業務に従事させるとき ③ 既に雇用して港湾運送の業務に従事させている日雇労働者の身分を、常用労働者に切り替えて引き続き港湾運送の業務に従事させるとき * 港湾運送の業務に従事させる前に届出 * 東京港では、週の所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満の労働者(日雇労働者を除く)も届出が必要(写真は不要) * 添付書類は雇用形態に応じて追加の場合あり	写真1枚 雇用保険・社会保険取得等確認通知書(所定労働時間が週20時間未満の場合は雇用契約書)他
	⑪常用労働者氏名変更届 (50ページ)	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の氏名に変更があったときに届出	港湾労働者証、写真1枚
	⑫常用労働者職種変更届 (51ページ)	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の職種を変更したときに届出	港湾労働者証、写真1枚
	⑬港湾労働者派遣事業関係変更届(52ページ)	派遣対象労働者では無かったものを派遣対象労働者としたとき又は、派遣対象労働者を派遣対象労働者から外したときに届出	港湾労働者証、写真1枚
	⑭港湾労働者証再交付等申請書(53ページ)	港湾労働者証を亡失・滅失したとき又は、写真が本人であることを認めがなくなったときに届出	港湾労働者証、写真1枚
	⑮港湾労働者証返納届 (54ページ)	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が退職、もしくは配置換え等で港湾運送の業務に従事しなくなったとき等に届出 ※返納時に港湾労働者証を紛失していた場合の紛失に関する届出を兼ねる	港湾労働者証
	⑯常用労働者転勤届 (55ページ)	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を、6大港の事業所に転勤させたときに届出 ※転勤先を管轄するハローワークへ提出	港湾労働者証、写真1枚
その他	⑰他港出張届 (56ページ)	港湾労働者(日雇労働者を含む)を臨時に他の5大港に出張させるときに届出 ※出張前に出張元のハローワークへ届出 ※継続的に他港で就労する場合は転勤届を届出	—
	⑱日雇労働者雇用届 (57ページ)	安定所の紹介によらないで日雇労働者を雇入れたとき、当日就労させる前に届出	—
	⑲倉庫荷役の作業状況及び入出庫量調査回答書 (61ページ)	港湾倉庫調査実施時及び港湾指定区域において営業倉庫を営む場合に提出 ※定期調査は3年に一度実施。	—

派遣事業関係の届出書式および記載例は、派遣元責任者講習会で配布した冊子、「港湾労働者派遣事業を適正に実施するために」をご覧ください。様式はハローワークで配布しております。

港 湾 労 働 者 就 労 状 況 等 報 告

（令和 年 月分）

店社番号 品	① 常時港湾 運送の業務に 従事する常用 労働者	②①以外の 常用労働者	③ 他の事業 主からの派 遣労働者	④ 日雇労働者	計	⑤ ①のうち 港湾労働者派 遣事業の派遣 対象労働者				
月末現在在籍者数	人	/	/	/	/	人				
当月中就労実人員										
当月中新規雇用者数										
当月中離職者数										
当月中の 置配転 状況	他の業務から港 湾運送の業務へ									
	港湾運送の業務 から他の業務へ									
当月中の 派遣対 象	新たに派遣対象 とした数									
	派遣対象から除 外した数									
就 労 延 日 数	船内作業					日	日	日	日（日）	日
	はしけ作業								（ ）	
	沿岸作業				（ ）					
	いかだ作業				（ ）					
	船舶貨物整備作業				（ ）					
	倉庫作業				（ ）					
	合 計				（ ）					
	※ ①の常用労働者については、自己の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を、⑤の派遣対象労働者については、他の事業主の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を記入して下さい。									
教育 訓練 の 実 施 状 況	種 類	人	人	期 間	備 考					
備 考										

港湾労働法第11条及び港湾労働法施行規則第10条の規定に基づき、令和 年 月分を上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

事業所所在地
事業所名
事業主氏名

品川 公共職業安定所長 殿

様式第5号(第10条第2項関係)(裏面)

注意

第1 一般注意事項

1 報告の提出について

この報告は、事業所の管轄公共職業安定所長に、報告に係る月の翌月15日までに必ず到着するように提出してください。

2 報告の期間について

この報告は、毎月1日から月末に至る1月間について記入してください。ただし、それが困難な場合は、賃金締切日等を最終日とする1月間をもって報告期間として差し支えありませんが、その場合は、備考欄にその旨を明記してください。

第2 各欄注意事項

1 「① 常時港湾運送の業務に従事する常用労働者」

港湾労働法第9条第1項の届出をしている労働者のうち、常時港湾運送の業務(港湾労働法第2条第2号の業務をいいます。13の説明を参照してください。)に従事する者をいいます。

すなわち、港湾労働法第9条第2項に基づき港湾労働者証を交付された者及び同証を交付されていないがこれに相当する者のことです。

2 「② ①以外の常用労働者」

港湾労働法第9条第1項の届出をしている労働者のうち、①の常用労働者以外の常用労働者をいいます。

すなわち、通常は港湾運送の業務以外の業務に従事している常用労働者で臨時に港湾運送の業務に従事する労働者のことです。

3 「③ 他の事業主からの派遣労働者」

労働者派遣契約に基づき港湾労働法第18条第1項の港湾派遣元事業主から派遣される労働者をいいます。

4 「④ 日雇労働者」

港湾労働法第9条第1項の日雇労働者をいいます。すなわち、日々又は2月以内の期間を定めて雇用される労働者のことです。

5 「⑤ ①のうち港湾労働者派遣事業の派遣対象労働者」

①の常用労働者のうち、港湾労働者派遣事業の対象となる労働者をいいます。

すなわち、他の事業主との労働者派遣契約に基づき、他の事業主の指揮命令の下に港湾運送の業務に従事することがある労働者をいいます。

6 「月末日現在在籍者数」

この欄には、報告期間の末日において事業所で雇用している①の常用労働者及び⑤の派遣対象労働者の実数を記入してください。休職、病欠、欠勤等のため報告期間中に1日も働かなかった者、行方不明であるがまだ解雇されていない者等も含め、全数を記入してください。

7 「当月中就労実人員」

この欄には、以下の数を記入してください。

イ ①の常用労働者のうち、報告期間中に、自己又は他の事業主の指揮命令の下、1日以上港湾運送の業務に従事した人の数
ロ ⑤の派遣対象労働者のうち、報告期間中に、他の事業主の指揮命令の下、1日以上港湾運送の業務に従事した人の数

8 「当月中新規雇用者数」

この欄には、以下の数を記入してください。

イ ①の常用労働者であつて、報告期間中に新たに雇い入れた者の数
ロ ⑤の派遣対象労働者であつて、報告期間中に新たに雇い入れた者の数

9 「当月中離職者数」

この欄には、以下の数を記入してください。

イ ①の常用労働者であつて、報告期間中に離職した者の数
ロ ⑤の派遣対象労働者であつて、報告期間中に離職した者の数

10 「当月中の配置転換状況」

この欄のうち、「他の業務から港湾運送の業務へ」の欄には、港湾運送の業務以外の業務に従事していた常用労働者であつて、報告期間中に配置転換によって常時港湾運送の業務に従事することとなつた者の数を、また、「港湾運送の業務から他の業務へ」の欄には、常時港湾運送の業務に従事していた常用労働者であつて、報告期間中に配置転換によって港湾運送の業務以外の業務に従事することとなつた者の数を記入してください。

11 「当月中の派遣対象労働者等の数」

この欄のうち、「新たに派遣対象とした数」の欄には、港湾労働者派遣事業の対象でなかつた常用労働者であつて、報告期間中に新たに港湾労働者派遣事業の対象となつたものの数を、「派遣対象から除外した数」の欄には、港湾労働者派遣事業の対象であつた常用労働者であつて、報告期間中に港湾労働者派遣事業の対象でなくなつたものの数を記入してください。

12 「就労延日数」

この欄には①から⑤までの労働者の区分ごとに、それぞれの労働者が報告期間中に港湾運送の業務に就労した延日数を記入してください。なお、④の()内には、公共職業安定所の紹介によらないで雇い入れた日雇労働者について内数で記入してください。また、①の常用労働者については、自己の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を、⑤の派遣対象労働者については、他の事業主の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を記入してください。

13 「船内作業」、「はしけ作業」、「沿岸作業」、「いかだ作業」、「船舶貨物整備作業」及び「倉庫作業」

(1) 「船内作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。

(2) 「はしけ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為をいいます。

(3) 「沿岸作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。

(4) 「いかだ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為をいいます。

(5) 「船舶貨物整備作業」とは、港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。

(6) 「倉庫作業」とは、港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)をいいます。

14 「教育訓練の実施状況」

この欄には、①、②及び④の労働者に対し港湾運送の業務について報告期間中に実施した教育訓練の状況を記入してください。

15 「備考」

上記第1の2の記載その他特に公共職業安定所に連絡すべき事項を記入してください。

16 「その他」

事業主が法人である場合はその主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。

余白に店社番号を記入してください。

港湾労働者就労状況等報告 (令和 年 月分)

品〇〇〇		① 常時港湾運送の業務に従事する常用労働者	②①以外の常用労働者	③ 他の事業主が派遣	④ 日雇労働者	⑤ ①のうち港湾労働者派遣事業の派遣対象労働者
月末現在在籍者数		人				人
当月中就労実人員						
当月中新規雇用者数						
当月中離職者数						
当月中の配置転状配	他の業務から港湾運送の業務へ					
	港湾運送の業務から他の業務へ					
当月中の派遣対象労働者等の数	新たに派遣対象とした数					
	派遣対象から除外した数					
就労延日数	船内作業	日	日	日(日)	日	日
	はしけ作業			()		
	沿岸作業			()		
	いかだ作業			()		
	船舶貨物整備作業			()		
	倉庫作業			()		
	合計			()		
※ 常用労働者については、自己の指揮命令の下港湾運送の業務に従事した延日数を、⑤の派遣対象労働者については、他の事業主の指揮命令の下港湾運送の業務に従事した延日数を記入して下さい。						
教育訓練	実施状況	人員	期	日	数	者

1日でも港湾労働者として就労した人数を、「他社で派遣労働者として就労した分」を含めて記載してください。当月中に港湾荷役に従事しなかった場合は計上しません。

この欄は暦日数ではなく、港湾労働者が「自社で就労した」延日数を記入する必要があります。「派遣労働者として他社で就労した分」は含めません(⑤欄に記入)。5名の労働者が全員、自社で20日間荷役作業に従事した場合は100日となります(20日ではありません)。5名の就労日数がまちまちの場合はその合計日数となります。

他社で労働者として就労した人数を記入してください。

とても重要！！
 港湾労働者証の番号ではなく、**実際の作業種別に沿って記載してください**。例えば、沿岸で登録されている労働者(港湾労働者証が3000番台)が港湾倉庫で就労した分は、「沿岸作業」ではなく、「倉庫作業」の欄に計上してください。

ハローワークで紹介を受けた日雇労働者+直接雇用の合計日数を記入します。雇用安定センターにアセスン申し込んだ作業種別に日数を記載してください。()は内数で直接雇用数です。**アセスン申し込みと本報告の担当者が異なる場合、社内で数字の共有をお願いいたします。**

事業主氏名

品川 公共職業安定所長 殿

記載例① 沿岸6名（全員派遣登録）、船舶貨物整備2名（うち1名派遣登録）、倉庫で登録3名の事業所
報告対象月の就業日数20日。ある報告対象月の就業日数全てについて、

ア) 沿岸登録のうち4名は沿岸荷役に従事、残り2名は港湾倉庫荷役に従事

イ) 船舶貨物整備登録のうち、1名は全て港湾荷役以外の業務に従事。もう1名は、7日間を派遣労働者として他の事業主の下で船舶貨物整備荷役、残り13日を自社で港湾荷役以外の業務に従事。

ウ) 倉庫登録3名は全員港湾倉庫荷役に従事

品〇〇〇	① 常時港湾 運送の業務に 従事する常用 労働者	②① 常用	⑤ ①のうち 港湾労働者 派遣事業の 派遣対象労働者
	月末現在在籍者数	11人	7人
	当月中就労実人員	11 人 10	7 人 1 人

「10」が正しい記載です。船舶貨物整備のうち、1名は港湾荷役に従事していないため計上しません。

「1」が正しい記載です。派遣対象者のうち、沿岸の6名は港湾派遣労働者として他社で就労した実績が無いからです。

就 労 延 日 数	船内作業				日
	はしけ作業				
	沿岸作業	120 80			0
	いかだ作業				
	船舶貨物整備作業	40 0			7
	倉庫作業	60 100			
	合計	220 180			7
※ ①の常用労働者については、自 者については、他の事業主の指					

4名×20日の「80」が正しい記載です。沿岸登録のうち2名は、当月は全て倉庫荷役に従事したためです。

「0」が正しい記載です。自社で勤務していた場合も、港湾荷役作業に従事していない場合は計上しません。また、この欄には港湾派遣労働者として他社で就労した日数は計上せず、⑤欄に「7」を計上します。

倉庫登録3名×20日+沿岸登録の2名×20日の合計「100」が正しい記載です。

記載例② はしけ3名登録の事業所 報告対象月の所定労働日数20日

ア) 事業所における、はしけ業務は報告対象月中で4日。残り16日間は全員港湾運送以外の業務に従事

イ) 4日間のうち、3名中2名は終日、1名は午前中のみ、はしけ荷役に従事

就 労 延 日 数	船内作業				日
	はしけ作業	2.5 12			
	沿岸作業				
	いかだ作業				
	船舶貨物整備作業				
	倉庫作業				
	合計	2.5 12			

「12」が正しい記載です。2名が終日、1名が半日のため、2+0.5=2.5ではありません。また、半日勤務でも0.5とせず、1日とカウントします。つまり、3名が4日間はしけ荷役に従事したため、3名×4日=12日が正しい記載となります。

荷 役 機 械 借 受 け 状 況 報 告

品川公共職業安定所長 殿

企 業 名	店社番号
代表者の氏名	品
所 在 地	
電 話	

港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受け状況について、下記の通り報告します。

令和 年 月 日

(令和 年 月分)

機械の 種 類	借受け相手方の企業名	借受け延台数	うち運転手 付き延台数	備 考
小型 フォークリフト		延台	延台	
		延台	延台	
		延台	延台	
	合 計	延台	延台	

- (注) 1 船内・沿岸（関連事業・倉庫事業を含む）区域内の荷役作業において借受けた小型フォークリフト（最大荷重 10 トン未満）について、借受け相手方の企業ごとに各欄に記入して下さい。借受け相手方の欄が不足する場合は、適宜、追加して記入して下さい。
- 2 延台数は、月の初日から末日までの間に借受けた延台数（借受け相手方ごとに、日々の借受け台数を積み上げた台数）を記入して下さい。なお、1日に数時間程度借受けた場合でも、この報告では1日として取り扱って下さい。
- 3 「うち運転手付き延台数」の欄は、「借受け延台数」のうち、運転手付きで借受けた延台数を記入して下さい。
- 4 この報告は、当該月の翌月 15 日までに、管轄公共職業安定所長宛提出して下さい。各欄とも該当がない場合は「該当なし」と記入して提出して下さい。
- 5 事業主が法人である場合はその主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。氏名については、記名又は署名のいずれかにより記入すること。

荷 役 機 械 借 受 け 状 況 報 告

品川公共職業安定所長 殿

企 業 名

代表者の氏名

所 在 地

電 話

品〇〇〇

店社番号を記入してください

港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受け状況について、下記の通り報告します。

令和 年 月 日

該当なしでも毎月の提出が必要です！

令和 年 月分)

種 類	借 受 け 相 手 方 の 企 業 名	借 受 け 延 台 数	う ち 運 転 手 付 け 延 台 数	備 考
小型 フォークリフト	該当なし	延台	延台	
		延台	延台	
		延台	延台	

荷役作業を下請けに出している分は、機械の借受けに該当しません。自社で港湾荷役作業を行う際に、「機械」及び「運転手付き機械」を借受けた分だけを報告していただきます。

- (注)
- 1 船内・沿岸（関連事業・倉庫事業を含む）区域内の荷役作業において借受けた小型フォークリフト（最大荷重 10 トン未満）について、借受け相手方の企業ごとに各欄に記入して下さい。借受け相手方の欄が不足する場合は、適宜、追加して記入して下さい。
 - 2 延台数は、月の初日から末日までの間に借受けた延台数（借受け相手方ごとに、日々の借受け台数を積み上げた台数）を記入して下さい。なお、1日に数時間程度借受けた場合でも、この報告では1日として取り扱って下さい。
 - 3 「うち運転手付き延台数」の欄は、「借受け延台数」のうち、運転手付きで借受けた延台数を記入して下さい。
 - 4 この報告は、当該月の翌月 15 日までに、管轄公共職業安定所長宛提出して下さい。
各欄とも該当がない場合は「該当なし」と記入して提出して下さい。
 - 5 事業主が法人である場合はその主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。氏名については、記名又は署名のいずれかにより記入すること。

港湾労働法適用事業所開設届

1 事業所名称

2 所在地

3 業 務 ※港湾運送事業法（又は倉庫業法）の種類

4 添付書類

- (1) 認可・認可書等・届出書類写（国土交通省関係書類） ※表紙だけではなく添付資料全て
- (2) 港湾労働関係事業所台帳
- (3) 港湾労働者証書換申請書及び港湾労働者名簿
- (4) 港湾労働者雇用届（写真、雇用保険・社会保険・厚生年金の取得等確認通知書）
- (5) 代理人選任届 ※代理人を選任する場合に限る
- (6) 雇用管理者選任届 ※法第6条により雇用管理に責任を持ちうる従業員を必ず選任
- (7) 雇用保険適用事業所台帳 ※または登記簿謄本・事務所の賃貸契約書
- (8) その他（業務委託契約書・作業指示書・会社案内）

令和 年 月 日

住 所
事業主
氏 名

品川公共職業安定所長 殿

事業所 名称 所在地 変更届

事業所の 名称		事業所 番号	品
所在地			
変更の内容 (名称) (所在地)			

上記のとおり、事業所の 名称
所在地 を変更しましたので届けます。

令和 年 月 日

住所

事業主

氏名

〔 事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。 〕

品川公共職業安定所長 殿

処 理 欄 (この欄には記入しないで下さい。)	受理年月日	令和 年 月 日 受理	扱者	
	雇用届	令和 年 月 日 改訂完了	扱者	
	港湾労働者証	令和 年 月 日 改訂	扱者	
	備考			

港 湾 労 働 法 適 用 事 業 所 業 種 変 更 届

1 適用事業所番号	品	
2 事業所名称		
3 事業所所在地		
4 業務の種類	変更前	変更後
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 港湾運送事業許可・認可・届出等書類（写） <input type="checkbox"/> 港湾労働者名簿 <input type="checkbox"/> 港湾労働者雇用届 <input type="checkbox"/> 港湾労働者職種変更届 <input type="checkbox"/> その他 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> { </div>	

上記のとおり業種の変更を届けます。

令和 年 月 日

住 所
事業主
氏 名

品川公共職業安定所長 殿

港 灣 勞 働 法 適 用 事 業 所 廢 止 届

1 事 業 所 名 称

2 所 在 地

3 適 用 事 業 所 番 号 品

4 適 用 廢 止 年 月 日 令和 年 月 日

5 適 用 廢 止 理 由

令和 年 月 日

住 所
事 業 主
氏 名

品川公共職業安定所長 殿

代表者変更届

代表者氏名	新	
	旧	
変更年月日		
変更の理由		

上記のとおり、代表者が変更になりましたので届けます。

令和 年 月 日

所在地

事業所名

適用事業所番号 品

代表者名

品川公共職業安定所長 殿

港湾労働法代理人選任・解任届

適用事業所番号	品		
代理人の 区分 事 項	選 任 代 理 人		解 任 代 理 人
職 名			
氏 名			
生 年 月 日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日	
代 理 事 項			
選任または 解任の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
選任または解任 に係る事業所	名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
上記のとおり代理人を選任・解任したので届けます。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 令和 年 月 日 住 所 事業主 氏 名 品川公共職業安定所長 殿 </div>			

雇用管理者選任・解任届

	選 任	解 任
役 職 名		
氏 名		
選任・解任年月日		

港湾労働法第6条により雇用管理者を選任・解任しましたので上記のとおり届けます。

令和 年 月 日

所 在 地

事 業 所 名

適用事業所番号 品

代 表 者 名

品川公共職業安定所長 殿

様式第1号(第3条第2項関係)(第3面)

記載要領

- 1 ※印欄は記入しないで下さい。
- 2 港湾労働者派遣事業関係欄について、派遣対象労働者であるに丸印を付ける場合には、事業主は、当該労働者の同意を必ず得ること。
- 3 主として従事している業務欄に記載されている用語の定義は以下のとおりとする。
船内作業：港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
- はしけ作業：港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為
- 沿岸作業：港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
- いかだ作業：港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為
- 船舶貨物整備作業：港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
- 倉庫作業：港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)
- 4 主として従事している業務欄については、当該労働者が、港湾運送事業法第2条第1項第2号及び第4号に掲げる行為を行う事業の事業主に雇用されており、かつ、同法第2条第1項第2号及び第4号に掲げる行為に主として従事している場合は、船内作業及び沿岸作業の双方に丸印を付けるものとする。
- 5 取得資格欄については、届出に係る港湾労働者が派遣対象労働者である場合で、かつ、当該港湾労働者が派遣就業する業務に港湾労働法第25条第4項の厚生労働大臣が定める期間以上主として従事していない場合についてのみ記入すること。また、記入事項としては、7資格一覧表のうち、該当する資格番号を記入すること。また、届出に際しては、免許等、当該港湾労働者が上記資格を取得していることを客観的に証する書面の写しを添付すること。
- 6 社会保険関係欄には、加入している雇用保険及び社会保険欄に○を記入すること。また、届出に係る港湾労働者が雇用保険の一般被保険者であり、かつ、健康保険(日雇保険を除く。)及び厚生年金保険の被保険者であるときは、これらの社会保険の被保険者証及び被保険者資格取得確認通知書又は被保険者資格取得届の写しを被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で添付すること。また、届出に係る港湾労働者が社会保険の資格取得届を提出中である場合には資格取得届の提出年月日を記入すること。

様式第1号(第3条第2項関係)(第4面)

7 資格一覧表

資格番号	資格名	資格概要
1	揚貨装置運転士免許	・ 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)別表第4に規定する揚貨装置運転士免許を受けた者
2	クレーン・デリック運転士免許	・ 安衛則別表第4に規定するクレーン・デリック運転士免許を受けた者
3	床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	・ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)別表第18第26号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
4	移動式クレーン運転士免許	・ 安衛則別表第4に規定する移動式クレーン運転士免許を受けた者
5	小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第27号に規定する小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
6	フォークリフト運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第29号に規定するフォークリフト運転技能講習を修了した者
7	フォークリフトの訓練を受けた者	・ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者
8	上記(6番、7番)以外にフォークリフトの運転ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(昭和47年労働省告示第113号)第2号イからホまでに掲げる者
9	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者	・ 安衛則別表第6に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者
10	建設機械施工管理技術検定に合格した者	・ 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第3号に規定する者を除く。)
11	建設機械運転科の訓練を修了した者	・ 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者
12	上記(10番、11番)以外に建設機械の運転の業務ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第4号イからへまでに掲げる者
13	ショベルローダー等運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第30号に規定するショベルローダー等運転技能講習を修了した者
14	ショベルローダー又はフォークローダーの訓練を受けた者	・ 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、ショベルローダー又はフォークローダーについての訓練を受けた者
15	上記(13番、14番)以外にショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第8号イからへまでに掲げる者
16	不整地運搬車運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第31号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者
17	上記(16番)以外に不整地運搬車の運転の業務ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第10号イ及びロに掲げる者
18	高所作業車運転技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第32号に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者
19	玉掛け技能講習を修了した者	・ 安衛法別表第18第34号に規定する玉掛け技能講習を修了した者
20	玉掛け科の訓練を修了した者	・ 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者
21	上記(19番、20番)以外に玉掛けの業務ができる者	・ 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第11号イからワまでに掲げる者

(日本産業規格A列4)

■ 港湾労働者証の交付に使用する写真について

港湾労働者証の作成には写真の添付が必要です。写真は一般的な証明写真、データいずれでも構いませんが、いずれの場合も、以下の点に注意して撮影された写真をご提出ください。

- おおむね6か月以内に撮影した写真
- 正面向、胸から上の上半身、無帽、顔が鮮明である写真

〈通常の証明写真の留意点〉

1. 写真サイズは縦4cm×横3cmとしてください。複数の労働者の港湾労働者証を作成する場合、写真の読み込みに支障をきたしますので、サイズは統一してください。
2. 写真の裏面に「事業所名」と「労働者の氏名」を必ず記載してください。
3. コピー用紙に印刷された顔写真は、スキャナーで読み取った場合に不鮮明になるため、避けてください。この場合、USBメモリもしくはCD-R（RW）で提出してください。

〈スマートフォンやデジタルカメラなどで撮影したデータの留意点〉

1. 証明写真と同じように、胸から上の上半身を撮影してください。
本人の判別ができない不適当な写真は、再提出いただきます（顔の写りが小さい、写真が暗い等）。デジタルカメラの場合は、横に広い写真とならないようにカメラを縦にして撮影してください。日射しの影響がないよう、なるべく屋内の白い壁を背景にして撮影してください。



適当な例



不適当な例

2. 写真のファイル名は、港湾労働者証の新番号（個人番号）と氏名にして下さい。
（例：品 999-4001-0 氏名）
※港湾労働者証の新番号が不明の場合は、氏名のみで差し支えありません。
ピクセル数や画質は、VGA（640×480）～XGA（1024～768）程度の画素数で標準画質を推奨します。
3. 写真のデータはJPG形式のみです。Word・Excelにデータを張り付けたものは受付できません。
4. 提出媒体は、USBメモリもしくはCD-R（RW）のいずれかとなります。SDカードは接続できません。また、提出いただいた媒体はセキュリティの観点からハローワークで回収いたしますので、返却はできません。予めご了承ください。

常用労働者氏名変更届

氏 名		証番号	品
変更後の 氏 名			

上記のとおり、常用労働者の氏名の変更がありましたので届けます。

令和 年 月 日

住 所

事業主

氏 名

〔事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。〕

品川公共職業安定所長 殿

処 理 欄 (この欄には記入しないで下さい。)	雇 用 届	令和 年 月 日 改 訂	扱 者	
	港湾労働者証	令和 年 月 日 改 訂	扱 者	
	備 考			

常用労働者職種変更届

証 番 号	氏 名	旧職種	新職種
品			
品			
品			
品			
品			

上記の港湾労働者の主たる職種を変更しましたので届けます。

令和 年 月 日

住 所

事業主

氏 名

品川公共職業安定所長 殿

港湾労働者派遣事業関係変更届

氏名		証番号	品
変更前の港湾労働者派遣事業関係	1 派遣対象労働者である。 2 派遣対象労働者ではない。		
変更後の港湾労働者派遣事業関係	1 派遣対象労働者である。 2 派遣対象労働者ではない。		

上記のとおり、港湾労働者派遣事業関係に変更がありましたので届けます。

令和 年 月 日

住所
事業主
氏名

事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。

品川公共職業安定所長 殿

い。 処理欄 (この欄には記入しないで下さい)	受理年月日	令和 年 月 日 受理	扱者	
	雇用届	令和 年 月 日 改訂	扱者	
	港湾労働者証	令和 年 月 日 改訂	扱者	
	備考			

港 湾 労 働 者 証 再 交 付 等 申 請 書

港 湾 労 働 者	氏 名		男 ・ 女	昭和 年 月 日生 平成
	住 所			
事 業 主	名 称			
	所 在 地			
港 湾 労 働 者 証		証 番 号	品	
		交付年月日	年 月 日	
再 交 付 等 を 申 請 す る 理 由				

上記により港湾労働者証の再交付を申請します。

令和 年 月 日

住 所

事業主

氏 名

〔事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。〕

品川公共職業安定所長 殿

再 交 付 年 月 日	証 番 号	備 考
※	※	※

※印欄は記入しないこと。

港湾労働者証返納届

氏名		証番号	品
返納の理由・離職等年月日	1 退職		年 月 日
	2 他の部門に異動		年 月 日
	3 六大港以外の港に転勤		年 月 日
	4 死亡		年 月 日
	5 事業所廃止		年 月 日
	6 移籍・出向		年 月 日
	7 その他 具体的理由 ()		年 月 日

※該当する項目に○を付け、事実のあった日付を記入して下さい。

上記のとおり港湾労働者証を返納します。

※返納できない場合の理由 ()

令和 年 月 日

事業所名

担当者名

品川公共職業安定所長 殿

常用労働者転勤届

氏 名		証番号	品
転勤前の事業所	名称		所在地
転勤後の事業所	名称		所在地
主として従事する業務			

上記のとおり、常用労働者を転勤させましたので届けます。

令和 年 月 日

住 所
事業主
氏 名

〔事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。〕

品川公共職業安定所長 殿

処理欄 (この欄には記入しないで下さい。)	受理年月日	令和 年 月 日 受理	扱 者	
	港湾労働者証	令和 年 月 日 改訂(新番号)	扱 者	
	通 報	令和 年 月 日 付 第 号	扱 者	
	雇用届の受理	令和 年 月 日 受理	扱 者	
	雇用届の改訂	令和 年 月 日 改訂	扱 者	
	備 考			

注) 港湾労働者証の交付を受けている労働者を、港湾労働法が適用される港湾に異動させる際に提出

他 港 出 張 届

1. 出張年月日 令和 年 月 日
 2. 出張先 港 埠頭
 3. 人数 名
 4. 貨物・作業
 5. 船名
 6. 出張対象者・港湾労働者証番号・雇用形態

※枠内の記載方法

氏名：○○ ○○
 証番号：○○○-○○○○-0

	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他

※常…常用港湾労働者 日…安定所紹介日雇労働者 10条…港湾労働法第10条但し書き該当者
 他…上記以外の労働者

上記の通り労働者を上記2の港に出張させますので届けます。

令和 年 月 日

住所
 事業主
 氏名

品川公共職業安定所長 殿

注：他港出張届は一時的に従業員の勤務場所を変更して、その場所で自己の通常の業務を行わせるものです。継続的に従業員の勤務場所を変更する場合は常用労働者転勤届を提出してください。

様式第4号（第9条関係）日 雇 労 働 者 雇 用 届

港湾労働法第10条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

令和 年 月 日

住所

事業主

氏名

公共職業安定所長 殿

雇用人員	人		求人年月日	令和 年 月 日		
氏 名	年齢	雇入年月日	主として従事する業務（職種）	港湾運送の業務に従事させる日	備 考	
公 共 職 業 安 定 所 の 雇 用 紹 介 者 によらな雇用する日雇労働者による				※受付印		
				注) あっ旋申込書に記載された通知番号別に作成すること		

(注) 事業主が法人である場合はその主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。

氏名については、記名又は署名のいずれかにより記入すること。

(注) 就業開始前に公共職業安定所に届出すること。

様式第4号(第9条関係) (裏面)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないでください。
- 2 「主として従事する業務(職種)」欄には、次の表に該当する業務(職種)を記号で記載してください。

記号	業務(職種)	業務の定義
ア	船内作業	港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
イ	はしけ作業	港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為
ウ	沿岸作業	港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
エ	いかだ作業	港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為
オ	船舶貨物整備作業	港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
カ	倉庫作業	港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)

- 3 「公共職業安定所の紹介によらないで日雇労働者を雇用する理由」欄には、次の表に該当する理由を記号で記載してください。

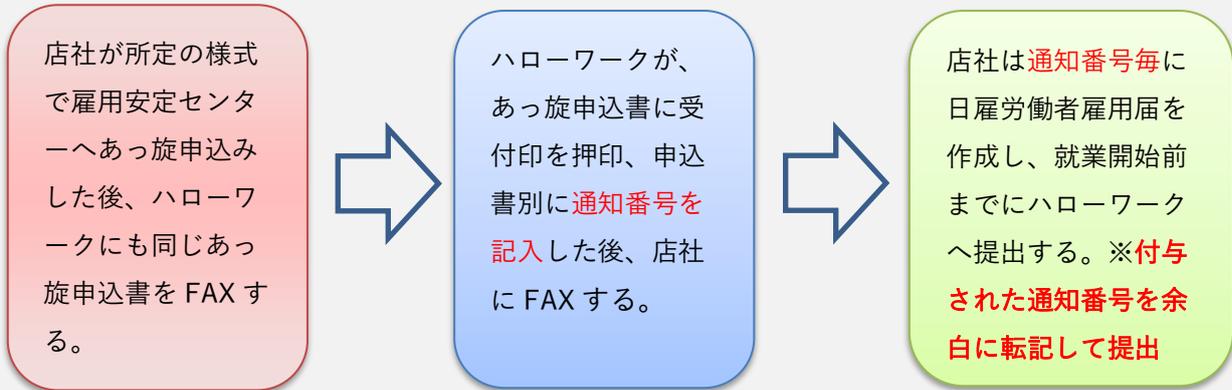
記号	理由
ア	公共職業安定所に日雇労働者に係る求人申し込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないこと。
イ	公共職業安定所に日雇労働者に係る求人申し込みをし、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けたにもかかわらず、当該日雇労働者が正当な理由がなく港湾運送の業務に就くことを拒み、又は当該事業主が正当な理由により当該日雇労働者の雇入れを拒んだ場合において、当該日雇労働者に代わる日雇労働者の紹介を受けることができないこと。
ウ	天災その他やむを得ない理由により緊急に港湾運送の業務を行う必要がある場合において、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人申し込みを行ういとまがないこと。
エ	天災その他避けることができない事故により、公共職業安定所に求人申し込みをすることができないこと。
オ	職業安定法第20条の規定により、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けることができないこと。

(日本産業規格A列4)

■ 日雇労働者雇用届提出の流れ

日雇労働者雇用届提出に関する流れは、以下の通りになります。

雇用安定センターへのあっ旋申込みを前提に、ハローワークとの間で書類（報告）が複数回行われます。詳細は窓口やお電話でご案内しておりますので、ご不明な点をご連絡ください。



様式第4号（第9条関係） **日雇労働者雇用届** 記載例

港湾労働法第10条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

令和 年 月 日

事業主 住所
公共職業安定所長 殿 氏名

雇用人員	人	求人年月日	令和 年 月 日			
氏名	年齢	雇入年月日	主として従事する業務（職種）	港湾運送の業務に従事させる日	備考	
						1113
						1114

※受付印

注）あっ旋申込書に記載された通知番号別に作成すること

1113・1114

複数の番号を1枚の届出に記載する際には、下線を引くもしくは、1行開けるなど、通知番号に沿ったわかりやすい記載をお願いします。

HWからFAXしたあっ旋申込書に記載された通知番号を転記してください。複数の場合は、該当する全ての通知番号を記入

各項目はあっ旋申込書の記載と統一してください。

●変更・追加がある場合

変更 港湾労働者派遣契約あつ旋申込書

令和

一般財団法人 港湾労働安定協会
支部長 殿

HW
印

事業所コード — —
事業所名
責任者名
電 話 ()
F A X ()

1111

下記により港湾労働者の派遣契約あつ旋を申し込みます。

申込業務	船内 はしけ・沿岸	申込人数 (従事する業務 に伴う責任の程)	責任者	人
就業場所	散貨物		責任者以外	3 5 人
指揮命令者	(職名) (氏名)	作業内容 必要技能 (免許・資格)		
就業日	令和 年 月 日	就業時間	:	~
		休憩時間	:	~
		残業		有 ・ 無
集合場所		派遣料金	責任者	
集合時間	:		責任者以外	
移送方法				
交通費支給	有 ・ 無			
雨天の場合	可 ・ 否			
安全衛生				

安定協会 記入欄	受理年月日	あつ旋申込番号	港湾派遣元事業所	あつ旋結果

あつ旋申込み内容に変更がある場合は、余白に「変更」等と表示し、該当箇所を二重線で訂正の上、再度安定センターとハローワークに FAX してください。

変更・修正の場合は、通知番号に変更がありません。

いったんハローワークから受理判と通知番号を付与したあつ旋申込書を送付した後は、新たにあつ旋申込書は作成せず、**通知番号が表示されたあつ旋申込書をそのまま使用**してください。また、修正前の内容が分かるように、**二重線で訂正**してください。

倉庫荷役の作業状況及び出入庫量調査回答書

事業所名	所在地	
電話番号	部署・担当者	

整理番号	倉庫名称	倉庫所在地	荷役形態		下請事業所所在地番号	主な取扱貨物	令和年月日～ 令和年月日 の出入庫量		B/A × 100
			直営	下請			A 総計	B 海側	
			直営	下請			トシ	トシ	%
			直営	下請			トシ	トシ	%
			直営	下請			トシ	トシ	%
			直営	下請			トシ	トシ	%
			直営	下請			トシ	トシ	%

冷蔵倉庫の場合は備考欄にその旨を記載してください。
記入例) 整理番号〇番は冷蔵倉庫

倉庫荷役の作業状況及び入出庫量調査回答書

※記入例

事業所名		所在地					
電話番号		部署・担当者					
<p>倉庫を管轄する事業所名(〇〇支店等)、所在地、電話番号、部署・担当者の記入をお願いします。 <small>※空欄箇所への記入及び記載内容に誤り、変更があれば訂正をお願いします。</small></p>							
<p>令和5年1月1日～令和5年12月31日までの直近1年間。なお、把握が終了していない場合は入出庫量が確認できる範囲(1年間)で結構です。</p>							
整理番号	倉庫名称	倉庫所在地	下請事業所名 所在地 電話番号	主な取扱 貨物	令和5年1月31日～ 令和5年12月31日 の入出庫量		B — A × 100
					A 総入出庫量計	B 海側貨物の入出庫量計	
1					トン	トン	%
2					トン	トン	%
3					トン	トン	%
4					トン	トン	%
5					トン	トン	%
備考	<p>冷蔵倉庫の場合は備考欄にその旨を記載してください。 記入例) 整理番号〇番は冷蔵倉庫</p>						

倉庫を管轄する事業所名(〇〇支店等)、所在地、電話番号、部署・担当者の記入をお願いします。
※空欄箇所への記入及び記載内容に誤り、変更があれば訂正をお願いします。

令和5年1月1日～令和5年12月31日までの直近1年間。なお、把握が終了していない場合は入出庫量が確認できる範囲(1年間)で結構です。

倉庫名称

下請事業所名
所在地
電話番号

倉庫所在地

主な取扱
貨物

整理番号

令和5年1月31日～
令和5年12月31日
の入出庫量

A 総入出庫量計

B 海側貨物の入出庫量計

%

%

トン

トン

%

%

港湾倉庫通知見本

品職発〇〇第〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇倉庫株式会社
事業主殿

品川公共職業安定所長

港湾労働法適用倉庫調査結果について（適用通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、港湾労働行政の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般の「港湾倉庫」に係る入出庫量調査に基づき、関東運輸局長に意見照会した結果、貴事業所の下記倉庫を港湾労働法第二条第二号ロ並びに港湾労働法施行令第二条第三号及び第四号に規定される「港湾倉庫」に該当するものと確認いたしましたので通知いたします。

既に手続きが完了している事業主を除き、港湾労働法適用事業所開設手続きと港湾労働者雇用届の提出が必要になります。品川公共職業安定所港湾労働課までご来所ください。

整理番号	倉庫名	所在地
〇〇〇	■ ■ 倉庫	港区海岸〇—〇—〇
● ● ●	□ □ 物流センター	大田区城南島×—×—×

* 倉庫荷役作業を下請事業者へ委託もしくは協定会社等が実施している場合には、該当倉庫が港湾倉庫であることを伝達してください。

* 本通知は次回の港湾倉庫調査まで有効となります。港湾労働者雇用届、港湾労働者就労状況等報告等各種届出及び報告の提出時に添付していただく場合もありますので、大切に保管してください。

* 倉庫業を廃止した場合等、港湾倉庫としての要件を満たさなくなった場合には、品川公共職業安定所港湾労働課までご連絡下さい。

* 上記の通知内容は、ご提出いただいた「入出庫量調査回答書」及び実態調査で確認した内容に基づいております。関東運輸局へ変更の届出がなされていない場合には、その登録内容と相違する場合があります。

* 港湾倉庫調査は1～3年ごとに実施しています。今回は令和8年度に実施を予定しております。

IX 関係法令・資料

○ 港湾労働法

(昭和六三年五月一七日法律第四〇号)
最終改正: 令和四年六月一七日法律第六八号

目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 港湾雇用安定等計画 (第三条)
- 第三章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等 (第四条―第十一条)
- 第四章 港湾労働者派遣事業 (第十二条―第二十七条)
- 第五章 港湾労働者雇用安定センター (第二十八条―第四十二条)
- 第六章 雑則 (第四十三条―第四十七条)
- 第七章 罰則 (第四十八条―第五十二条)
- 附 則

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 港湾 政令で指定する港湾（その水域は、政令で定める区域とする。）をいう。
- 二 港湾運送 港湾において行う行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第一項に規定する港湾運送のうち、同項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為
 - ロ イに規定する行為に準ずる行為であって政令で定めるもの
- 三 事業主 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 港湾運送事業法第三条第一号から第四号までに規定する事業の事業主
 - ロ 前号ロに規定する行為を行う事業の事業主
- 四 港湾労働者 港湾運送の業務に従事する労働者をいう。ただし、船員職業安定法（昭和二十

三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員を除く。

五 港湾労働者派遣事業 事業主が港湾運送の業務について行う労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。）であって、当該事業の業として行われる労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象となる派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働をいう。以下同じ。）が常時雇用される労働者のみであるものをいう。

第二章 港湾雇用安定等計画

第三条 厚生労働大臣は、港湾ごとに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に関する計画（以下「港湾雇用安定等計画」という。）を策定するものとする。

2 港湾雇用安定等計画に定める事項は、当該港湾における次の事項とする。

- 一 港湾労働者の雇用の動向に関する事項
- 二 労働力の需給の調整の目標に関する事項
- 三 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項
- 四 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

3 厚生労働大臣は、港湾雇用安定等計画を策定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他関係行政機関の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、港湾雇用安定等計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、港湾雇用安定等計画の変更について準用する。

第三章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等

(関係者の責務)

第四条 事業主は、募集、雇入れ及び配置を計画的に行うことその他の港湾労働者の雇用の改善に資する措置を講ずるとともに、港湾運送の業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を行うことにより、港湾労働者の安定した雇用の確保そ

他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならない。

- 2 事業主及びその団体は、港湾労働者の安定した雇用の確保その他の港湾労働者の福祉の増進に関し、相互に協力するように努めなければならない。

第五条 国及び地方公共団体は、事業主及びその団体の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じてこれらの者に対し必要な援助を行うこと等により、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならない。

- 2 国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。

(雇用管理者)

第六条 事業主は、次に掲げる事項を管理させるため、厚生労働省令で定めるところにより、雇用管理者を選任しなければならない。

- 一 港湾労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項
- 二 港湾労働者の教育訓練に関する事項
- 三 その他港湾労働者の雇用管理に関する事項で厚生労働省令で定めるもの

- 2 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。

(雇用管理に関する勧告等)

第七条 公共職業安定所長は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画に定める事項に照らして、事業主が行う雇用管理について、その改善を図る必要があると認めるときは、当該事業主に対し必要な勧告をすることができる。

- 2 前項の規定による勧告を受けた事業主は、必要に応じ雇用管理に関する計画を作成するものとする。
- 3 公共職業安定所長は、第一項の勧告に関し、並びに前項に規定する計画の作成及びその円滑な実施に関し、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(職業紹介)

第八条 公共職業安定所は、港湾運送の業務に関する職業紹介については、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに即して、迅速かつ的確に行うよう努めなければならない。

(港湾労働者の雇用の届出等)

第九条 事業主は、その雇用する労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者（次条において「日雇労働者」という。）を除く。）を港湾運送の業務に従事させようとするときは、その者の氏名、港湾運送の業務に従事させる期間その他厚生労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

- 2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出に係る労働者であって常時港湾運送の業務に従事するものに対し、港湾労働者証を交付する。
- 3 前項の規定により港湾労働者証の交付を受けた労働者は、港湾運送の業務に従事するときは、港湾労働者証を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(日雇労働者の雇用)

第十条 事業主は、公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者でなければ、日雇労働者として港湾運送の業務に従事させてはならない。ただし、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者の紹介を受けることができない場合その他の厚生労働省令で定める理由がある場合は、この限りでない。

- 2 事業主は、前項ただし書に規定する場合において、公共職業安定所の紹介を受けずに日雇労働者を雇い入れようとするときは、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(事業主の報告)

第十一条 事業主は、港湾労働者の雇入れの状況その他の厚生労働省令で定める事項を、定期的に、公共職業安定所長に報告しなければならない。

第四章 港湾労働者派遣事業

(港湾労働者派遣事業の許可)

第十二条 港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
 - 三 当該港湾労働者派遣事業の事業所の名称及び所在地
 - 四 港湾ごとの派遣事業対象業務（労働者派遣に

より当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に
従事させる港湾運送の業務をいう。以下同じ。)の
種類

五 港湾ごとの当該事業主が営んでいる港湾運送
事業（港湾運送の業務を行う事業をいう。以下
同じ。）の種類

六 第二十三条の規定により読み替えて適用する
労働者派遣法（以下「読替え後の労働者派遣法」
という。）第三十六条の規定により選任する派
遣元責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、当該港湾労働者派遣事業の
事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添
付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定める
ところにより、当該港湾労働者派遣事業に係る派
遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額、派
遣就業（労働者派遣法第二十三条の二に規定する
派遣就業をいう。以下同じ。）の日数その他労働
者派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとする
ときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴
かなければならない。

（許可の欠格事由）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、
前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若し
くは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働
に関する法律の規定（次号に規定する規定を除
く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事
業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七
号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分
に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）に
より、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五
号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第
二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百
四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する
法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯した
ことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなった日
から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二
百八条、第二百十三号の二若しくは第二百十四
条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十
三号）第五十六条、第五十九条若しくは第
百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和
二十二年法律第五十号）第五十一条前段若し
くは第五十四条第一項（同法第五十一条前段に係

る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十
九年法律第百十五号）第二百条、第二百三条の二、
第二百四条第一項（同法第二百条若しくは第二百
三条の二に係る部分に限る。）、労働保険の保険
料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第
八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条
第一項（同法第四十六条前段に係る部分に限る。）
又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三
条に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑
に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受
けることがなくなった日から起算して五年を経
過しない者

三 心身の故障により港湾労働者派遣事業を適正
に行うことができない者として厚生労働省令で
定めるもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五 第二十一条第一項（第一号を除く。）の規定
により港湾労働者派遣事業の許可を取り消され、
当該取消しの日から起算して五年を経過しない
者

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しな
い未成年者であつて、その法定代理人が前各号
のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その役員のうち前各号のい
ずれかに該当する者があるもの

（許可の基準等）

第十四条 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可
の申請が次に掲げる基準に適合していると認める
ときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が、当該港湾労働者派遣事業に係る派
遣事業対象業務と同一の種類港湾運送の業務
を行う港湾運送事業を営んでいるものとして厚
生労働省令で定めるものに該当すること。

二 当該港湾労働者派遣事業の計画の内容が、次
のいずれにも該当すること。

イ 当該港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣
に関する料金の額が、派遣労働者の賃金その
他の港湾労働者派遣事業に要する経費の水準
等を勘案して港湾ごとに厚生労働大臣が定め
る基準に適合していること。

ロ 当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者が派
遣就業をする日数が、港湾労働者の雇用の安
定その他の港湾労働者の福祉の増進を図る観
点から、港湾労働者が港湾運送の業務に従事
する日数（港湾労働者派遣事業の派遣労働者
として派遣就業をする日数を除く。）を勘案

して港湾ごとに厚生労働大臣が定める日数を超えないこと。

三 申請者が、当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

四 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

五 前三号に掲げるもののほか、申請者が、当該港湾労働者派遣事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可証）

第十五条 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の条件）

第十六条 第十二条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける事業主に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（許可の有効期間等）

第十七条 第十二条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第十四条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第十二条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第五号を除く。）及び第十四条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（派遣事業対象業務の種類の変更等）

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた事業主（以下「港湾派遣元事業主」という。）は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が港湾派遣元事業主（港湾ごとの派遣事業対象業務の種類で二以上のものについて同条第一項の許可を受けているものに限る。）の当該種類のうち一部のものに係る港湾労働者派遣事業の廃止に伴う変更のみであるときは、この限りでない。

2 第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第五号を除く。）及び第十四条の規定は、前項の許可について準用する。

3 港湾派遣元事業主は、第一項ただし書に規定する場合においてその変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 港湾派遣元事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

（氏名等の変更等）

第十九条 港湾派遣元事業主は、第十二条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、港湾派遣元事業主で同条第一項の許可を二以上の事業所について受けているものが、当該許可に係る一の事業所に関して同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事業の廃止)

第二十条 港湾派遣元事業主は、当該港湾労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十二条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第二十一条 厚生労働大臣は、港湾派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第十三条各号（第五号を除く。）のいずれかに該当しているとき。
- 二 第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 この法律、読替え後の労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 四 第十六条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、港湾派遣元事業主が前項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該港湾労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第二十二条 港湾派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に港湾労働者派遣事業を行わせてはならない。

(労働者派遣法の特例)

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二条第四項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第一項各号	第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号
第二十五条	この法律	この法律（第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、前節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、次条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定（以下「業務の範囲等に関する規定」という。）を除く。）
第二十六条第一項第一号	業務の内容	港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務の種類及び内容
第二十六条第一項第二号	場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者業務配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）	場所

第二十六条第三項	第五条第一項	港湾労働法第十二条第一項
第二十八条、第三十一条、及び第五十五条から第五十七条まで	この法律	この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）
第三十条の見出し	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
第三十条第一項	有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ）であって派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有機雇用派遣労働者」という。）	有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ）
	特定有機雇用派遣労働者等	有機雇用派遣労働者等
	次の各号	第二号から第四号まで
第三十条第一項第四号	前三号	前二号
第三十条の七	第三十条から前条まで	第三十条第一項第二号から第四号まで及び第三十条の二から前条まで
第三十四条第一項	次に	第一号、第二号及び第四号
	第三号及び第四号	第四号
第三十四条第三項	第四十条の六第一項第三号又は第四号	第四十条の六第一項第三号
第三十五条の四第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その	その雇用する日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）

	他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者	
第三十六条	第六条第一号、第二号及び第四号から第九号まで	港湾労働法第十三条第一号、第二号、第四号及び第五号
第三十六条第七号	当該派遣先	当該派遣先及び港湾労働法第二十八条第三項に規定する港湾労働者雇用安定センター（第四十一条第五号において「港湾労働者雇用安定センター」という。）
第三十七条第一項第五号	場所及び組織単位	場所
第三十七条第一項第九号	第三十条第一項（同条の第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置	第三十条第一項の規定により講じた措置（同項第一号に掲げる措置を除く。）
第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）第二号又は第三号
第四十条の六第一項第五号及び第四十一条第一号イ	この法律	この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）、港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）
第四十一条第五号	当該派遣元事業主	当該派遣元事業主及び港湾労働者雇用安定センター
第四十八条第一項	この法律（第三章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）	この法律（業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。）又は港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）
第四十九条第一項	（第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。）	（業務の範囲等に関する規定を除く。）
第四十九条の二第一項	第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項
第四十九条の三第一項	この法律又はこれに基づく命令の規定	この法律（業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。）若しくは港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）又はこれらに基づく命令の規定
第五十条及び第五十一条第一項	この法律	この法律（業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。）又は港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）
第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六条	第三十六条

（労働者派遣契約の内容等の特例）

第二十四条 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めるべき事項のうち同項第一号に規定する港湾運送の業務の種類については、港湾（当該港湾派遣元事業主が締結する同項に規定する労働者派遣契約（以下単に「労働者派遣契約」という。）に基づき派

遣就業が行われることとなる港湾をいう。）において自己が営んでいる港湾運送事業に係る港湾運送の業務と異なる種類の港湾運送の業務の定めをしてはならない。

2 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めるべき事項のうち同項第二号に規定する派遣就業の場所につい

ては、自己が港湾運送事業（当該港湾派遣元事業主が締結する労働者派遣契約に基づき派遣労働者が従事することとなる港湾運送の業務と同一の種類の港湾運送の業務を行う港湾運送事業をいう。）を営んでいる港湾以外の港湾の定めをしてはならない。

（港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の実施方法）

第二十五条 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第一号に規定する港湾運送の業務の種類と労働者派遣の対象としようとする労働者が派遣就業をしないときに主として従事している港湾運送の業務（第三項において「主たる業務」という。）の種類が異なるときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行ってはならない。

- 2 前項の場合において、労働者派遣の対象としようとする労働者が派遣就業をしないときにその港湾運送の業務に主として従事しているかどうかの基準は、厚生労働大臣が定める。
- 3 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業の場所が労働者派遣の対象としようとする労働者の主たる業務が行われている港湾の区域内にないときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行ってはならない。
- 4 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣は、第九条第二項の規定により港湾労働者証の交付を受けた労働者であって、港湾運送の業務に厚生労働大臣が定める期間以上従事した経験を有するもの又は港湾運送の業務に関する専門的な知識若しくは技能に関し厚生労働大臣が定める資格を有するものを派遣することにより行わなければならない。

（権限の委任）

第二十六条 この章（第二十三条を除く。）の規定に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（船員に対する適用除外）

第二十七条 この章の規定は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第五章 港湾労働者雇用安定センター

（指定等）

第二十八条 厚生労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ること

を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、第三十条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について、指定することができる。

- 一 業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
 - 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に資すると認められること。
- 2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。
 - 一 現に当該港湾について他に指定した者があること。
 - 二 申請者が第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していない者であること。
 - 三 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者
 - ロ 心身の故障により第三十条に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- 3 厚生労働大臣は、第一項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「港湾労働者雇用安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 港湾労働者雇用安定センターは、その名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（指定の条件）

第二十九条 前条第一項の指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業 務)

第三十条 港湾労働者雇用安定センターは、第二十八条第一項の指定に係る港湾における港湾労働者又は事業主に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業主に対し、港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
- 二 港湾労働者に対する訓練を行うこと。
- 三 港湾労働者派遣事業その他の港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあっせんを行うこと。
- 五 次条第一項に規定する業務を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図るための業務を行うこと。

(港湾労働者雇用安定センターによる雇用安定事業関係業務の実施)

第三十一条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究を行うこと。
 - 二 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
 - 三 港湾労働者派遣事業の派遣労働者に対して、港湾労働者派遣事業に係る派遣就業について相談その他の援助を行うこと。
 - 四 雇用管理者及び読替え後の労働者派遣法第三十六条の規定により選任された派遣元責任者(港湾派遣元事業主が選任したものに限る。)に対する研修を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。
- 2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務(以下「雇用安定事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センターに行わせる雇用安定事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務(以下「事業主支援業務」という。)又は雇用安定事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第三十三条 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(事業計画書等)

第三十四条 港湾労働者雇用安定センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 事業計画書は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに即して作成するものとする。
- 3 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(役員を選任及び解任)

第三十七条 港湾労働者雇用安定センターの役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 港湾労働者雇用安定センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、第三十条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により港湾労働者雇用安定センターが第二十八条第二項第三号に該当することとなるときは、厚生労働大臣は、当該港湾労働者雇用安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 厚生労働大臣は、第三十条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、当該業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、港湾労働者雇用安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十九条 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、第三十条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三十条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十九条第一項の条件に違反したとき。

五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務を行つたとき。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞の特例)

第四十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前条第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(厚生労働大臣による雇用安定事業関係業務の実施)

第四十二条 厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用安定事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該雇用安定事業関係業務を自ら行うものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

- 3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用安定事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 雑 則

(港湾労働者派遣事業に係る事業主の義務)

第四十三条 事業主は、第二十八条第一項の指定に係る港湾において、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務

の提供を受けなければならない。ただし、当該港湾において港湾労働者派遣事業を営んでいるすべての港湾派遣元事業主に対し労働者の派遣を求め、又は港湾労働者雇用安定センターに対し労働者派遣契約の締結についてのあつせんを求めたにもかかわらず当該港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けられない場合は、この限りでない。

(公共職業安定所長に対する申告)

第四十四条 港湾労働者は、事業主が第三章（これに基づく命令を含む。）又は前条の規定に違反する事実がある場合においては、その事実を公共職業安定所長に申告することができる。

2 事業主は、前項の申告をしたことを理由として、港湾労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び検査)

第四十五条 公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、所属の職員に、事業主の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(経過措置の政令への委任)

第四十六条 第二条第一号若しくは第二号ロ又は第十三条第一号の規定に基づいて政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第七章 罰 則

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の行為により第十二条第一項の許可又は第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者
- 二 第二十一条第二項の規定による命令に違反した者

三 第二十二条の規定に違反した者

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項又は第四十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十八条第一項の規定に違反して第十二条第二項第四号に掲げる事項を変更した者
- 三 偽りその他不正の行為により第十八条第一項の許可を受けた者

第五十条 第三十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条第二項（第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第十二条第三項（第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第十八条第三項、第十九条第一項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 五 第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第四十五条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

(港湾労働法の廃止)

第二条 港湾労働法（昭和四十年法律第二百十号）は、廃止する。

(港湾労働者の雇用の届出等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に前条の規定による廃止前の港湾労働法（以下「旧法」という。）第十三条第一項若しくは第二十一条又は第十六条第二項の規定により行われた届出は、それぞれ第九条第一項又は第十条第二項の規定により行われた届出とみなす。

2 施行日前に旧法第十三条第二項の規定により交付された常用港湾労働者証は、第九条第二項の規定により交付された港湾労働者証とみなす。

○ 港湾労働法施行令

(昭和六三年一月一日政令第三三五号)

最終改正：平成二十九年六月三〇日政令第一七六号

(法第二条第一号の港湾及びその水域)

第一条 港湾労働法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で指定する港湾は、別表の上欄に掲げる港湾とし、当該港湾に係る同号の政令で定める区域は、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

(法第二条第二号ロの政令で定める行為)

第二条 法第二条第二号ロの政令で定める行為は、他人の需要に応じて行う次に掲げる行為とする。

- 一 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は船積貨物の荷造り若しくは荷直し
- 二 法第二条第二号イに規定する行為に先行し、又は後続する船倉の清掃
- 三 船舶若しくは、はしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の別表の上欄に掲げる港湾の水域の沿岸からおおむね五百メートル（東京及び大阪の港湾にあつては二百メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下「港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第三項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第三条第一号から第四号までに掲げる事業又は倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業のうち港湾倉庫に係るものを営む者（以下「港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくは、はしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬

出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下「車両等」という。）により運送された貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

(法第十三条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定)

第三条 法第十三条第一号（法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）、第百九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第十号において「労働者派遣法」という。）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
- 三 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

- 四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 五 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
- 六 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
- 七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定
- 八 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
- 九 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八八条、第八十九条、第一百条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第一百一条（第一号を除く。）及び第一百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三條の規定
- 十 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百九条及び第二百一条の規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第一百九条及び第二百二十二条の規定

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

（港湾労働法施行令の廃止）

第二条 港湾労働法施行令（昭和四十年政令第三百六十一号）は、廃止する。

別表（第一条、第二条関係）

港 湾	区 域
東 京	東京灯標（北緯三五度三分五八秒東經一三九度四九分四一秒）から二五度三分九、二八〇メートルの地点から一九九度五、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度一〇、六一〇メートルの地点（以下「A地点」という。）まで引いた線、A地点から多摩川の河口における東京都と神奈川県との境界に当たる地点（以下「B地点」という。）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、荒川口左岸突端から旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（平成十三年法律第六十一号）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（以下「東日本旅客会社」という。）総武本線荒川橋りょうに至る同川左岸の線、同橋りょうから東日本旅客会社の総武本線、東北本線及び東海道本線に沿って同線多摩川橋りょうに至る線、同橋りょうから多摩川口左岸突端に至る同川左岸の線並びに陸岸により囲まれた区域内にある河川（荒川、旧中川及び隅田川を除く。）及び蓮河の水面、荒川東日本旅客会社常磐線荒川橋りょう及び隅田川東日本旅客会社常磐線隅田川橋りょう各下流の河川水面並びに旧中川水面並びに多摩川多摩川大橋下流の東京都の区域内の河川水面

※東京港以外の5大港は省略

○ 港湾労働法施行規則

（昭和六三年一月一三日労働省令第三五号）
最終改正：令和八年一月二十日厚生労働省令第三号

目 次

- 第一章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等（第一条—第十条）
- 第二章 港湾労働者派遣事業（第十一条—第二十三条）
- 第三章 港湾労働者雇用安定センター（第二十四条—第四十四条）
- 第四章 雑則（第四十五条）

附 則

- 第一章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等

（雇用管理者の選任）

第一条 港湾労働法（以下「法」という。）第六条第一項の雇用管理者の選任は、港湾運送の業務を行う事業所ごとに行わなければならない。

（法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第二条 法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図るために事業主が行う労働時間等の労働環境の改善に関する事。
- 二 法第七条第一項の規定による勧告を受けた場合にあっては、当該勧告に係る公共職業安定所との連絡に関する事又は同条第二項の雇用管理に関する計画の作成及び当該計画の円滑な実施に関する事。

（港湾労働者雇用届）

第三条 法第九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出に係る労働者に関する次に掲げる事項
 - イ 生年月日、性別及び住所
 - ロ 雇入年月日及び雇用期間
 - ハ 主として従事する業務
 - 二 港湾労働者派遣事業の派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合には、その旨
 - ホ 雇用保険及び健康保険その他の社会保険の適用の状況
- 二 届出に係る労働者を港湾運送の業務に従事させる事業所の名称及び所在地
 - 三 届出に係る労働者が港湾運送の業務に従事する港湾

2 法第九条第一項の規定による届出は、港湾労働者雇用届（様式第一号）を届出に係る労働者を港湾運送の業務に従事させる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所であって厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により港湾労働者証に関する事務を取り扱う公共職業安定所（当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所が同項の規定により港湾労働者証に関する事務を取り扱う公共職業安定所でないときは、同項の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所のうち、当該事業所において常時港湾運送の業務に従事させるすべての常用労働者（法第九条第一項に規定する日雇労働者（第八条及び第九条において「日雇労働者」という。）以外の労働者をいう。以下同じ。）に係る当該事務

を取り扱う公共職業安定所として事業主が選択する公共職業安定所）の長である公共職業安定所長（以下「管轄公共職業安定所長」という。）に提出することによって行わなければならない。

- 3 常時港湾運送の業務に従事させる常用労働者に係る港湾労働者雇用届には、当該常用労働者の写真一枚を添えなければならない。
- 4 港湾労働者雇用届の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、必要があると認めるときは、届出に係る労働者が当該事業主に雇用される常用労働者であることを証明するに足る書類の提出又は提示を求めることができる。

（港湾労働者証の交付等）

第四条 法第九条第二項の規定による港湾労働者証の交付は、当該港湾労働者証に係る労働者を雇用する事業主を通じて行うものとする。

2 港湾労働者証は、様式第二号による。

（常用労働者の氏名の変更の届出等）

第五条 事業主は、次に掲げる場合には、速やかに、文書で、その旨を管轄公共職業安定所長に届け出なければならない。

- 一 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の氏名に変更があつたとき。
- 二 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を他の事業所に転勤させたとき（第七条第一項第三号に該当する場合を除く。）。
- 三 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を新たに港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象としたとき又は港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象から除外したとき。
- 四 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が主として従事する業務に変更があつたとき。
- 五 法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格を有する港湾労働者派遣事業の派遣労働者であって派遣事業対象業務（労働者派遣により当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務をいう。以下同じ。）に同項の厚生労働大臣が定める期間以上従事した経験を有しないものが、当該業務に当該期間以上従事するに至つたとき。
- 六 事業所の名称又は所在地に変更があつたとき。

2 事業主は、前項の規定による届出をするときは、併せて、届出に係る常用労働者（同項第六号に該当することにより届出をするときは、届出に係る事業所において常時港湾運送の業務に従事させる

すべての常用労働者)の港湾労働者証を提出しなければならない。

- 3 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、その氏名を変更したときは、速やかに、その旨を事業主に申し出るとともに、港湾労働者証を提出しなければならない。
- 4 前項の規定によるほか、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、事業主から第二項の規定により港湾労働者証を提出するためにその所持する港湾労働者証の提出を求められたときは、これを事業主に提出しなければならない。
- 5 第二項の規定による港湾労働者証の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、当該港湾労働者証に必要な改訂をしたうえ、事業主に返還しなければならない。
- 6 前項の規定による港湾労働者証の返還を受けた事業主は、速やかに、当該港湾労働者証を当該常用労働者に交付しなければならない。

(港湾労働者証の再交付等)

- 第六条 事業主は、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が港湾労働者証を亡失し、若しくは港湾労働者証が滅失したとき、又は港湾労働者証の写真が本人であることを認め難くなったときは、港湾労働者証再交付等申請書(様式第三号)を管轄公共職業安定所長に提出することによつて、港湾労働者証の再交付又は写真のはり換えを申請しなければならない。事業主がその雇用する常用労働者に係る港湾労働者証を亡失し、又は港湾労働者証が滅失したときも同様とする。
- 2 港湾労働者証再交付等申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 当該港湾労働者証に係る常用労働者の写真一枚
 - 二 港湾労働者証の写真が本人であることを認め難くなったことにより港湾労働者証の写真のはり換えを申請するときは、当該港湾労働者証
 - 3 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、港湾労働者証を亡失し、若しくは港湾労働者証が滅失したとき、又はその写真が本人であることを認め難くなったときは、その旨を事業主に申し出るとともに、その写真のはり換えを必要とする港湾労働者証を事業主に提出しなければならない。
 - 4 事業主は、第一項の規定による申請に基づき港湾労働者証の再交付又は写真のはり換えを受けたときは、速やかに、当該港湾労働者証を当該常用労働者に交付しなければならない。
 - 5 港湾労働者証が亡失したことによりその再交付を受けた者が亡失した港湾労働者証を発見したと

きは、速やかに、当該港湾労働者証を管轄公共職業安定所長に返納しなければならない。

(港湾労働者証の返納)

- 第七条 事業主は、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の港湾労働者証を管轄公共職業安定所長に返納しなければならない。
- 一 死亡したとき。
 - 二 退職したとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、常時港湾運送の業務に従事する常用労働者でなくなったとき。
- 2 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、前項第二号又は第三号に該当するときは、速やかに、港湾労働者証を事業主に提出しなければならない。死亡した常用労働者の親族又は同居の縁故者でその者の港湾労働者証を所持するものについても、同様とする。

(公共職業安定所の紹介によらない日雇労働者の雇用)

- 第八条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。
- 一 公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないこと。
 - 二 公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをし、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けたにもかかわらず、当該日雇労働者が正当な理由がなく港湾運送の業務に就くことを拒み、又は当該事業主が正当な理由により当該日雇労働者の雇入れを拒んだ場合において、当該日雇労働者に代わる日雇労働者の紹介を受けることができないこと。
 - 三 天災その他やむを得ない理由により緊急に港湾運送の業務を行う必要がある場合において、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みを行ういとまがないこと。
 - 四 天災その他避けることができない事故により、公共職業安定所に求人の申込みをすることができないこと。
 - 五 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第二十条の規定により、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けることができないこと。
 - 六 前各号に掲げる理由に準ずる理由であつて厚生労働大臣が定めるもの

第九条 法第十条第二項の規定による届出は、届出に係る日雇労働者を港湾運送の業務に従事させる前に、日雇労働者雇用届(様式第四号)を管轄公

共職業安定所長に提出することによって行わなければならない。

(事業主の報告)

第十条 法第十一条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾労働者の数
 - 二 港湾労働者の雇入れ、離職及び配置の転換の状況
 - 三 新たに港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象とした港湾労働者の数及び港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象から除外した港湾労働者の数
 - 四 港湾労働者の港湾運送の業務への就労の状況
 - 五 港湾労働者に対する教育訓練の実施状況
- 2 事業主は、港湾運送の業務を行う事業所ごとに、毎月における前項各号に掲げる事項を、様式第五号により、翌月十五日までに、管轄公共職業安定所長に報告しなければならない。

第二章 港湾労働者派遣事業

(許可の申請手続)

第十一条 法第十二条第二項の申請書は、港湾労働者派遣事業許可申請書(様式第六号)のとおりとする。

- 2 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 役員の住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。))及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。))を記載したものに限り。))とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限り。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。))及び履歴書

二 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

ホ 役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合
当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合
当該法定代理人に係るイから二までに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、当該役員の法定代理人(法人に限り。))に係るイから二までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限り。以下この(2)において同じ。))の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))を含む。))

ヘ 個人情報適正管理及び秘密の保持に関する規程(以下「個人情報適正管理規程」という。))

ト 港湾運送事業(港湾運送の業務を行う事業をいい、港湾労働者派遣事業許可申請書又は第十七条第一項に規定する派遣事業対象業務変更許可申請書に記載された派遣事業対象業務と同一の種類の港湾運送の業務を行うもの)に限り。以下同じ。))の港湾労働者派遣事業の許可の申請の日の属する月の前月末を末日とする一年間の実績報告書

チ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

リ 港湾労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

ヌ 選任する派遣元責任者(法第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。))の住民票の写し及び履歴書及び第

二十三条第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ハ 申請者が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該の法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

ニ 前号へ、ト、リ及びヌに掲げる書類

3 前項第一号トの実績報告書は、港湾運送事業実績報告書（様式第七号）のとおりとする。

4 法第十二条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、港湾労働者派遣事業計画書（様式第八号）のとおりとする。

5 申請者が二以上の事業所を設けて港湾労働者派遣事業を行おうとする場合において、一の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際し、法人にあつては第二項第一号イからホまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イからハまでに掲げる書類を添付したときは、当該事業所（以下「統括事業所」という。）以外の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際しては、当該書類を添付することを要しない。

6 申請者が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行っている場合において、当該申請者が港湾労働者派遣事業を行っている当該他の事業所の派遣元責任者を当該申請に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第二項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

7 申請者が当該申請に係る港湾における法第二条第三号イに規定する事業主（第十六条第六項において「一般港湾運送事業等の事業主」という。）である場合においては、法人にあつては第二項第一号チ及びリに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち同項第一号リに掲げるものを添付することを要しない。

（法第十三条第三号の厚生労働省令で定める者）

第十一条の二 法第十三条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により港湾労働者派遣事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

第十二条 法第十四条第一項第一号（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、適法に港湾運送事業を営んでいるものであつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 港湾労働者派遣事業の許可の申請の日の属する日の前月末を末日とする一年間において毎月港湾運送事業の実績を有するもの

二 前号に掲げる者以外の者であつて、港湾労働者派遣事業の許可の日以後において毎月港湾運送事業を行うことが確実と見込まれるもの

(許可証)

第十三条 法第十五条第一項の許可証は、港湾労働者派遣事業許可証(様式第九号。以下単に「許可証」という。)のとおりとする。

(許可証の再交付)

第十四条 法第十五条第三項の規定により許可証の再交付を受けようとする事業主は、許可証再交付申請書(様式第十号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(許可証の返納等)

第十五条 許可証の交付を受けた事業主は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証)を厚生労働大臣に返納しなければならない。

- 一 許可が取り消されたとき。
- 二 許可の有効期間が満了したとき。
- 三 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 許可証の交付を受けた事業主が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

- 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
- 二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(許可の有効期間の更新の申請手続)

第十六条 法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、港湾労働者派遣事業許可有効期間更新申請書(様式第六号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第十七条第五項において準用する法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあっては、第十一条第二項第一号イ、ロ、ホからリまで及びヌ(受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。)に掲げる書類
 - 二 申請者が個人である場合にあっては、第十一条第二項第一号へ、ト、リ及びヌ(受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。)並びに同項第二号ロに掲げる書類
- 3 法第十七条第五項において準用する法第十二条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、港

湾労働者派遣事業計画書(様式第八号)のとおりとする。

4 法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付することにより行うものとする。

5 統括事業所の事業主が、当該統括事業所以外の事業所に関し法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、法人にあっては第十一条第二項第一号イからホまでに掲げる書類を、個人にあっては同項第二号イからハまでに掲げる書類を添付することを要しない。

6 申請者が当該申請に係る港湾における一般港湾運送事業等の事業主である場合においては、法人にあっては第十一条第二項第一号チ及びリに掲げる書類を、個人にあっては同項第二号ニに掲げる書類のうち同項第一号リに掲げるものを添付することを要しない。

(変更の許可の申請手続)

第十七条 法第十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、派遣事業対象業務変更許可申請書(様式第十一号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第十八条第二項において準用する法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、港湾運送事業の派遣事業対象業務の種類の変更の許可の申請の日の属する月の前月末を末日とする一年間の実績報告書(様式第七号)とする。

3 法第十八条第二項において準用する法第十二条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、港湾労働者派遣事業計画書(様式第八号)のとおりとする。

4 法第十八条第一項の規定による許可は、当該許可を受けようとする者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付することにより行うものとする。

(変更の届出等)

第十八条 法第十八条第三項又は法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内(次項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合及び法第十二条第二項第六号に掲げる事項の変更に係る届出にあっては、三十日以内)に、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあっては港湾労働者派遣事業変更届出書(様式第十号)を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあっては港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書(様

式第十号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の港湾労働者派遣事業変更届出書又は港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第十一条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。
- 3 法第十二条第二項第六号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があった法第十八条第一項に規定する港湾派遣元事業主(以下「港湾派遣元事業主」という。)が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行っている場合において、当該港湾派遣元事業主が港湾労働者派遣事業を行っている当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十一条第二項第一号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。)を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

(廃止の届出)

第十九条 法第二十条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該港湾労働者派遣事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内に、許可証を添えて、港湾労働者派遣事業廃止届出書(様式第十二号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(統括事業所の変更)

第二十条 統括事業所に係る港湾労働者派遣事業を行わなくなった者は、速やかに、その旨を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の書面の提出があつた場合において必要があると認めるときは、当該事業主の意見を聴いて、当該事業主に係る他の事業所を統括事業所として定めるものとする。

(書類の提出の経由)

第二十一条 法第四章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、管轄公共職業安定所長を経由して提出するものとする。

(提出すべき書類の部数)

第二十二条 法第四章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類(許可証を除く。)は、正本にその写し二通(第十一条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項に規定する書類にあつては、一通)を添えて提出しなければならない。

(労働者派遣法施行規則の特例等)

第二十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(以下この条において「労働者派遣法施行規則」という。)第十七条第二項の規定にかかわらず、港湾派遣元事業主が労働者派遣法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ港湾労働者派遣事業報告書(様式第十三号)及び港湾労働者派遣事業収支決算書(様式第十四号)のとおりとし、労働者派遣法施行規則第四十八条の規定にかかわらず、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣事業に係る派遣先に対する立入検査のための労働者派遣法第五十一条第二項に規定する証明書は、港湾労働者派遣事業立入検査証(様式第十五号)のとおりとする。

- 2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十九条中「派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長」とあるのは「港湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長(以下単に「管轄公共職業安定所長」という。)」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用派遣労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第四十六条の二中「都道府県労働局職業安定部(東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局にあつては、需給調整事業部。)」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、労働者派遣法施行規則第五十五条中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限(第四号及び第六号に掲げる事項に係るものに限る。)」と、「都道府県労働局長」とあるのは「管轄公共職業安定所長」とし、労働者派遣法施行規則第十九条ただし書、第二十二条第五号、第二十五条第三項及び第二十五条の五第二号の規定は、適用しない。

- 3 港湾労働者派遣事業に係る派遣先に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については労働者派遣法施行規則第三十六条第五号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」とし、労働者派遣法施行規則第二十二条第五号、第三十四条第二号ただし書及び第三十五条第三項の規定は適用しない。

第三章 港湾労働者雇用安定センター

(指定の申請)

第二十四条 法第二十八条第一項の規定による指定を受けようとする者は、各港湾について、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 代表者の氏名
- 三 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的及び技術的基礎を有することを明らかにする書類
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における法第三十条に規定する業務に関する基本的な計画及びこれに伴う予算
- 四 役員の氏名及び略歴を記載した書面
- 五 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(法第二十八条第二項第三号の厚生労働省令で定める者)

第二十四条の二 法第二十八条第二項第三号ロの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により法第三十条に規定する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(名称等の変更の届出)

第二十五条 法第二十八条第四項の規定による届出をしようとする法第二十八条第三項に規定する港湾労働者雇用安定センター（以下「港湾労働者雇用安定センター」という。）は、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(雇用安定事業関係業務を行う事務所の変更の届出)

第二十六条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十一条第二項後段の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の法第三十一条第二項に規定する雇用安定事業関係業務（以下「雇用安定事業関係業務」という。）を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更しようとする理由

(業務規程の変更の認可の申請)

第二十七条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十二条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(法第三十二条第二項の厚生労働省令で定める事項)

第二十八条 法第三十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十二条第一項に規定する事業主支援業務（以下「事業主支援業務」という。）の実施方法に関する事項
- 二 雇用安定事業関係業務の実施方法に関する事項

(経理原則)

第二十九条 港湾労働者雇用安定センターは、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(区分経理の方法)

第三十条 港湾労働者雇用安定センターは、事業主支援業務に係る経理及び雇用安定事業関係業務に係る経理についてそれぞれ特別の勘定を設け、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(事業計画書等の認可の申請)

第三十一条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

(事業計画書の記載事項)

第三十二条 法第三十四条第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 法第三十一条第一項第一号の調査研究に関する事項

- 二 法第三十一条第一項第二号の相談その他の援助に関する事項
- 三 法第三十一条第一項第三号の相談その他の援助に関する事項
- 四 法第三十一条第一項第四号の研修に関する事項
- 五 法第三十一条第一項第五号の港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、法第三十条各号に掲げる業務に関する事項

(収支予算書)

第三十三条 収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(収支予算書の添付書類)

第三十四条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第一項前段の規定により収支予算書について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第三十五条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更に伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第三十六条 港湾労働者雇用安定センターは、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

- 2 港湾労働者雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務に係る経理についての特別の勘定（第三十八条第三項において「雇用安定事業関係業務特別勘定」という。）の予備費を使用したときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

- 3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもってするものとする。

(予算の流用等)

第三十七条 港湾労働者雇用安定センターは、支出予算については、収支予算書に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第三十三条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

- 2 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

- 3 港湾労働者雇用安定センターは、前項の規定による予算の流用又は予備費の使用について厚生労働大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第三十八条 港湾労働者雇用安定センターは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- 2 港湾労働者雇用安定センターは、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 3 港湾労働者雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務特別勘定について第一項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後二月以内に、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 4 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該繰越計算書に繰越しに係る経費の予算現額並びに当該経費の予算現額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越額及び不用額を記載しなければならない。

(事業報告書等の承認の申請)

第三十九条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第三項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

(収支決算書)

第四十条 収支決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該収支決算書に次に掲げる事項を示さなければならない。

一 収入

- イ 収入予算額
- ロ 収入決定済額
- ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出

- イ 支出予算額
- ロ 前事業年度からの繰越額
- ハ 予備費の使用の金額及びその理由
- ニ 流用の金額及びその理由
- ホ 支出予算の現額
- ヘ 支出決定済額
- ト 翌事業年度への繰越額
- チ 不用額

(会計規程)

第四十一条 港湾労働者雇用安定センターは、その財務及び会計に関し、法及びこの省令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

- 2 港湾労働者雇用安定センターは、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 港湾労働者雇用安定センターは、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第四十二条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
- 二 選任又は解任の理由

(立入検査のための証明書)

第四十三条 法第三十八条第二項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。

(雇用安定事業関係業務の引継ぎ等)

第四十四条 法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が雇用安定事業関係業務を行うものとするときは、港湾労働者雇用安定センターは、次の事項を行わなければならない。

- 一 雇用安定事業関係業務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二 雇用安定事業関係業務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

2 法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の事項を行わなければならない。

一 雇用安定事業関係業務を港湾労働者雇用安定センターに引き継ぐこと。

二 雇用安定事業関係業務に関する帳簿及び書類を港湾労働者雇用安定センターに引き継ぐこと。

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

第四章 雑 則

(報告及び検査)

第四十五条 管轄公共職業安定所長は、法第四十五条第一項の規定により、事業主に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 法第四十五条第三項において準用する法第三十八条第二項の証明書は、港湾労働立入検査証(様式第十六号)のとおりとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

(港湾労働法施行規則の廃止)

第二条 港湾労働法施行規則(昭和四十一年労働省令第六号)は、廃止する。

附 則 (令和八年一月二十日厚生労働省令第三号) 抄

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 港湾労働法施行令第二条第三号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する区域（抄）

港湾労働法施行令(以下「令」という。)第二条第三号に規定する厚生労働大臣が指定する区域は、次の表の上欄に掲げる令別表の上欄に掲げる港湾ごとに、それぞれ次の表の下欄に掲げる区域とする。

(昭和六三年一月二〇日労働省告示第一〇一号)

(労働省告示第百一号)

令別表の上欄に掲げる港湾	区 域
東京	<p>一 荒川口左岸突端から東日本旅客鉄道株式会社(以下「東日本旅客会社」という。)総武本線荒川橋りょうに至る同川左岸の線、同橋りょうから東日本旅客会社総武本線に沿って同線都道上野月島線橋りょうに至る線、同橋りょうから都道上野月島線、都道本郷亀戸線、都道吾妻橋伊興町線、一般国道四号、都道言問橋南千住線、一般国道六号、特別区道中日第三号路線、特別区道中日第六号路線、都道日本橋芝浦大森線、一般国道十五号、一般国道百三十一号及び都道東京大師横浜線に沿って多摩川大師橋に至る線、同橋から多摩川口左岸突端に至る同川左岸の線並びに陸岸により囲まれた区域</p> <p>二 東京灯標(北緯三五度三三分五八秒東経一三九度四九分四一秒)から二五度三〇分九、二八〇メートルの地点から一九九度五、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度一〇、六一〇メートルの地点(以下「A地点」という。)まで引いた線、A地点から多摩川の河口における東京都と神奈川県との境界に当たる地点(以下「B地点」という。)まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地</p> <p>三 令別表の上欄に掲げる東京の港湾の水域のうち陸岸から二〇〇メートルの範囲内の海面及び多摩川多摩川大橋下流の東京都の区域内の河川水面</p>

※東京港以外の5大港は省略

改正文 (平成一九年一月三〇日厚生労働省告示第三九三号) 抄
平成十九年十二月一日から適用する。

○ 港湾労働法第十四条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める基準

(平成一二年八月一日労働省告示第七五号)

港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号。以下「法」という。)第十四条第一項第二号イ(法第十八条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同号イの厚生労働大臣が定める基準は、港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号)別表の上欄に掲げるそれぞれの港湾について、派遣事業対象業務(労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働

者派遣法」という。)第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)により当該港湾労働者派遣事業(法第二条第五号に規定する港湾労働者派遣事業をいう。以下同じ。)の派遣労働者(労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)に従事させる法第二条第二号に規定する港湾運送の業務をいう。以下同じ。)ごとの港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣に関する料金の港湾労働者派遣事業の派遣労働者一人一日当たりの平均的な額が、それぞれ、当該派遣事業対象業務ごとの港湾労働者派遣事業の派遣労働者の賃金(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。)の一人一日当たりの平均的な額を著しく超えるものでないこととし、平成十二年十月一日から適用する。

附 則 (平成一二年一二月二五日労働省告示
第一二〇号) 抄

(適用期日)

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から適用する。

改正文(平成二四年九月二七日厚生労働省告示
第五一八号) 抄
平成二四年十月一日から適用する。

○港湾労働法第十四条第一項第二号ロの厚生労働大臣が定める日数

(平成一二年八月一日労働省告示第七六号)

港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十四条第一項第二号ロ(同法第十八条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同号ロの厚生労働大臣が定める日数は、港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号)別表の上欄に掲げるそれぞれの港湾について、派遣労働者(同法第二条第五号に規定する港湾労働者派遣事業の派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。)をいう。)をいう。)一人につき、一月当たり七日とし、平成十二年十月一日から適用する。

附 則 (平成一二年一二月二五日労働省告示
第一二〇号) 抄

(適用期日)

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から適用する。

改正文(平成二四年九月二七日厚生労働省告示
第五一八号) 抄

平成二十四年十月一日から適用する。

○港湾労働法第二十五条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準

(平成一二年八月一日労働省告示第七七号)

港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める

基準を次のように定め、平成十二年十月一日から適用する。

港湾労働法(以下「法」という。)第二十五条第二項の労働者派遣の対象としようとする労働者が派遣就業をしないときにその港湾運送の業務に主として従事しているかどうかの基準は、次のとおりとする。

一 労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)の対象としようとする労働者が、港湾運送(法第二条第二号に規定する港湾運送をいう。以下同じ。)の業務の種類(当該港湾運送の業務が、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号。以下「事業法」という。)第二条第一項第二号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号。以下「令」という。)第二条第三号及び第四号に掲げる行為(同項第二号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う業務、同項第三号に掲げる行為を行う業務、同項第四号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する同条第三号及び第四号に掲げる行為(同項第四号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う業務、同項第五号に掲げる行為を行う業務、同条第一号及び第二号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する同条第三号及び第四号に掲げる行為(同条第一号及び第二号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う業務又は同条第三号及び第四号に掲げる行為(倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する倉庫業のうち令第二条第三号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)を行う業務のいずれに該当するかの別をいう。以下同じ。)に応じて、派遣就業(労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。以下同じ。)をさせようとする日以前三月間に、それぞれの種類の港湾運送の業務のうち当該港湾運送の業務に最も長い時間(港湾労働者派遣事業(法第二条第五号に規定する港湾労働者派遣事業をいう。)の派遣労働者(労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。)として派遣就業をした時間を除く。以下同じ。)従事していること(次号に該当する場合を除く。))。

二 労働者派遣の対象としようとする労働者が、事業法第二条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業の事業主に雇用されており、かつ、派遣就業をさせようとする日以前三月間に、同項第

二号及び第四号又はこれらに先行し、若しくは後続する令第二条第三号及び第四号に掲げる行為を行う業務に他のそれぞれの種類の港湾運送の業務に従事した時間を超える時間従事している場合には、当該労働者は、同項第二号及び第四号又はこれらに先行し、若しくは後続する同条第三号及び第四号に掲げる行為を行う業務に主として従事しているものとする。

附 則（平成一二年一二月二五日労働省告示第一二〇号） 抄

（適用期日）

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から適用する。

改正文（平成二四年九月二七日厚生労働省告示第五一八号） 抄

平成二十四年十月一日から適用する。

○港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める期間

（平成一二年八月一日労働省告示第七八号）

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十五条第四項の規定に基づき、同項の厚生労働大臣が定める期間は、港湾運送（同法第二条第二号に規定する港湾運送をいう。）の業務の種類（当該港湾運送の業務が、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第一項第二号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号。以下「令」という。）第二条第三号及び第四号に掲げる行為（同項第二号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）を行う業務、同項第三号に掲げる行為を行う業務、同項第四号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する同条第三号及び第四号に掲げる行為（同項第四号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）を行う業務、同項第五号に掲げる行為を行う業務、同条第一号及び第二号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する同条第三号及び第四号に掲げる行為（同条第一号及び第二号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）を行う業務又は同条第三号及び第四号に掲げる行為（倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業のうち令第二条第三号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）を行う業務のいずれに該当するかの別をいう。）ごとに、一年とし、平成十二年十月一日から適用する。

附 則（平成一二年一二月二五日労働省告示第一二〇号） 抄

（適用期日）

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から適用する。

○港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格

（平成一二年八月一日労働省告示第七九号）

最終改正：令和八年二月二〇日厚生労働省告示第四十四号

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十五条第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める資格を次のように定め、平成十二年十月一日から適用する。

港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。

（次ページに続く）

<p>制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務</p>	<p>労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)別表第四に規定する揚貨装置運転士免許を受けた者</p>
<p>つり上げ荷重が五トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。次の項において同じ。)の運転の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務</p>	<p>安衛則別表第四に規定するクレーン・デリック運転士免許(以下「クレーン・デリック運転士免許」という。)を受けた者</p>
<p>つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務</p>	<p>一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。)別表第十八第二十六号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者</p>
<p>つり上げ荷重が一トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路(以下「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務</p>	<p>安衛則別表第四に規定する移動式クレーン運転士免許(次の項において「移動式クレーン運転士免許」という。)を受けた者</p>
<p>つり上げ荷重が一トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務のうちつり上げ荷重が五トン未満の移動式クレーンの運転の業務</p>	<p>一 移動式クレーン運転士免許を受けた者 二 安衛法別表第十八第二十七号に規定する小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p>
<p>つり上げ荷重が五トン以上のデリックの運転の業務</p>	<p>クレーン・デリック運転士免許を受けた者</p>
<p>最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第二十九号に規定するフォークリフト運転技能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「能開法」という。)第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「能開法規則」という。)別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けたもの 三 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(昭和四十七年労働省告示第百十三号)第二号イからホまでに掲げる者</p>

<p>機体重量が三トン以上の労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>一 安衛則別表第六に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 二 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第三号に規定する者を除く。) 三 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 四 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第四号イからへまでに掲げる者</p>
<p>最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十号に規定するショベルローダー等運転技能講習を修了した者 二 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者で、ショベルローダー又はフォークローダーについての訓練を受けたもの 三 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第八号イからへまでに掲げる者</p>
<p>最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十一号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者 二 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第九号に規定する者を除く。) 三 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第十号イ及びロに掲げる者</p>
<p>作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>安衛法別表第十八第三十二号に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者</p>
<p>制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十四号に規定する玉掛け技能講習を修了した者 二 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 三 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第十一号イからワまでに掲げる者</p>

附 則 (平成一二年一月二五日労働省告示第一二〇号) 抄
(適用期日)

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から適用する。

附 則 (令和八年二月二十日厚生労働省告示第四十四号) 抄
この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

（昭和六〇年七月五日法律第八八号）
最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

（目的）

第一条 この法律は、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするもの含まないものとする。

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。

三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。

四 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条第一項の許可を受けた者（以下「派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務を受ける者（第三章第四節を除き、以下「派遣先」という。）について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）

二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、

改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（抄）

（昭和六一年四月三日政令第九五号）
最終改正：令和三年六月二日政令第一六二号

（法第四条第一項第一号の政令で定める業務）

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項第一号の政令で定める業務は、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第一号に規定する港湾以外の港湾で港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第四項に規定するもの（第三号において「特定港湾」という。）において、他人の需要に応じて行う次に掲げる行為に係る業務とする。

一 港湾運送事業法第二条第一項に規定する港湾運送のうち、同項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為

二 港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）第二条第一号及び第二号に掲げる行為

三 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の特定港湾の水域の沿岸からおおむね五百メートル（水島港にあつては千メートル、鹿児島港にあつては千五百メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより

又はいかだに組んでする運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下この条において「特定港湾倉庫」という。)への搬入(上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であって、港湾運送事業法第二条第三項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第三条第一号から第四号までに掲げる事業又は倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第二条第二項に規定する倉庫業のうち特定港湾倉庫に係るものを営む者(以下この条において「特定港湾運送関係事業者」という。)以外の者が行うものを除く。)、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の特定港湾倉庫からの搬出(上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であって、特定港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。)

又は貨物の特定港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両若しくは鉄道(軌道を含む。)(以下この号において「車両等」という。)により運送された貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入(特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。)

又は車両等により運送されるべき貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出(特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。)

ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

○ 港湾運送事業法(抄)

(昭和二六年五月二九日法律第一六一号)
最終改正：令和五年六月一六日法律第六三号

(目的)

第一条 この法律は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であつて次に掲げるものをいう。

- 一 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為
- 二 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸(第四号に掲げる行為を除く。)
- 三 港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送(一定の航路に旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。))を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行う貨物の運送その他国土交通省令で定めるものを除く。)、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間(以下単に「指定区間」という。)における貨物のはしけによる運送又は港湾若しくは指定区間における引船によるはしけ若しくはいかだのえい航
- 四 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場(水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき場」という。)への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物の船舶(国土交通省令で定める総トン数未満のものに限る。以下この号において同じ。)若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み(貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行う場合に限る。)
- 五 港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送又は港湾においてする、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管
- 六 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明(以下「検数」という。)
- 七 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定(以下「鑑定」という。)
- 八 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してする

その貨物の容積又は重量の計算又は証明（以下「検量」という。）

- 2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないを問わず港湾運送を行う事業をいう。
- 3 この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとしないを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。
 - 一 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃
 - 二 港湾においてする船積貨物の警備
- 4 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾（その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域をいう。）をいう。

（事業の種類）

- 第三条 港湾運送事業の種類は、次に掲げるものとする。
- 一 一般港湾運送事業（前条第一項第一号に掲げる行為を行う事業）
 - 二 港湾荷役事業（前条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業）
 - 三 はしけ運送事業（前条第一項第三号に掲げる行為を行う事業）
 - 四 いかだ運送事業（前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業）
 - 五 検数事業（前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業）
 - 六 鑑定事業（前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業）
 - 七 検量事業（前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業）

（許 可）

- 第四条 前条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「一般港湾運送事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに、同条第五号から第七号までに掲げる港湾運送事業（以下「検数事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。この場合において、一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾を起点又は終点とする指定区間においても、当該許可に係る一般港湾運送事業等を営むことができる。

○ 港湾運送事業法施行規則（抄）

（昭和三四年一〇月一日運輸省令第四六号）
最終改正：令和五年四月二一日国土交通省令第四一号

（港湾運送から除く貨物の運送）

第二条 法第二条第一項第三号の国土交通省令で定める運送は、次のとおりとする。

- 一 船用品（燃料炭を除く。）の当該船用品を使用する船舶への運送又はその船舶からの運送
- 二 屎尿、塵芥、厨芥、荷粉又は泥土の運送
- 三 タンク船又は運搬漁船（もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶をいう。）による運送

（法第二条第一項第四号の総トン数）

第三条の二 法第二条第一項第四号の国土交通省令で定める総トン数は、五百トン（内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第九号様式備考1 括弧書の船舶にあつては五百十トン）とする。

○ 倉庫業法（抄）

（昭和三一年六月一日法律第一二一号）
最終改正：令和五年六月一六日法律第六三号

（目 的）

第一条 この法律は、倉庫業の適正な運営を確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、倉荷証券の円滑な流通を確保することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律で「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう。

- 2 この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預りその他の他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管であつて、保管する物品の種類、保管の態様、保管期間等からみて第六条第一項第四号の基準に適合する施設又は設備を有する倉庫において行うことが必要でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）を行う営業をいう。

（登 録）

第三条 倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

○ 港湾雇用安定等計画

(令和六年三月二十二日)

(厚生労働省告示第百九号)

港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第三条第一項の規定に基づき、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾について、港湾雇用安定等計画を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。

港湾雇用安定等計画

1 計画の基本的考え方

(1) 計画のねらい

この計画は、港湾労働法施行令(昭和63年政令第335号)別表の上欄に掲げる港湾(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾をいう。以下「6大港」という。)における港湾労働者に係る労働力の需給の調整、雇用の改善並びに能力の開発及び向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇用安定センター、事業主及び事業主団体が講ずべき措置の指針を示すものである。

(2) 計画の背景と課題

イ 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上の現状

港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴(以下「港湾運送の波動性」という。)を有しており、個別の企業において常用労働者のみによって荷役作業を処理することには限界があり、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にある。企業外労働力として日雇労働者に依存することは港湾労働者の雇用の安定上問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する弊害も生ずるおそれがある。

また、港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、次に掲げるように、港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については、一部の事項について改善しているものの、荷待ちのために待機時間が発生しやすいこと等の港湾運送事業の特性もあり、全体としては、他の産業に比してなお改善の余地のある状況となっている。

(イ) 労働時間

賃金構造基本統計調査によると、港湾労働者の令和4(2022)年6月における月間実労働時間は191時間(196時間(平成29(2017)年6月))となっており、全産業の労働者の令和4(2022)年6月における月間実労働時間である177時間(178時間(平成29(2017)年6月))に比して長くなっている。

また、同調査によると、港湾労働者の令和4(2022)年6月における月間所定労働時間は全産業の労働者の同月における月間所定労働時間に比して短くなっている一方、港湾労働者の同月における月間所定外労働時間は29時間(35時間(平成29(2017)年6月))となっており、全産業の労働者の令和4(2022)年6月における月間所定外労働時間12時間(13時間(平成29(2017)年6月))に比して長くなっている。

(ロ) 週休二日制の導入状況

港湾運送事業雇用実態調査によると、6大港の港湾運送事業所のうち何らかの形で週休二日制を導入している事業所の割合は、令和5(2023)年6月30日現在で89.9%(87.8%(平成30(2018)年6月30日現在))となっており、就労条件総合調査による全産業の令和5(2023)年1月1日現在における何らかの週休二日制の導入割合である85.4%(84.1%(平成30(2018)

年1月1日現在))に比して高くなっている。

(ハ) 退職金制度等の有無

港湾運送事業雇用実態調査によると、6大港の港湾運送事業所のうち退職金制度を導入している事業所の割合は、令和5(2023)年6月30日現在で86.9%(88.0%(平成30(2018)年6月30日現在))となっており、就労条件総合調査による全産業の令和5(2023)年1月1日現在における退職給付制度の導入割合である74.9%(80.5%(平成30(2018)年1月1日現在))に比して高くなっている。

(ニ) 技能労働者不足の状況

港湾運送事業雇用実態調査によると、6大港で港湾派遣労働者を使用した事業所のうち、人手不足のため(募集等をしているが人が採用できない)に港湾派遣労働者を使用した事業所の割合は、令和5(2023)年6月30日現在で21.7%となっており、平成30(2018)年6月30日現在の12.7%に比して増加している。

(ホ) 教育訓練

港湾運送事業雇用実態調査によると、港湾運送事業主の行う教育訓練は、令和5(2023)年6月30日現在で、6大港の63.7%(67.4%(平成30(2018)年6月30日現在))の港湾運送事業所で実施されている。

また、教育訓練の課題として、指導者の人材不足(28.2%)や適切な教育訓練施設の不足(10.8%)が挙げられている。

ロ 今後の港湾労働対策の課題

(イ) イで述べたように、港湾労働の分野においては、港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上について更に改善すべき状況にあるが、これに加え、近年、港湾労働を取り巻く環境は大きく変化している。

a 規制改革等の影響を踏まえた取組の継続

6大港における港湾運送事業に係る規制改革以来、港湾運送事業主に対して、事業の一層の効率化及びサービスの多様化の要請が強まり、港湾労働者の雇用の安定が損なわれることが懸念されてきた中で、昨今は国際競争の激化等の状況も見られる。このため、これまでも港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立に資する施策に取り組んできたが、これらの取組を引き続き講ずる必要がある。

b 革新荷役の進展

貨物輸送のコンテナ化、コンテナ船の大型化、荷役作業の機械化、港湾施設のインフラ整備等により、革新荷役がより一層進展していることや、港湾運送事業に係る規制改革等により、港湾運送事業主に対してより効率的な経営が求められていることに伴い、港湾労働者自身が高度な技術・技能を習得するとともに、港湾運送事業主においても、在来荷役に必要な技術・技能を有する技能労働者に加え、荷役機械の技術革新の進展に対応した高度な技能労働者を確保することが課題となっている。このため、技能労働者の確保に資する施策を引き続き講ずることにより、安定的な物流の維持に努める必要がある。

c 港湾運送の波動性への対応

貨物輸送のコンテナ化等革新荷役の進展にもかかわらず、港湾運送の波動性は依然として存在しており、港湾運送事業に係る規制改革以来、港湾運送事業主はより効率的な経営を求められている。このため、港湾運送の波動性に効率的かつ的確に対応するための施策を引き続き講ずる必要がある。

(ロ) 今後の港湾労働対策においては、(イ)を踏まえ、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための施策の推進、港湾労働者派遣制度の適切な運営及び有効活用の促進等を通じて、引き続き港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図っていくことが重要である。

(ハ) 港湾運送業界については、急速な高齢化の進展や低調な入職率等により、技能労働者の不足が顕在化しつつあり、若年労働者を始めとした人材の確保・育成が極めて重要な課題となっている。

こうした課題に対応するためには、働き方改革を始め、労働時間等の労働条件の改善・雇用環境の整備等を通じた魅力ある職場づくりを推進し、安全な労働環境の確保を図ることが不可欠であり、こうした取組を通じて若年者・女性・高齢者等（以下「若年者等」という。）の幅広い人材の活躍促進を図っていく必要がある。

また、荷役機械の技術革新の進展等に加え、港湾労働者の人手不足に対応するためには、高度な技能労働者の確保・育成が不可欠であることから、特に若年労働者に対する教育訓練について、支援の必要性が増している。

こうした課題への対応について、行政はもとより、労使も含めて引き続き議論を行うとともに、将来の発展を見据えた取組を行う必要がある。

(3) 計画の期間

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までとする。

2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項

(1) 港湾運送量の動向

6大港における港湾運送量は、船舶積卸量が5億9百万トンであった平成13（2001）年度以降増加傾向にあり、平成30（2018）年度には6億9千8百万トンとなったが、令和元（2019）年度から減少し、令和2（2020）年度においては6億1千9百万トンとなっている。また、6大港における船舶積卸量に占めるコンテナ貨物の割合は、平成10（1998）年度には60%を超え、その後も引き続き上昇傾向にあり、令和2（2020）年度においては72.9%となっている。

(2) 港湾労働者の雇用の動向

イ 港湾労働者数

厚生労働省職業安定局調べによると、6大港における年度平均常用港湾労働者数は、28,958人であった平成14（2002）年度以降増加傾向にあり、令和2（2020）年度には34,473人となったが、令和3（2021）年度以降わずかに減少し、令和4（2022）年度においては34,093人となっている。

ロ 就労状況

厚生労働省職業安定局調べによると、6大港における港湾労働者の月間平均就労延日数は、約50万8千人日であった平成14（2002）年度以降増加傾向にあり、令和4（2022）年度においては約54万6千人日となっている。そのうち常用港湾労働者の月間平均就労延日数は、港湾労働者の雇用の安定を図るための企業常用化の推進により、約53万人日（港湾労働者派遣制度に係る派遣労働者の就労日数を含む。）で、全体の96.9%を占めるに至っている。

ハ 入職率及び離職率

6大港における港湾労働者の入職率は一貫して低い割合となっており、雇用動向調査によると、令和4（2022）年の全産業における労働者の入職率は15.2%となっているのに対し、厚生労働省職業安定局調べによると、同年の6大港における港湾労働者の入職率は8.2%にとどまっている。

一方、離職率については、雇用動向調査によると、同年の全産業における労働者の離職率が15.0%となっているのに対し、厚生労働省職業安定局調べによると、同年の6大港における港湾労働者の離職率は8.5%となっている。

ニ 港湾労働者の年齢構成

賃金構造基本統計調査によると、令和4（2022）年の全産業の労働者における50歳以上の労働者比率は34.1%であり、平成29（2017）年の29.3%に比して4.8%の増加となっているのに対し、令和4（2022）年の港湾労働者における同比率は33.4%と、平成29（2017）年の25.2%に比して8.2%増加しており、港湾労働者の高齢化は他産業と比べ急速に進展しているといえる。

ホ 港湾労働者の勤続年数

港湾運送事業雇用実態調査によると、6大港の港湾労働者のうち勤続年数が15年以上の者の割合は、令和5（2023）年6月30日現在で49.1%となっており、平成30（2018）年6月30日現在の42.2%に比して増加している。一方、勤続年数が5年未満の者の割合については、令和5（2023）年6月30日現在で21.8%と、平成30（2018）年6月30日現在の23.2%に比して減少している。

3 労働力の需給の調整の目標に関する事項

(1) 労働力の需給の調整の目標

港湾労働法（昭和63年法律第40号）は、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としているが、同法制定当時、コンテナ輸送の増大等、港湾における輸送革新はより一層進展し、港湾運送の分野においては、高度な技術・技能を有する港湾労働者をより積極的に活用していく方策が求められていた。

このため、港湾労働者については、常用労働者として雇用し、計画的に教育訓練を行うことにより、高度な技術・技能を有する港湾労働者を養成していくことが重要とされ、また、日雇労働者の就労に際し、第三者が不当に介入することによる弊害が発生するおそれがあることから、このような問題を回避するためにも、港湾運送の業務については、原則、常用労働者で対応することが適当とされた。

このような観点から、港湾における荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則としており、港湾運送の波動性に対応した企業外労働力については、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされ、港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず必要な労働力を確保できない場合には公共職業安定所の紹介による日雇労働者の雇入れが認められ、かつ、適格な求職者の紹介が受けられない場合等に限り日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められている。

これらのことを踏まえ、港湾における荷役作業については、今後とも、前段の原則の徹底を図ることにより、港湾労働者の常用化を更に推進するとともに、事業主に雇用される常用労働者の雇用の安定に一層努める。

(2) 労働力の需給の調整に関して講ずべき措置

イ 国及び都府県が講ずる措置

(イ) 港湾労働法の趣旨及び目的の徹底を図るための事業主に対する指導の実施

事業主の企業外労働力への安易な依存を排除し、港湾労働者の常用化を促進するため、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行うことにより、港湾における荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者によって処理することを原則とする港湾労働法の趣旨及び目的の更なる周知徹底を図る。

(ロ) 港湾労働者の常用化の推進

公共職業安定所において、常用労働者に係る適格な求職者の紹介の実施、求人・求職情報の積極的な提供等を行い、港湾労働者の常用化の推進を図る。

(ハ) 港湾労働者派遣制度の適正な運営及び有効活用の促進

港湾労働者派遣制度の適正な運営により、常用労働者の就労機会の確保及び雇用の安定を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、必要な指導を行う。

また、同制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの港湾労働法第44条第1項の規定に基づく申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。

これらの取組に当たっては、港湾労働者雇用安定センターと協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。

(ニ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応

厚生労働省職業安定局調べによると、令和4(2022)年度における直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延日数は16,064人日で、港湾労働者全体の2.9%を占めている。平成24(2012)年度以降、当該割合は横ばいとなっており、これまで当該割合が減少するよう努めてきたが、減少に結びついていない状況にある。

このため、公共職業安定所において、事業主が求める人材と日雇労働者が有する技能・経験等とのマッチングが、荷役の種類の違い等各港湾における固有の事情を踏まえつつ円滑に行われるよう、事業主及び事業主団体とも連携しつつ、適格な求職者の紹介のための機能の充実・強化を図り、必要な労働力の確保に努める。

また、各事業主における直接雇用の日雇労働者の使用状況の的確な把握に努め、直接雇用の日雇労働者を多数使用する事業主に対し、雇用管理に関する勧告を含め必要な指導を行い、直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延日数の減少に更に努める。

(ホ) 雇用秩序の維持

港湾における雇用秩序が維持されることは、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図る観点から必要不可欠である。

このため、港湾労働法遵守強化旬間(毎年11月21日から同月30日まで)等を通じて、港湾関係者の遵守意識の一層の高揚を図るとともに、雇用秩序連絡会議の積極的開催、港湾労働者からの港湾労働法第44条第1項の規定に基づく申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施、雇用管理に関する適時適切な勧告等により、違法就労の防止を図る。

また、現場パトロール等の際に、色分けされた港湾労働者証を確認し、港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)違反の疑いがある事態を把握した場合は、管轄の地方運輸局等と速やかに情報共有を行うなど、取組の実効性の確保を図る。

さらに、港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫については、統一された貨物量の算定基準に基づき、当該港湾倉庫に該当するか否かの調査を的確に実施し、制度の適正な運用を図る。

(ヘ) 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給の調整を実施するため、港湾労働者雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

(ト) 派遣法等の適正な実施を図るための事業主に対する指導の実施

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「派遣法」という。）又は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に違反する形態による労働力の需給調整については、港湾における雇用秩序を混乱させるものであることから、その是正指導及び防止の更なる徹底を図る。

また、共同受注・共同就労については、それぞれの作業が適正な請負として実施される必要がある。このため、共同受注・共同就労を労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和 61 年労働省告示第 37 号）に照らし適切な請負として実施すべきことについて、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行う。

ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

(イ) 事業主支援業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、事業主及び事業主団体と密接な連携を図り、港湾労働者派遣契約の締結のあっせんを行うに際し、港湾労働者に従事させようとしている業務の具体的内容又は当該業務に従事するに際して必要な技能等に関する港湾派遣元事業主又は港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からのあっせん申込内容をきめ細かに収集又は確認の上であっせん先に対して情報提供を行うなど港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者の双方の要請を満たせるよう、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

(ロ) 雇用安定事業関係業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、派遣労働者に従事させようとする業務の内容等、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からの労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者に対する研修を行うほか、事業主、港湾労働者その他の関係者に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。

ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

(イ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応

日雇労働者の直接雇用については、その縮小に向け、公共職業安定所において、荷役の種類の違い等各港湾における固有の事情に応じた適格な求職者の紹介のための機能の充実・強化に係る取組に対して積極的に協力するなど、直接雇用の日雇労働者の使用が例外的となるよう努める。

(ロ) 手続の適正な実施

港湾労働法に定められた届出、報告等の手続を適正に実施する。

(ハ) 港湾労働者雇用安定センターへの協力

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、港湾労働者雇用安定センターに対して、港湾派遣労働者に従事させる予定の具体的な業務内容又は当該事業に従事するに際して港湾派遣労働者に必要とされる技能等事業所における港湾労働者の需給の状況に関するできる限り具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。

(二) 事業主団体が講ずる措置

事業主が講ずる(イ)から(ハ)までの措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。

4 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項

(1) 雇用の改善を促進するための方策

イ 国が講ずる措置

我が国の港湾における国際競争力を確保する観点から、人的資源の有効活用が図られるよう、女性や高齢者が働きやすい職場環境の整備を促進するなど、関係省庁と連携し、港湾労働者の福利厚生について必要な対策を実施するよう努める。

また、雇用管理者の選任の徹底、雇用管理改善の重要性の周知等により、事業主の雇用管理の改善の一層の促進及びその実効性の確保を図るとともに、港湾運送事業に係る規制改革等の港湾労働を取り巻く環境の変化等により、労働時間や労働災害の増加、労働保険への未加入、その他労働環境の悪化が生ずることのないよう、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令に定める労働条件の基準の遵守の更なる徹底や、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 6 条に規定する労働災害防止計画の効果的な推進等を図るとともに、関係者の協力を得つつ必要な対策を実施するよう努める。

さらに、港湾運送業界への理解・入職の促進を図るため、若年者に対して我が国の物流を支え国民生活に寄与する港湾運送業界の仕事や職場の魅力に接する機会を提供するなど、関係機関等と連携した取組を行う。

ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した雇用管理者研修及び事業主を対象とする雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施する。

また、港湾労働者派遣事業の活用促進を図りつつ、技能労働者不足に対応するため、職場見学等を通じて若年者に対して港湾運送業界の仕事や職場の魅力に接する機会を提供するなど、関係機関等と連携して港湾運送業界への理解・入職の促進につながる取組を行う。

ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

事業主は、雇用管理者を選任し、その資質の向上を図るとともに、計画的な港湾労働者の募集等を行う。また、女性や高齢者が働きやすい職場環境を整備するなど、福利厚生の充実等雇用管理の改善を推進し、人材確保の観点からも港湾運送事業の雇用機会としての魅力づくりに一層努める。

また、労働時間等の改善について、日曜・夜間荷役が継続的に行われる場合には、労使間の協議に基づき、交替制勤務の導入等による所定外労働時間の削減等適切な雇用管理の実施を図る。

さらに、港湾労働者の心身の健康の保持はもとより、ワーク・ライフ・バランスの推進や若年者等の入職及び定着の促進の観点からも、労働条件の改善・雇用環境の整備等を通じた魅力ある職場づくりの推進に努める。

また、物流を支える港湾労働者の健康と安全の確保を図ることは重要であり、労働安全衛生対策に取り組むことが事業主にとって経営や人材確保・育成の観点からプラスとなることも踏まえ、その取組を推進する。さらに、労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）に基づき設立された港湾貨物運送事業労働災害防止協会の活動を通じ、事業主が協力して労働安全衛生対策を講ずるなど、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した労働環境の整備に努める。

加えて、若年者の港湾運送業界への理解・入職を促進する取組について、港湾労働者雇用安定セ

ンターに協力するよう努める。

事業主団体は、事業主の講ずる措置について、必要な助言その他の援助を行う。

(2) 能力の開発及び向上を促進するための方策

イ 国が講ずる措置

(イ) 港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充

国際競争の激化、荷役機械の技術革新の進展等により、港湾運送事業における荷役のうち、ガントリークレーン、RTG（タイヤ式門型クレーン）等を使用する革新荷役が6大港全体で進展していることに伴い、在来荷役に必要な技術・技能に加え、荷役機械の技術革新の進展に対応した高度な技術・技能が必要となるなど、事業主の訓練ニーズも多様化・高度化している。

このため、当該ニーズに的確に対応した訓練内容の一層の充実・強化に努め、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

(ロ) 港湾労働者に対する教育訓練の支援

港湾職業能力開発短期大学校を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した港湾運送業務に係る職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援する。また、国等が講ずる港湾運送業界への理解・入職の促進を図る取組とも連携し、港湾運送業界を志望する若年者に対する的確な職業訓練を実施する。

さらに、各港湾のいずれにおいても必要な港湾に関する知識又は技能に関する一般的な研修について、公共職業能力開発施設、港湾技能研修センター等と連携を図りつつ、個別の港湾におけるその実施機会の拡大に努める。

ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

(イ) 港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充

荷役機械の技術革新の進展等に伴い、荷役機械オペレータを始め港湾労働者に求められる技能は一層多様化・高度化しており、港湾労働の魅力向上、人材確保への寄与の観点も含め、訓練ニーズに的確に対応し、高度な技能労働者を確保・育成する必要がある。

このため、神戸市に設置されている港湾技能研修センターにおいて、より実践的な訓練内容の一層の充実・強化を図り、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

(ロ) 相談援助及び各種講習の実施等

港湾労働者に対する相談援助やニーズに対応した各種講習を実施するほか、認定職業訓練施設に対する補助金制度を活用すること等による運営基盤の強化並びに港湾労働者の能力の開発及び向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主に対して港湾技能研修センターの積極的利用を促す。

ハ 事業主が講ずる措置

荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化に留意しつつ、その雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。

5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

(1) 国が講ずる措置

イ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための事業主に対する 指導等の実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨を徹底するとともに、次の項目等についての必要な指導を行う。

- (イ) 労働者派遣契約の締結に際しては港湾労働者雇用安定センターのあっせんを受けることが適当であること
- (ロ) 港湾労働者派遣事業は自己の営む港湾運送事業に付随して行うことが適当であること
- (ハ) 港湾労働者派遣の役務を専ら特定の者に一方的に提供することを目的として活用すること及び港湾労働者を専ら派遣就業に従事させることは適当ではないこと
- (ニ) 港湾労働者を港湾労働者派遣制度の対象としようとする場合にはあらかじめ本人の同意が必要であること
- (ホ) 港湾労働者派遣の対象としようとする港湾労働者が主として従事している業務についてのみ派遣が認められること
- (ヘ) 港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣中の港湾労働者について港湾労働法第 23 条の規定により適用する派遣法第 45 条の規定に基づく労働安全衛生上の措置等を講ずる必要があること

また、港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。

さらに、港湾労働者雇用安定センターと協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。

ロ 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するため、港湾労働者雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

(2) 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

イ 事業主支援業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、事業主及び事業主団体と密接な連携を図り、港湾労働者派遣契約の締結のあっせんを行うに際し、港湾労働者に従事させようとしている業務の具体的内容又は当該業務に従事するに際して必要な技能等に関する港湾派遣元事業主又は港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からのあっせん申込み内容をきめ細かに収集又は確認の上であっせん先に対して情報提供を行うなど港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者の双方の要請を満たせるよう、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

ロ 雇用安定事業関係業務の適正な実施

派遣労働者に従事させようとする業務の内容等、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からの労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者に対する研修を行うほか、事業主、港湾労働者その他の関係者に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。

(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

イ 港湾労働者雇用安定センターへの協力

港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、港湾労働者雇用安定センターに対して、港湾派遣労働者が従事予定の具体的な業務内容又は当該業務に従事するに際して港湾派遣

労働者に必要とされる技能等事業所における港湾労働者の需給の状況に関するできる限り具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。

ロ 許可基準等の遵守

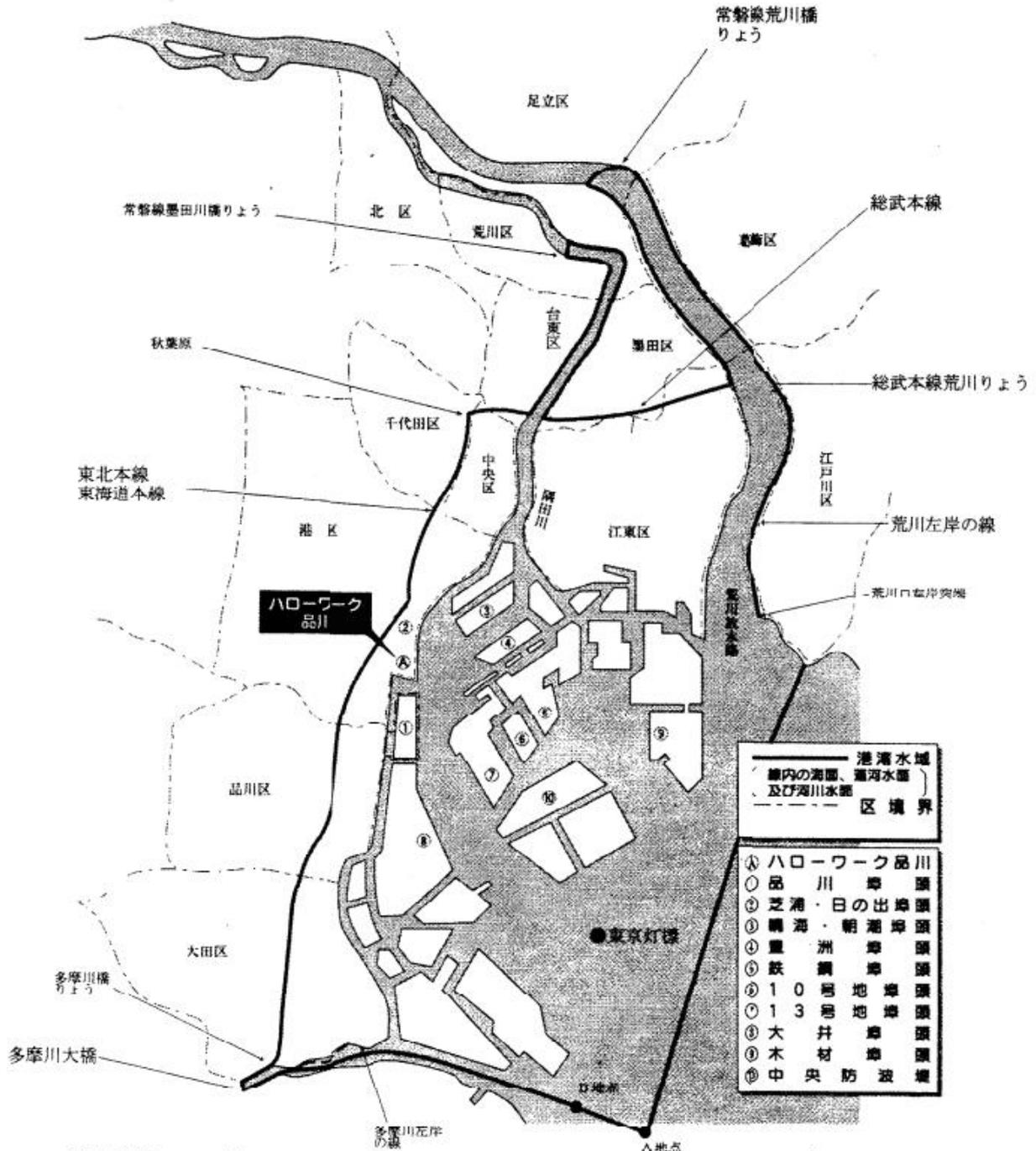
港湾労働者派遣制度は、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るための制度であることを理解し、港湾労働者派遣制度の許可基準とされている自己の営む港湾運送事業に付随した港湾労働者派遣事業の実施、適正な派遣料金、派遣就業の日数の上限等を遵守するとともに、一定の経験・資格を有する者のみを港湾労働者派遣制度の対象者とし、港湾労働法第 23 条の規定により適用する派遣法第 45 条の規定に基づく労働安全衛生上の措置等を的確に実施するなど、港湾労働者派遣制度を同制度の趣旨に沿って活用する。

ハ 事業主団体が講ずる措置

事業主が講ずるイ及びロの措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。

○ 東京港の港湾水域及び指定区域図・指定区域一覧

東京港の港湾水域図
(港湾労働法施行令による)



管轄区域……13区

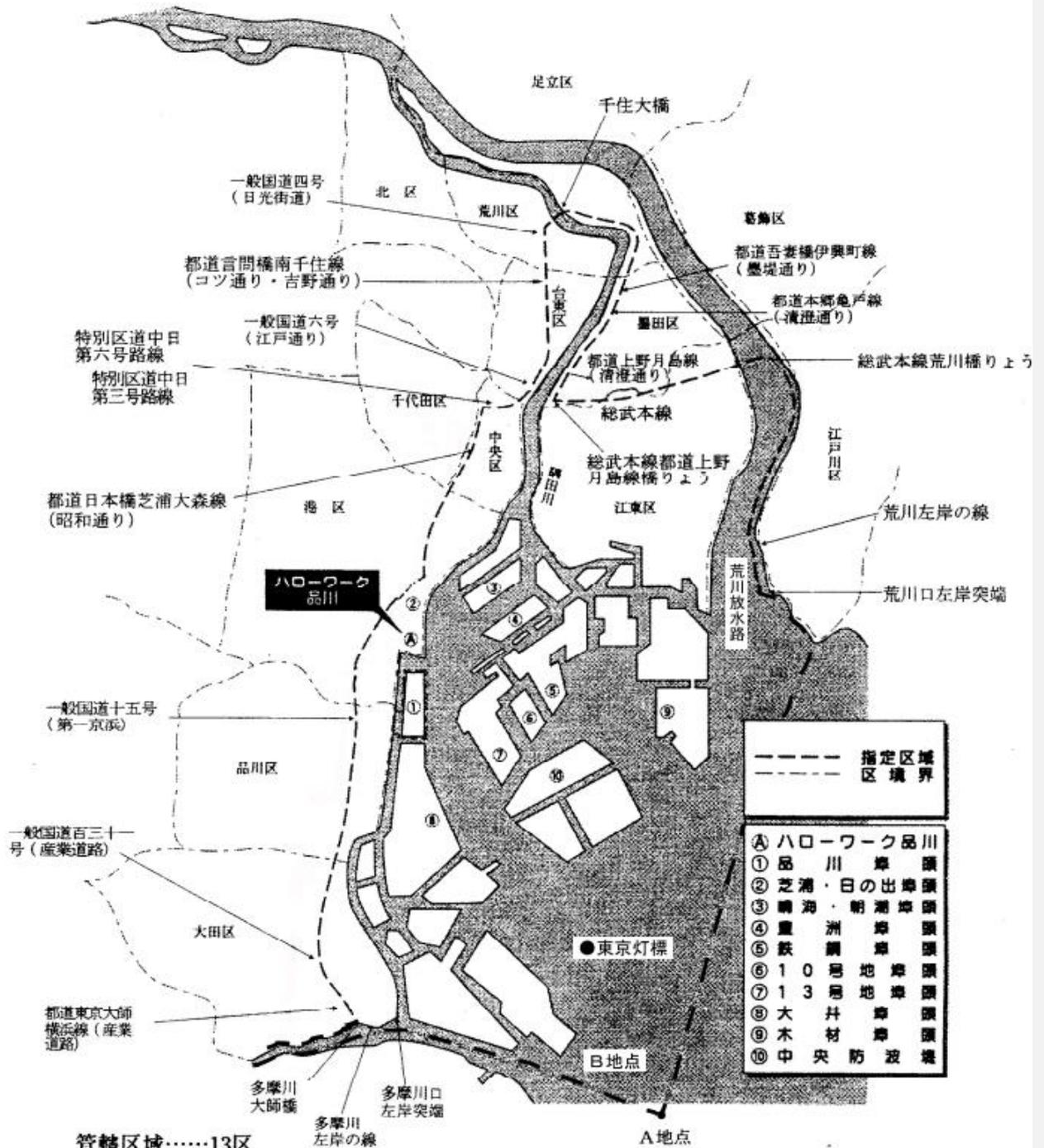
千代田・中央・港・台東・墨田・江東・品川・大田・北・荒川・足立・葛飾・江戸川

指定区域……10区

中央・港・台東・墨田・江東・品川・大田・荒川・足立・江戸川

※港湾労働法第二条第一号及び港湾労働法施行令第一条で指定される法の適用対象区域

東京港の水域及び指定区域図 (港湾労働法施行令による)



管轄区域……13区

千代田・中央・港・台東・墨田・江東・品川・大田・北・荒川・足立・葛飾・江戸川

指定区域……10区

中央・港・台東・墨田・江東・品川・大田・荒川・足立・江戸川

※指定区域とは港湾労働法施行令第二条第三号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する区域を指す

※指定区域とは港湾労働法施行令第二条第三号で指定される **港湾倉庫の適用指定区域**

港湾労働指定区域

足立区	江東区（続き）
千住曙町 38番～42番 千住河原町 10番～49番 千住関屋町 千住橋戸町 47番～96番	清澄 1丁目～3丁目 佐賀 1丁目、2丁目 猿江 1丁目、2丁目 塩浜 1丁目、2丁目 潮見 1丁目、2丁目 東雲 1丁目、2丁目 白河 1丁目～4丁目 新大橋 1丁目～3丁目 新木場 1丁目～4丁目 新砂 1丁目～3丁目 住吉 1丁目、2丁目 千石 1丁目～3丁目 千田 高橋 辰巳 1丁目～3丁目 東陽 1丁目～7丁目 常盤 1丁目、2丁目 富岡 1丁目、2丁目 豊洲 1丁目～6丁目 東砂 1丁目～8丁目 平野 1丁目～4丁目 深川 1丁目、2丁目 福住 1丁目、2丁目 冬木
荒川区	
南千住 3丁目、4丁目、7丁目、8丁目	古石場 1丁目～3丁目 牡丹 1丁目～3丁目 南砂 1丁目～7丁目 三好 1丁目～4丁目 毛利 1丁目、2丁目 森下 1丁目～5丁目 門前仲町 1丁目、2丁目 夢の島 1丁目～3丁目 若洲 1丁目～3丁目
江戸川区	品川区
小松川 1丁目～3丁目 平井 1丁目～4丁目	勝島 1丁目～3丁目 北品川 1丁目、2丁目 東大井 1丁目、2丁目
大田区	
大森東 1丁目～5丁目 大森本町 1丁目、2丁目 大森南 1丁目～5丁目 京浜島 1丁目～3丁目 城南島 1丁目～7丁目 昭和島 1丁目、2丁目 東海 1丁目～6丁目 羽田 1丁目～6丁目 羽田旭町 羽田空港 1丁目～3丁目 東糀谷 1丁目～6丁目 平和島 1丁目～6丁目 平和の森公園 令和島 1丁目、2丁目	
江東区	
青海 1丁目～4丁目 有明 1丁目～4丁目 石島 海の森 1丁目～3丁目 海辺 永代 1丁目、2丁目 枝川 1丁目～3丁目 越中島 1丁目～3丁目 扇島 1丁目～3丁目 大島 1丁目～9丁目 亀戸 1丁目、6丁目、7丁目、9丁目 北砂 1丁目～7丁目 木場 1丁目～6丁目	

品川区 (続き)	中央区 (続き)
東品川1丁目～5丁目 東八潮 南大井1丁目、2丁目 南品川1丁目～3丁目 八潮1丁目～5丁目	銀座2丁目12番～16番 銀座3丁目11番～15番 銀座4丁目11番～14番 銀座5丁目13番～15番 銀座6丁目15番～18番 銀座7丁目14番～18番 銀座8丁目14番～21番
墨田区	新川1丁目、2丁目 新富1丁目、2丁目 築地1丁目～7丁目 月島1丁目～4丁目 佃1丁目～3丁目 豊海町 日本橋1丁目14番～21番 日本橋2丁目12番～16番 日本橋3丁目12番～15番 日本橋蛸殻町1丁目、2丁目 日本橋兜町 日本橋茅場町1丁目～3丁目 日本橋小網町、日本橋中洲 日本橋人形町1丁目、2丁目 日本橋箱崎町 日本橋浜町1丁目～3丁目 日本橋本町1丁目10番 八丁堀1丁目～4丁目 浜離宮庭園 晴海1丁目～5丁目 東日本橋1丁目、2丁目 湊1丁目～3丁目
台東区	港区
浅草7丁目 今戸1丁目、2丁目 雷門2丁目1番、2番、20番 清川1丁目、2丁目 蔵前1丁目、2丁目 駒形2丁目 橋場1丁目、2丁目 花川戸1丁目1番～3番、11番～12番 花川戸2丁目1番、2番、14番、15番 棚橋1丁目、2丁目	海岸1丁目～3丁目 港南1丁目～5丁目 芝1丁目、4丁目8番～18番 芝5丁目33番～37番 芝浦1丁目～4丁目 高輪2丁目19番～21番、 高輪3丁目24番～26号 浜松町1丁目、2丁目 東新橋1丁目、2丁目 三田3丁目11番～14番
中央区	
明石町 入船1丁目～3丁目 勝どき1丁目～6丁目 京橋1丁目15番～19番 京橋2丁目13番～18番 京橋3丁目11番～14番 銀座1丁目1丁目17番～28番	

○ 港湾労働課の活動状況（令和6年度）

（1） 現場パトロール実施状況（合同パトロール含む）※令和7年3月末までの実績

○実施範囲（視察・見学を除く）

日の出、芝浦、品川（内貿・コンテナ）、大井（コンテナ・水産物・食品・各海貨上屋）、中央防波堤（内側ばら物）、お台場ライナー、10号地（東・西）、10号地その1多目的、辰巳、15号地木材埠頭の各ふ頭及び港湾倉庫

○実施回数

74回（1回当たりの対象事業所：約3事業所）

○主な指摘事項

港湾労働者証不携帯（有効期間を過ぎた証携帯等含む）	11件
未届けでの日雇労働者の雇用疑い	2件
適正請負違反（作業混在）の疑い	0件
その他港湾労働法違反の恐れがある事案	2件
※労働基準法・安全衛生規則違反の疑い（ヘルメット未着用、半袖等）	2件

※指摘事項については、雇用管理者等を通じて指摘、改善指導済

※ハローワークが直接指導できない事案については、関係行政機関や団体へ情報提供前に、雇用管理者等に事案を伝達し、状況把握と自発的改善を提案

※（5）に参考画像あり。

（2） 店社（事業所）訪問実施状況 ※令和7年3月末までの実績

○訪問事業所数 71事業所（適用事業所数145事業所）

（3） 港湾倉庫調査実施結果

○調査対象倉庫数 31倉庫（うち港湾労働法適用事業所運営分 5事業所 5倉庫）

○回答倉庫数 24倉庫（うち港湾労働法適用事業所運営分 5事業所 5倉庫）

○未回答倉庫数 7倉庫（うち港湾労働法適用事業所運営分 0事業所 0倉庫）

※未回答倉庫は令和6年度倉庫調査の対象とし、引き続き港湾労働法の適切な運用を図る。

（4） 法45条に基づく報告指示及び立入検査数 ※令和7年3月末までの実績

○報告指示件数 0件

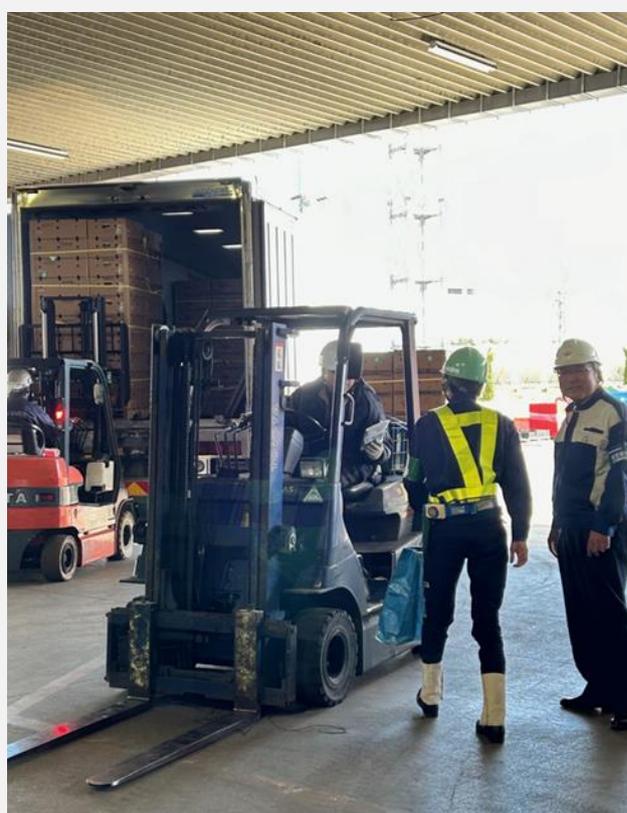
○立入検査件数 0件

※法45条に基づく報告及び検査（強制力を有する形式）における報告の指示、立入検査を指す。

(5) 港湾パトロールの様子 ※令和5年度港湾労働法遵守強化旬間時に撮影



港湾労働者証携帯確認（株上組 多目的物流センター）



港湾労働者証携帯確認（株上組 多目的物流センター）



旬間時における周知活動（10号地東側）

おわりに

港湾運送関係事業所の事務担当者の皆さま方には、港湾労働者の雇入れや就労に関する報告をはじめ、さまざまな事務手続や報告をお願いすることとなります。この冊子を、積極的かつ有効にご活用いただき、港湾労働法の施行と円滑な運営についてご理解いただくとともに、適切な届出にご協力をお願いいたします。

この冊子を作成するにあたって、できるだけ分かりやすく、説明漏れのないように心掛けましたが、ご不明な点などがありましたら、ハローワーク品川 HP の『港湾労働課からのお知らせ』に設けております『よくあるご質問 (FAQ)』を参考にご覧いただくか、港湾労働課までお問い合わせください。

令和7年6月

品川公共職業安定所

港 湾 労 働 課

○ 問い合わせ・アクセス

○品川公共職業安定所 港湾労働課

〒108-0022 東京都港区海岸 3-9-4 5 東京労働局海岸庁舎内 1F

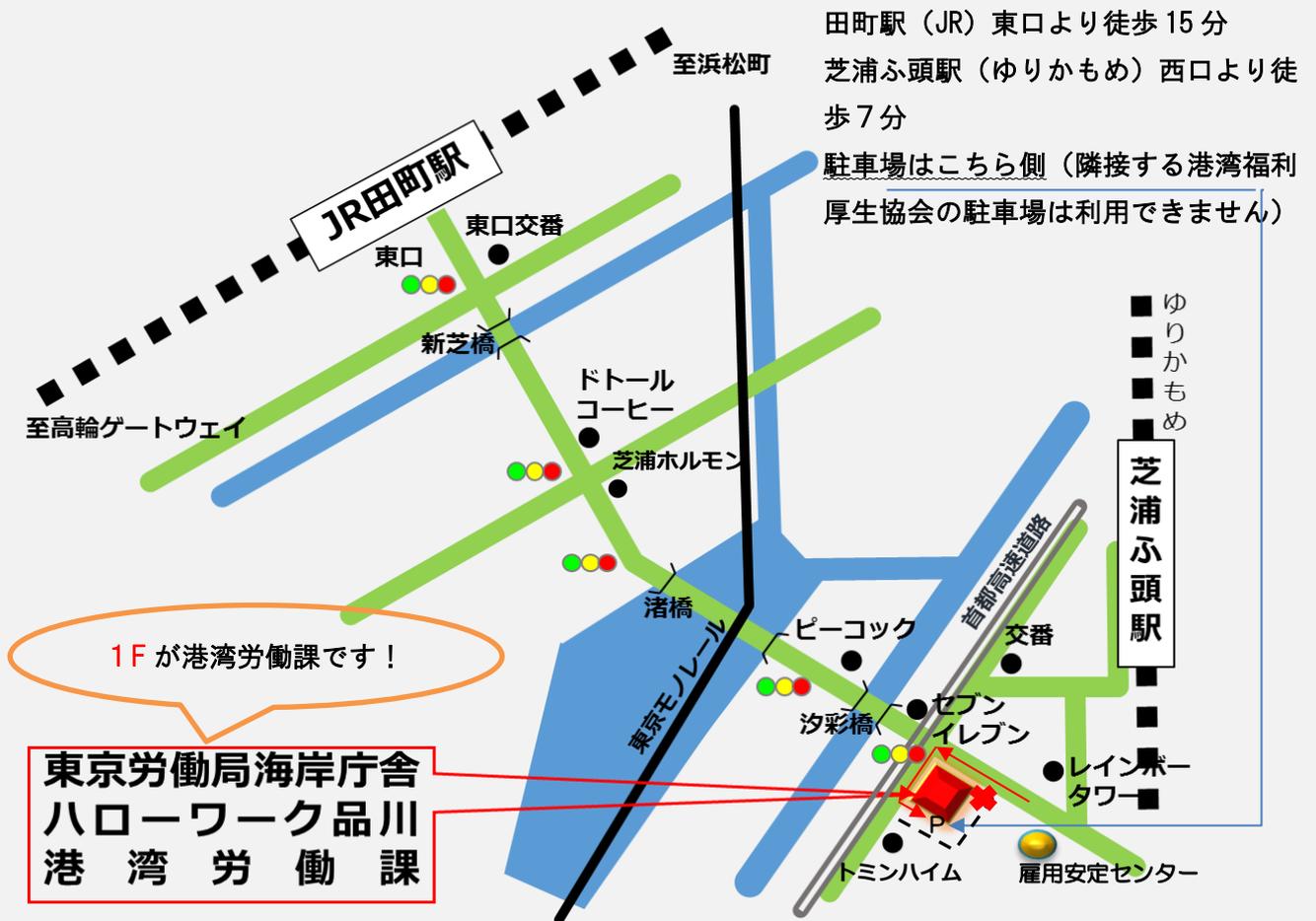
TEL 03(3452)4851 FAX 03(3798)8659

港湾労働者の派遣あっ旋申込みに関しては

○一般財団法人港湾労働安定協会 東京支部 東京港湾労働者雇用安定センター

〒108-0022 東京都港区海岸 3-3-3-10 芝浦第三荷役連絡所

TEL 03(3769)3621 FAX 03(3769)3622





令和7年6月公開